

放送大学審査学位論文（博士）

社会的無視・忘却における要援護性に関する研究

放送大学大学院文化科学研究科文化科学専攻

博士後期課程 社会経営科学プログラム

2016年度入学

林 隆 司

2019年 3月 授与

社会的無視・忘却における要援護性に関する研究

目 次

序 論	1
1. 本論の主題	1
(1) 問題の所在	
(2) 社会的無視・忘却という状態	
(3) 本論の問題をとらえる現状認識	
(4) 現状認識から導き出せる主題への手掛かり	
2. 本論に関連する先行研究レビュー	9
(1) 問題をとらえる視点	
(2) 社会的援護に関する本論の立場	
(3) 先行研究における関連概念	
(4) 「会的援護を要する状態」に関する先行研究	
(5) 先行研究を踏まえた社会的無視・忘却の関連や位置づけ	
3. 本論の分析枠組	15
(1) 本論の目的	
(2) 本論の方法	
(3) 倫理的手続	
註記	16
参考文献・論文・資料・ウェブサイト	19
1章 社会的無視・忘却の過程と概念	21
1. 本論の主題と目的	21
(1) 本論の主題	
(2) 本論の目的と方法	
2. 社会的無視・忘却が生成される過程	23
(1) 社会的無視・忘却の生成	
(2) 社会的無視・忘却が生成される過程	
(3) 包摂がなされても再び要援護に陥る状況	
(4) 援護が再び試みられるが社会的無視・忘却から社会的排除に陥る状況	
(5) 援護を要する状態自体が忘却される状況	
(6) 社会的無視・忘却の具体例	
3. 社会的無視・忘却を生起し深刻化させる背景	31
(1) 厚生省検討会報告書	
(2) 個別的要因への還元	

(3) 社会的なカテゴライズ	
(4) 援護の「定型化」	
(5) 社会的な関心が寄せられなくなること	
小括	37
(1) 社会的無視・忘却の過程と背景について	
(2) 社会的無視・忘却の更なる分析に向けた課題	
註記	38
参考文献・論文・資料・ウェブサイト	40

2章 社会的無視・忘却の要因と構造	43
1. 本章の問題意識	43
(1) 問題の背景	
(2) 本章の目的	
2. 社会的無視・忘却の因果関係の検討	45
(1) 因果関係を念頭とした吟味	
(2) 必要・十分な要因を検討するための予備的考察	
3. 社会的無視・忘却を生成する要因の検討	48
(1) 社会的援護の構成と要素相互の関係	
(2) 制度と人びとの関係からの検討	
(3) 社会的排除の要因からの検討	
小括：社会的無視・忘却の要因と因果関係	54
註記	56
参考文献・論文・資料・ウェブサイト	57

3章 社会的無視・忘却による社会的排除の検討	60
1. 本章の問題意識	60
(1) 社会的無視・忘却と社会的排除の関係	
(2) 本章の目的と方法	
2. 社会的排除の深刻化した状況を考える予備的考察	62
(1) 従来 of 貧困および生活困難に関する研究の吟味	
(2) 日本における生活困難への認識の変化	
(3) 古典的研究における貧困や生活困難の認識	
(4) 生活困難の変化からみる社会的排除の深刻化した状況への示唆	
3. 社会的排除の深刻化した状況と個別的な影響	65
(1) 社会的排除の研究における生活困難の認識	
(2) 社会的排除の深刻化した状況への視野	

(3) 社会的排除の諸影響に対する批判的検討	
4. 社会的排除の当事者個人に及ぶ影響	71
(1) 当事者を視野に置いた先行研究	
(2) 当事者における社会的排除の深刻化した状態	
(3) 当事者における社会的排除の深刻化した状態の具体例	
小括	75
註記	75
参考文献・論文・資料・ウェブサイト	76
4章 社会的無視・忘却による、当事者の日常性に関する研究への検討	80
1. 本章の問題意識	80
(1) 問題の主題	
(2) 本章の目的と方法	
2. 社会的無視・忘却と関わる日常性に関する研究	82
(1) 検討対象とする先行研究	
(2) 日常性の共有と関心	
(3) 社会的相互作用からみた社会的相互作用	
(4) ラベリングとしての社会的無視・忘却	
3. 諸知見による社会的無視・忘却の解釈	85
(1) 社会的援護における社会的無視・忘却の解釈	
(2) 障害者の鉄道事故にみる社会的無視・忘却	
(3) ラベリング理論による本事例の解釈	
4. 批判的検討	89
(1) 相対化	
(2) 社会的排除の当事者からの例証	
小括	92
註記	92
参考文献・論文・資料・ウェブサイト	93
5章 災害の被災者における社会的無視・忘却	94
1. 本章の問題意識	94
(1) 問題の背景	
(2) 被災者を論じる意義	
(3) 本論の目的と方法	
2. 災害の被災者が経験する社会的無視・忘却	96
(1) 先行研究における関心	
(2) 災害および被災者の範囲	

(3) 被災者に対する社会的援護と実際	
(4) 被災者の認定	
(5) 被災者を含む災害研究における幅広い視野の必要性	
3. 考察：被災者における社会的無視・忘却	103
(1) 被災後に生じる社会的排除と社会的援護	
(2) 被災者における社会的無視・忘却	
小括	106
註記	106
参考文献・論文・資料・ウェブサイト	107
6章 災害被災者における社会的無視・忘却の事例研究	110
1. 問題の所在	110
(1) 本章の問題意識	
(2) 本章の目的と方法	
2. 災害の概要と復興施策および被災者対策の沿革	112
(1) 災害の概要	
(2) 被災者支援と生活再建	
(3) 震災後の問題：復興住宅の整備	
(4) 借上復興住宅に入居した「元被災者」に対する民事訴訟	
3. 被災者における社会的無視・忘却の事例研究	117
(1) 元被災者へのヒアリング調査①	
(2) 被告とされた借上復興住宅の入居者への影響	
(3) 元被災者へのヒアリング調査②	
小括	124
(1) 災害復興後、「被災者」に戻されることによる社会的無視・忘却	
(2) 今後の影響やその展望	
註記	125
参考文献・論文・資料・ウェブサイト	126
結論	128
1. 本論の結論	128
(1) 本論の概要	
(2) 本論の結論：社会的無視・忘却における社会的援護	
(3) 本論の結論による社会的排除の研究への貢献	
(4) 本論の結論による社会的援護への貢献	
2. 本論の限界と今後の課題	131

(1) 本論の限界

(2) 今後の課題

参考文献・論文・資料・ウェブサイト・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

謝辞

序 論

1. 本論の主題

(1) 問題の所在

近年「社会的援護^(註1)を要する状態」が広がっているという。これは伝統的な失業や経済的な困窮状態だけでなく、疾患や障害によって、あるいは社会関係が乏しいとか関係を喪失している状態、さらに社会参加する機会や居場所が得られない等、多様な状態があるとされ、近年は社会的排除と呼ばれる。

たとえば、10年前に母親の介護のため仕事を辞めた男性が行き詰まったあげく、母親を殺し心中未遂した事件^(註2)が京都で起こった。この事件は、自宅で老親を介護する家族の半数が男性となった今日、決して他人事でも絵空事でもない。事件を起こした男性は、裁判後支援者に支えられ生活を再び始めたが、判決の8年後経済的にも行き詰まり誰にも相談しないまま自殺した。その後、マスコミの取材で自殺した男性の身元や事情が報道された^(註3)というものである。このような事件が報じられる度に、援護を充実させるべきだという一般市民や団体からの声があがる。また市町村が設けている要援護状態についての様々な相談窓口には、問い合わせや相談が寄せられる。しかし、この事件では、仕事が行き詰まった男性は援護を要する状態だったが、福祉事務所で生活保護は受けられなかった。故に、これらさまざまな社会的援護は、本当に必要な人びとを対象にせず、かれらの抱く不安に答えていないのではないか、という批判や疑問が寄せられる。

するとこの状態は、社会的援護を実施する制度や取り組みが十分機能していないことを示す事例なのだろうか。現代の日本社会で冒頭の事件のように社会的援護に期待しても援護されないことが増えた結果、生活や将来へ不安が広がっていると、本論ではまず提起してみたい。もともと社会的援護とは、生活保護や福祉制度に関する行政だけでなく様々な人びとや組織・団体が関わって成り立っている。制度である以上、取り組みには限りがある。だから何らかの事件が起こると、社会的援護は必要だ・もっとこれを充実させるべきだ、という主張がこれまでも繰り返されてきた。冒頭の事件もその一つだった。同時に、何らかの援護を要する状態が見直され、あらたな対象を援護できるような民間の活動や事業がおこなわれてきた。従来、このような社会的援護の見直しが繰り返され、制度が充実すると考えられてきた。

次に、このような状況が何故生じるのかを考えてみたい。何度も社会的援護を要する状態に気づかれず周囲から忘れられたこの事件の男性が経験したことに、その答えがあるのではないかと筆者は考える。

事件が報じられる度、専門家や実務家は社会的援護の見直しと具体策が議論し、社会的関心が寄せられる。また当事者の立場を重視する側からは、社会的援護を要する

状態にある人びとが看過された結果だという批判もある。だがこれを俯瞰的にとらえると、社会的援護について、制度でなく別のとらえ方から解釈し、捉えられるのではないかと考えられる。社会的援護とは、援護を要する状態にある人びとのための社会的営みだが、反面で当事者を無視し、忘れ去ることも日常的に生起しているのではないか。たとえば、事例の男性は、介護のため仕事ができなくなり経済的に行き詰まる。地元の役所や高齢者介護の制度から援護されないまま、事件に及んだ。その後裁判で執行猶予と判決を受け、支援を受けて別の土地で就職する。だが不況で再び職がなくなり行き詰まったが、誰にも相談することなく自殺を選んだ。なお、事件後の男性に福祉など社会的援護は関わる事がなかったのである。

(2) 社会的無視・忘却という状態

本論は、このように、何らかの援護が必要となる人びとが置き去りにされ、忘れ去られる状況を「社会的無視・忘却」と呼び、この概念から説明を試みたい。様々な制度が整備されたはずの現代の日本社会であっても、これら制度が何らかの形で支えるわけではないことを、2010年にNHKが制作・放映したドキュメント番組「無縁社会」では鮮明に問題を提起した（NHK「無縁社会プロジェクト」取材班 2010）。無縁社会とは、単身世帯が増加し人と人の関係の希薄化が進む状態を呼ぶために作られた表現である。これらの中にも本論で提起しようとする社会的無視・忘却と呼ぶ状態は含まれている。けれど、本論でその特徴として強調したいのは、何らかの形で社会的援護が試みられたが、のちに社会的援護を要する状態に再び陥っても放置されてしまう状況である。また、社会的援護を実施する行政や、何らかの世話を担う地域社会という場、そして市民社会という集団からも、その存在を忘れてしまうような、悪循環の状況なのである。これを別の具体例で示したい。

2004年12月4日、大阪市梅田の阪急百貨店前の歩道脇植え込みで、死後1カ月以上経過しミイラ化した高齢男性の遺体が発見された。男性は段ボールの上に横たわったまま着衣の乱れもなかった。現場は繁華街の中心で周辺の通客は1日に100万人を超える。（2004（平成16）年12月12日毎日新聞大阪版）

この事件当時は、バブル経済の破綻後で、ホームレスが各地で増加していた。これに対し、様々な援護活動が広がっていた。死亡していた高齢男性の遺体が発見された場所も、路上生活している人びとが多く、何らかの援護が関わっていたはずである。したがって遺体として発見されるまでの間、誰からも援護を受ける機会がなかったと考えられる。事件の背景に、無縁社会という言葉で説明されるような単身者の増加や人間関係の希薄化、あるいは社会的排除にあったことは間違いない。ここで本論が注目するのは、この男性がホームレスになり死亡に至った背景など個別的な事情そのも

のよりも、第一に、個別の社会的排除が社会的援護の制度や活動からどう認識されたか、第二に、何らかの手立てが講じられてもその後要援護の状態に再び陥った時どうとらえられたのか、という点である。第一の社会的援護における認識とは、社会的に援護すべき対象とみなされていたかという点と、社会的援護に関わる知識について問われることとなる。第二は、この男性のおかれた状況を取りまく社会との関係、より具体的に言えばホームレス状態にある人びとが大勢いた中で、この男性がどうみなされていたのかについても関心が向けられるべきである。

また事件の背景には、失業してホームレス状態にある人びとが大勢いる中で、炊き出しや宿の提供など社会的援護には「限界」があり、このような状態の人びとに必要な居場所・住まいや仕事の確保といった内容を社会的援護の「領分ではない」とみなしたことがあるかも知れない。また、自ら社会的援護の活動や制度を求めない存在まで援護をおこなうのは難しく、また仮に何らかの援護がおこなわれたことがあっても、その後関係が途絶えたために発見されなかったかもしれない。

このような、援護を要する状態だが気づかれずに社会的援護が関わらないような状況は、援護を要する状態とともに深刻なのではないか。また、社会的無視・忘却という状態が広がっていく先には、われわれと同じ社会を生き、共に社会を構成する一員の存在が見失われ、社会的関心が寄せられず援護も対応しない状況が生じるのではないか。社会的援護は本来、その理念に、生活を営むことが困難あるいは貧困の状態にある人びとも一人の人間として尊重する、と謳っている。だが、今日増加する孤立死は、社会的援護が関わらないような未来像を予見させる。

さて、社会的援護を制度論や援護を受ける権利から考えることには限界がある。むしろ援護が必要な状態にある人びととの関係に注目してみると、社会的無視・忘却がどのように生じ、社会的援護とどう関連した問題かを考察できるのではないか。

(3) 本論の主題をとらえる現状認識

1) 近年の社会状況にもとづく本論の現状認識

現代日本で広がる社会的援護を要する状態は、単なる経済的な貧困だけでなく、社会関係が乏しい・社会関係を喪失した状態、社会参加する機会や居場所の乏しさなど、多様な状態であるとされる。従来貧困といわれた状況を超えているとして、社会的排除として認識されるようになった^(註4)。

以下、社会的無視・忘却について考察を進める前に、まず現代日本の社会状況をもとに、本論の現状認識を簡単に確認しておくこととしたい。大きくは経済や人口構造の変動があるが、両者を分けることは難しい。また、政治や国際関係などの様々な要素も関連するが、ここでは本論の必要の範囲でのみ扱うこととする^(註5)。

人口構造の変動には、高齢者の増加と年少人口の減少と家族の変化、および都市部

と地方の人口移動がある。1970年代までの高度経済成長期に、経済を牽引した製造業や工業が多く労働力を都市部に集め、地方から多くの若年層が都市部に移って過密化を生んだ。他方地方では農林漁業は就業人口も減少し、過疎化や人口減少と高齢化が進んだ。これは男女間の就業格差も顕在化させて、女性の社会進出が進んだ。また、全国的に核家族化が進み、家族の規模が小規模化した。また、経済成長に伴う高学歴化や、需要の高まったサービス業など産業と就業構造の変化が進んだ。高学歴化による婚姻の高年齢化は出生率を下げることとなり、保健医療の普及によって延伸した平均寿命から人口高齢化も進んで、少子高齢化が進むようになった。

この間、高成長を続けた日本経済は、エネルギー・産業転換を経験しつつも雇用が持続した。また、先進国として国際間の貿易関係の交渉や為替・金融システムにも関わるようになった。国内では、年金や医療など各種社会保険制度を整備するとともに、労働者保護法制や福祉立法も制定された。

1980年代の低成長期に入った日本社会は、耐久消費財も普及した生活水準を享受する多くの国民には、いわゆる「一億総中流」という認識が広まったといわれる。しかしその一方、「豊かさ」や生活の質を問う議論や意見も表明され始めていた(宇沢 1989, 暉峻 1989, 三重野 1990)。他方、高齢者の社会的入院が社会問題化し始める等、経済面だけでなく高齢化対策など社会保障制度はじめ社会システムの見直しも意識されるようになった。

1990年代以降日本社会は、バブル景気とその破綻や、経済のグローバル化によって産業構造も変化する。とくにバブル景気の破綻後、企業倒産やサラリーマンの解雇が相次いで起こり、ホームレス状態に陥る人びとも増えた。この過程で製造業は工場を海外移転したり、雇用形態の非正規化を進めたりするリストラクチャリング(リストラ)が広がって、社会生活の不安定化が進んだ。また2000年代に入ると、IT技術の普及と金融のグローバル化をきっかけに情報関連と金融や証券市場が活性化したが、2008(平成20)年アメリカのサブプライムローン破綻を契機にリーマンショックが世界経済の景気後退を招き、日本でも再び景気後退と失業・企業倒産を招いた。加えて、都市と地方の経済格差が広がり、地方都市の産業や経済は打撃を受けて、地方自治体の財政運営が悪化した。

この中で、消費の落ち込みからデフレ傾向が進むとともに、就職氷河期といわれる大学新卒者の雇用不安が生じた。また非正規雇用が拡大するなかで、稼働所得では生活できないワーキングプアといわれる人びとの問題も社会的に広がった(Sipler, D. 2008, NHK スペシャル「ワーキングプア」取材班編 2010)。

人口高齢化とともに少子化が一層進んだ。2012(平成24)年には人口減少社会に入った中で、増加する社会保障給付に対し、政府支出の増加と増税や社会保険料などの値上げ、年金制度の欠陥による制度不安も広がった。加えて、相次ぐ自然災害によっ

て多くの犠牲者や被災者が生まれた。その中でも、1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災と2011（平成23）年3月の東日本大震災と福島第一原発事故災害は経済に与えたダメージは大きく、社会全体に大きな不安を広げることとなった。

2) 社会生活への影響と社会的援護

以上の社会背景から、社会生活を営むことが困難な状況として、以下の二つが生じてきた。第一に人口高齢化に伴って、経済面だけでなく心身の要介護状態が生活困難の要因に加わってきたことである。第二に、産業と経済構造の大きな変化に伴って雇用の不安定化が生じたことが、社会生活を営むことが困難となる状況がより多くの人びとに広がったことである。とくに雇用面での不安定化は、経済・金融のグローバル化によって広がった経済的な格差が影響しているといわれる。

第二次世界大戦後、欧米では今日の社会的援護を含む幅広い社会保障制度が整備されて福祉国家が形成され、各国にも普及し、日本でも労働法制の整備と国民皆年金・皆保険が創設された。しかし早くも1960年代以降には、欧米では貧困が解消されない事実と直面した。その後世界的な経済停滞や後退を経験した先進各国は、社会保障制度の過剰な財政負担と直面し、各国でさまざまな改革が行われた一方、経済的な格差の広がりが深刻化した。日本でも、人口高齢化への対策として社会保障制度の見直しが進んだと捉えられる。だが1990年代以降のバブル経済破綻後、日本でとられた対応は、高齢化対策とともに経済対策だった。しかし失業者にみあう雇用の機会と内容ではなかったため、ホームレス状態に陥る人びとも現れた。ホームレスに対しては、特別立法で居住先を確保して、職業訓練をおこなった。だが雇用の不安定化は、その後大学新卒者の就職氷河期や、ワーキングプアといわれる状態が社会的に広まった。さらに、2008（平成20）年に発生したリーマンショックによって派遣労働者の契約打ち切りが相次ぎ、生活困窮に陥る若年層が増加した。すなわち、雇用と居住の安定によって人びとの享受できる社会保障が対応できない状況が広がり、その結果社会的排除が広がってきた。この中で雇用や居住など、従来生活保護や社会福祉など社会的援護が「対象」としない（あるいはしなかった）問題が顕在化してきたと考えられる（表序-1）。

表序－1 近年の日本社会における経済・社会に関する略年表

主な出来事	政府の対策
・ブラザ合意後土地や株式市場への投資加熱	1985.9 ブラザ合意
1987.12 アメリカ証券市場の暴落（ブラックマンデー）	1986.(4)男女雇用機会均等法施行，高齢者雇用安定法改正，(7)労働者派遣法施行
1989.12 日経平均市場で戦後最高値を記録	1988.4 労働基準法改正（フレックスタイム導入）
1990.1 株・債券・株式市場のトリプル安（バブル崩壊）	1989.4 消費税導入
1993.8 非自民連立政権発足	1989.12 高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）策定 厚生省「社会的援護を要する人びとに対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書
1994.1 NAFTA 発効，企業の生産拠点の海外移転進む	1992(3)「緊急経済対策」策定（公共事業や金融・投資促進），(4)育児・介護休業法施行，(8)「総合経済対策」策定（中小企業への融資や雇用対策）
1995.1 阪神・淡路大震災	1993(4)「総合的な経済対策」策定，(9)「総合的な経済対策」策定
1996.1 1995年GDPが1971年以来マイナス成長に	
1997.12 中小企業の倒産に伴う負債総額が過去最高	1997.(4)消費税の税率5%へ引き上げ，(7)労働者派遣法改正（派遣の自由化）
2002.12 完全失業率が過去最高の5.4%を記録	2000.4 介護保険制度施行
2004.12 非正規労働者の割合が30%を超える	2001.10 個別労働紛争解決促進法施行
2008.9 リーマンショック，(12)～年越し派遣村	2002.8 ホームレス自立支援特措法公布・施行
2009.3 日経平均市場バブル後最安値を記録，完全失業率が5.1%を記録	2005.4 生活保護法改正（自立支援プログラムの導入）
2011.3 東日本大震災	2008.(3)労働契約法施行，(4)改正パートタイム労働法施行
.12 貿易収支が31年ぶりの赤字	2009.4 地域生活定着支援事業創設（触法高齢者等の社会復帰支援），ひきこもり地域支援センター創設，(10)住宅手当緊急特別措置事業開始
	2010.(4)改正労働法施行，(7)改正障害者雇用促進法施行
	2011.5 求職者支援法
	2014.(4)消費税の税率8%へ引き上げ，(7)生活保護法改正（就労自立給付金の創設）
	2015.4 生活困窮者自立支援法施行
	2016.4 若者雇用促進法施行

※厚生統計協会：国民の福祉の動向（各年次版），厚生労働省・経済産業省HPより筆者作成。カッコは各年の月。

(4) 現状認識から導き出せる主題への手掛かり

このように、社会的排除が広がってきた状況と社会的援護が直面した状況について概観するとき、重要な課題がつねに見落とされると思われる。この視点にたつと、本論の主題について考える方法に大きな手掛かりが得られる。そこで先行研究を例に、手掛かりをみつきたい。

貧困研究の第一人者である岩田正美は、戦後日本において貧困がどうとらえられてきたか、著書『貧困の戦後史』で検討している(岩田 2017)。その最後で岩田は、ポーガムの示す貧困の類型、すなわち統合された貧困・マージナルな貧困・降格する貧困(Paugam2005=川野・中條訳 2016)、を用いて日本社会における貧困の要因を考察している(岩田 2017:314-322.)。戦後日本は、ポーガムの用語にあてはめれば、戦争直後は別として、高度経済成長までは「統合された貧困」、高度経済成長からバブル景気までは「マージナルな貧困」、そしてバブル経済破綻から現在までを「降格する貧困」があてはまるとする。そして現在を社会的排除などの広がりから「形の見えない貧困」とも表現する。そしてポーガムによる貧困の要因を引きつつ、岩田は日本社会にあてはめる場合五点の補足が必要だとする。なお、ポーガムは貧困の多様性に影響を及ぼす要因として、経済発展の水準と労働市場のあり方という経済的な秩序、および社会的紐帯のあり方と強さという社会的な秩序、そして社会福祉など制度による貧困への関わり方という政治的な秩序があるとする(Paugam2005=2016:100-118)。

岩田が補足すべきという5点は何か。第一に、経済の好況不況というよりも、産業の「成長と衰退のダイナミクス、その中に現れる人びとの移動(上向・下降)、そこから生まれる地域格差など」との強い関連がある。第二に、戦争の影響があるとす。また東日本大震災をふまえて地震や原発事故などの災害対策も戦争と類似した影響をもたらす^(註6)。第三は、ポーガムのいう社会福祉のみならず、他にもオリンピックのような国家的事業や都市計画など様々な政策による影響が貧困のかたちを変容させてきた。これと対照的にとらえつつ第四に、市場における経済活動や企業によって形成されてきた「貧困を覆い隠す装置」へ注目すべきで、不安定就労層の宿泊先であるドヤ経営の変化や、近年のホームレスの寝泊まりするネットカフェなどの存在を例示する。最後に、第五として「戦後日本の固有の要因として、人びとの自発的な貧困からの脱出志向の強さ」があり、これが逆に社会的紐帯の弱さ、貧困と貧困者への否定的なレッテル貼り(スティグマ)の強化につながる、とする。

マクロにみると、岩田による整理は筆者の現状認識と一致する。また、岩田がこれら整理した貧困の背景や要因をよくみると、貧困に陥る人びとに関心を払う一方、かれらへ働きかけてきた社会的援護の制度や諸活動の関与はごくわずかしか言及されておらず、制度や諸活動における対象観には関心は払われていないように思われる。

また、補足の三点目で念頭に置かれている社会福祉とは、主に生活保護制度や法外援護などで、地方自治体による社会福祉制度が中心だが、諸活動はどういう関与なのか、詳らかではない。むしろ社会的援護は、この諸活動と、行政による制度が、活動をおこなう地域社会や住民、そして一般市民によって担われる重層的な構成である。次節で詳述するが、現状を「形のみえない貧困」というような状況に対して、これらを含めた重層的な社会的援護との関連や、因果関係などの分析は試みられていない。だが筆者は、社会的無視・忘却が生じるなかにこの重層性が関連しているように思われる。

さらに、補足の五点目にふれられる「社会的紐帯」は何と何を結びつけるものなのか、そして「レッテル貼り（スティグマ）」とは誰と誰の相互作用として認識されたものか、明確ではない。ここには、一般市民や地域社会とその住民、さらにいえば福祉事業を運営する組織団体とそこで働く人びとなども含めた関係者と、貧困あるいは貧困状態にある人びととの関係について注意を払う必要がある。

以上から、本論で以下考察を進めるうえで、社会的援護の重層性に注目すること、および社会的援護の対象とする社会的排除の状態との相互関係に焦点をおくことを確かめた。また本論の主題を考えていくために重要な手掛かりとなるだろう。なぜなら、これら貧困の当事者に関わる存在にも、当事者に対するレッテル貼りおよびスティグマの付与を通じた相互作用が影響を及ぼすと考えられるからである。

2. 本論に関連する先行研究レビュー

(1) 問題をとらえる視点

まず、社会的無視・忘却として本論で扱おうとする現象について、社会的援護を要する状態にある人びとが「置き去りにされ、忘れられてしまう状況」とききに述べた。したがって、本論はこれらの人びととかれらのおかれた状況について、かれらの立場から考えることとなる。そして、かれらがおかれる「社会的援護を要する状態」とは、かれらの状態は社会的関連の中で規定されており、多角的にこの関連を考える必要がある。その時に、冒頭かれらのことを置き去りにするような思考枠組みがあることも確かめた。すると、主題とする社会的無視・忘却については、そのことばで表現しようとする現象が、社会的な制度や活動などの範囲だけで考えるべきでないことになる。のちに詳しく考察するように、「社会的な援護を要する状態」や社会的排除のように、あるいは社会的孤立や貧困、生活困窮のように、様々な社会的な制度や活動の対象や政策課題として捉えられる概念は、制度や政策中心に考えがちで、置き去りにされる人びとを生んでしまうのかもしれないからである。

したがって、社会的援護に関する制度・活動やその内容と社会的無視・忘却は、これらの関係を含め相対的に考えることとなる。しかし社会的援護そのものが有する思考枠組みを考えるためには、社会的援護から距離をおいて、社会的な関連を解明する視点と方法が必要となる。このように制度など具体的で個別的なテーマに偏る傾向がありつつ、社会的無視・忘却を考える方法として、援護を要する状態におかれた人びとの固有性と、かつ逆に社会的援護に代表されるような社会的な関連を鳥瞰するような視点が必要となる。

この相反する視点について、金子と児玉が『逆システム学』において述べる立脚点が参考になる。同書は、児玉は生命科学、金子は経済学と異なる専門分野であるが、いずれにも共通するのは個別に機能するそれぞれ〈制度〉が束になっているということであり、それらを調整し制御するための領域が重要だという認識を示す。それは、既存の研究が、個別的な方法主義が優勢になり全体論が力を失っており、しくみを理解するためにはその中間的な領域に立脚することを重視する。そのため、要素還元主義などによるとらえ方を排し、「〈制度の束〉を動かしている多重的フィードバックの重なりを明らかにする」ことに可能性を見出す（金子・児玉 2004：13-14）。これを参考にすると、社会的無視・忘却を考えることは、個別の社会的援護や社会システムの枠組からでなくそれらの間にあたる領域、つまり社会的援護とそれが対象とみなす当事者の関係へ着目することで可能となる展望をひらく。

しかし往々にして、社会的無視・忘却を考えるために、現象に関心が偏り当事者を置き去りにしてしまうおそれは拭えない。これに対し、先行研究から多様で多元的な貧困の定義はあっても、その見直しを実行する上で「何が問題かを貧困者自身に尋ね、

それらの問題に優先順位をつけるべき」という参加型アプローチを提示する (Spicker 2007=2008: 29-31)。したがって、本論が社会的無視・忘却として提示する状況におかれた人びとの声によって、その具体像を実証するという方法で取り組むことに意義があることを確かめられた。

(2) 社会的援護に関する本論の立場

ところで、社会的援護についてはこれまで、社会生活を自ら営むことが難しい、あるいは貧困の状態にある人びとを助ける社会的な制度・活動という意味で用いてきた。ここでは社会的援護について、憲法に謳われる基本的人権の一つである生存権にもとづいて、国や地方公共団体がその責任によって保障する法制度と、地域社会で住民らが地縁にもとづいておこなう活動としての共同体的援護、および市民が主体的に社会的課題に取り組み活動としての市民的援護からなるもの、としてとらえることとする。なお、この用語法は、佐藤慶幸の公共性に関する論考において、公共性を構成する要素にもとづいている (佐藤 2003)。

佐藤は、自身のウェーバー研究などを踏まえて、現代社会における公共性と市民社会について論じている (佐藤 2003)。この中で公共性を構成する三つの公共性として、村落共同体などが担っていた相互扶助が共同体的公共性、市民によって担われているボランティア活動や市民運動などにおける市民的公共性、そして公的公共性としての公的制度があるとする。本論では以下の形で、公共性の類型として提示されたものを社会的援護にあてはめて、市民的公共性から市民的援護、共同体的公共性を共同体的援護、公的公共性を公的制度または社会的援護の制度と読み替えて用いることとする (註7)。

(3) 先行研究における関連概念

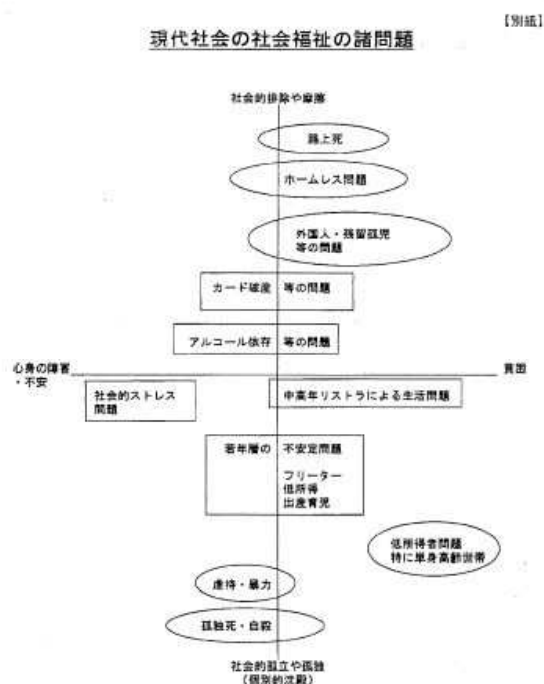
社会的無視・忘却は、社会的排除に近い概念であると先に述べた。また、基本的に何らかの社会的援護の対象とされる状態を前提にしている。また無視や忘却は、日常における社会的相互作用との関連も考えられる。ここでは、概念規定に関わる用語群を大まかに整理するべく先行研究から検討する。とくに重要な概念については、次章以降でとりあげて詳細に検討をおこなうこととしたい。

第一に、社会的排除は、比較的新しく登場し、貧困や社会的不平等などの他類似した用語で表現される。日本で本格的にまとまった最初の研究として国立社会保障・人口問題研究所の『海外社会保障情報』で 2002 年に特集された諸論文がある (註8)。ここでも執筆した一人の岩田は、その後単著『社会的排除』で特徴を整理し、社会の諸活動への参加の欠如、複合的な不利の経験、動的な状態、従来福祉国家の諸制度が対応できず制度と空間から排除されること、をあげる (岩田 2008: 20-32)。岩田の

言う制度との関連は、社会的無視・忘却の状態と符合すると考えられる。これまで社会的援護が認知する前と後を区別するため「生活を営むことが困難あるいは貧困」としてきたが、以下便宜上社会的排除と同義とみなして表記することとし、社会的排除との関連は章を改めて検討することとする。

第二に、「社会的援護の対象」については、これを、生活構造の変化からとらえる江口の研究（江口 1987, 江口 1981）や、小沼（1974・1980 第二版）をはじめとする法制度の規定と法制度運用に関する研究等がある^(註9)。また、海外の事情を踏まえたものがある（Sipler2008）。近年は、さまざまな社会的援護の必要性に関する法制度および実践活動を扱う研究や国の研究会等の報告書にも見出すことができる^(註10)。その一つとして厚生省（当時）が2000（平成12）年に公表した「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書は、貧困、心身の障害・不安、社会的排除や摩擦、社会的孤立や孤独（個別的沈殿）といった複数の角度から社会的援護を要する状態を鳥瞰的に示し、「ソーシャル・インクルージョン」を進める必要性が示されている（図序-1）。同報告書のような対象の認識は、社会的排除を含め全体的かつ具体的にとらえているように一見映るが、これらは国や自治体などの対応・施策との関連に即したとらえ方である^(註11)。したがって、政策目的や制度運営などにもとづく判断や評価が加わっていることに留意しなければならない。

図序-1 国の検討会における社会的援護を要する状態への鳥瞰図



出所：厚生省（2000）

社会的に援護を要する状態に関連する概念として、他には、冒頭にあげた無縁社会や社会的孤立が考えられる。それぞれの概念が意味することはおおむね社会関係に着眼し、無縁や孤立を個人のおかれた状態としてとらえる点が共通する。注意すべきなのは、無縁社会が関係の希薄化にもとづき使われたのと同様に、社会関係の乏しさや量の多少とは誰のものかを注意する必要がある。仮に無縁や孤立するその人を掴むために用いられるなら、個別的な問題と認識しているおそれがある。さきにふれたように、個別の問題と社会システムの間という点からみれば、社会関係が乏しいのも孤立していることも、今日の社会全般に共通する特徴とみなさなければならない。

このような着眼点は、たとえばバウマンが『廃棄された生』でとりあげる「人間の廃棄物」とされる存在、すなわち市場システムからはじき出され参加を認められないような人びと (Baumann2004=2007) や、あるいは、アガンベンが剥き出しの生の存在とするホモ-サケルのような状態 (Agamben 1995=2003) をも導き出す^(註12)。いずれも、生きられる世界の現状がもつ暴力性を指摘し、そこに生きるわれわれを脅かすものであることを示す。だが、社会システムへの批判を含むこれらの概念は、本論の射程範囲を超えており、十分に吟味することは難しい。したがって、結論部分でふりかえることにとどめたい。

第三に、関係や行為など日常的なレベルにおける概念との類似性も考えられよう。排除と並んで差別や断絶、あるいは逸脱といった概念との比較も、前節で岩田の認識に言及したように重要だと考えられる。たとえば、障害者の介助と一般市民の相互作用における主体性の無視 (水津 1996 ; 岡原 1995) や、日常的排除という概念を提起した好井 (好井 2005) は、いじめや差別といった個人が日常的に向き合っている排除の諸相を、当事者へのエスノグラフィーから彫琢する。社会科学において排除や包摂といった言葉は、社会的排除が登場する以前これらの領域が主題としてきたものだった。かれらの論考は、いわば社会的援護を要する人びとの独自性や固有性に根ざしており、ここから導き出される知見は、たとえば差別などを生み出す社会構造の自明性を明らかにする。

その意味では、逸脱論などもマクロな視野を有しているといえる。たとえば社会的援護の対象と、刑事司法・犯罪の加害者については、特定のカテゴリーに属するものとみなされる点で共通する。その中で、ゴッフマンのいうとおりにスティグマのような社会的な関係に注目する概念はそのカテゴリーをめぐる考察を多面的にする。またラベリング理論が批判するように、逸脱を属性や個別的な嗜好などといった個別的な要因で説明するあり方は相対化されることとなる。先にも触れたように、社会的援護の対象さえも規則とその執行の曖昧さを含んでいる点はラベリング理論によって説明されると考えられる。これにより、当事者との相互作用を形成すると考えられる社会的援護の制度および社会的援護に関する諸活動、さらにいえば地域社会と住民および一

般市民との関係を検討考察するために重要な立脚点を与えてくれると考えられる。したがって、これらの知見と社会的無視・忘却の関連はもう少し丁寧に比較吟味する必要があるだろう。これも、別に章を設けて検討することとしたい。

以上、社会的無視・忘却の検討を踏まえて改めて検討すべき点を整理した。そのため、社会的排除、および日常的な排除やラベリングに関する知見について各々別章で詳細に考察する。

(4) 「社会的援護を要する状態」に関する先行研究

社会的援護はそれを構成するものとして、法制度と、町内会や生活協同組合・互助組織などのおこなう活動としての共同体的援護、およびNPOや市民活動としておこなわれる活動としての市民的援護からなる^(註13)。これらに関する研究は、基本的に制度・活動の対象とする「何らかの援護を要する状態」の認識で共通する。したがってここでは「何らかの援護を要する状態」について概要を以下確認する。

関連する法令の定義からキーワードを抽出すると、貧困や社会的孤立とは、心身の障害などを原因にした「生活に困窮」した状態^(註14)ととらえられ、「生活を自ら営むことが困難な状態」ということになる^(註15)。おもに生活保護制度を中心にした研究では、貧困を、様々な理由によって生活を自ら営むことが困難な状態ととらえていたことになる。なお、法制度が未整備の昭和初期に、生江孝之は社会事業の対象となる貧困について、その原因を個人貧と社会貧および自然貧に求めた(生江 1925: 10-11.)が、ここには当時の社会事業の対象となる状況に個人的要因とその道徳的な解釈が介在していた^(註16)。このような傾向は、前出の生活保護法に代表される公的扶助でも、福祉事務所における判定があるため行政裁量の余地がある(星野 1985)。また、社会的援護に関するいずれの制度や活動においても、その人が社会的援護を要するかどうかを判断する、援護を担う職員による裁量が介在している。

これらは法制度の枠組から個別に対象を設定しているもので、個々には前節でみた検討会の概念図のような全体性はない。するとこれらの特徴とは、法制度を貫く人権＝生存権があることと、生活に困窮した状態から社会的援護で最低限度の生活を営めるようにすることにある。

そこで、生存を脅かされた状態である貧困を最後にみておく。貧困の定義について検討したスピッカーは、世界的な貧困を念頭に定義群の特徴を整理する。ここでは、物質的必要、経済的境遇、社会関係にまとめ、それぞれは「独立した定義というよりも、むしろ意味の群れ」を構成しており、貧困に対する道徳的要素も含めて、著書において詳細な分析を試みている(Spicker 2007=2008: 22-26.)。スピッカーの立場に立つと、検討した「援護を要する状態」の諸定義とは、貧困のごく一部を射程に収めたものということになる。

(5) 先行研究レビューを踏まえた社会的無視・忘却の関連や位置づけ

社会的無視・忘却は、社会的援護を要する状態を前提に提起した概念である。したがって、要援護状態と定義される状況やその背景などにも関連があると考えられる。だが、幅広い社会的排除の態様は、必ずしも法制度で定義され対象とされているわけではない。ここから要約的に説明を試みると、社会的排除の一部を対象とする社会的援護が行われても、援護されなかったり、再び社会的排除の状態に戻ってしまったりする状況がありうる。単に援護が不十分なだけでなく、援護を必要とする側と援護をする側の相互作用によって社会的無視が起こり、それがさらに繰り返されることで社会的忘却へと至る。

このようにみると社会的無視・忘却という概念は、社会的援護が働きかける前後を区別して扱うことができると思われる。それにより、何らかの要因による排除のダイナミズムによって一旦対象とされた社会的援護の対応する領域からはみ出した結果、社会的無視・忘却という現象が生じると考えることができる。この動的变化については、次章において詳細に検討することとしたい。

3. 本論の分析枠組

(1) 本論の目的

以上、本論の問題提起した社会的無視・忘却に関する問題提起と、関連すると考えられた概念についてレビューをおこなった。そして、社会的無視・忘却が、広く貧困や生活困窮のうち社会的援護の対象でありながら何らかの要因で排除されてしまうという関連を示した。しかし、社会的援護を構成する様々な法制度や活動が基本的人権、とくに生存権にもとづき、援護を要する人びとに広く援護を社会的におこなう意義を規範的には共有する。このような立場を普遍主義とすると、社会的無視・忘却は普遍主義の規範から逸れてしまう状態である。それ故、これは例外的なのだろうか、それとも常に生じることかも検討すべき点となる。また、社会的無視・忘却とは現実にどのようなものであるかを明らかにすることは、冒頭に掲げた筆者の問いである、広がり増加している社会的援護を要する状態の原因を明らかにすることに寄与すると思われる。何より、本研究が明らかにしようとする知見が、社会的無視・忘却におかれた人びととその状況を読み解き、かれらに寄与することが本論の意図でもある。

(2) 本論の方法

これについて、以下のように考察を進めたい。まず社会的無視・忘却がどのように生成されるかについて、検討と考察をおこなう。次に、社会的無視の因果関係を明らかにする。このために、社会的排除とラベリング理論の先行研究との比較検討と考察をおこなって、社会的無視・忘却の因果関係について説明を試みたい。

以上を踏まえ、社会的無視・忘却のモデルを事例研究によって検証することとした。具体的には、生活困窮や貧困という状況に再び陥っている自然災害の被災者ないしは元被災者について、かれらへのインタビュー調査にもとづいた事例研究として実施する。ここでは、当事者の体験と語られた状況を通して、社会的無視・忘却という本論で問題提起する概念を明確に示すと考える。

(3) 倫理的手続

本論は、学術研究の倫理に則り、かつ論者の所属する学術団体等の研究倫理指針を踏まえて取り組むものである。このため、放送大学大学院における指導教員の論文指導ならびにピアレビューを経て研究に取り組み、本論を執筆した。また、放送大学大学院により提供された、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコースを受講して、遵守すべき研究倫理を確認した。

なお本論で用いるインタビュー調査の結果は、筆者が書面により研究目的の説明を行い、かつ書面若しくは口頭で同意を得て実施したものをを用いている。なお、これらの手続を経ず聞き取った内容を用いる場合は、連絡のついた協力者に手続を改めてお

こない、同意を得られた範囲で用いた。また調査等協力者に成果報告を行ってフィードバックを得た。また協力者等から提供を受けた資料は、調査目的の範囲で扱い、含まれる個人情報等は同意を得て記号化等匿名化の処理を行って用いた。インタビュー調査にあたっては、複数の紹介者と関係者に研究目的を説明し同意を得たうえ当事者を紹介頂くなどの協力を得てきた。

調査結果に個人情報が含まれるデータを本論で用いる上で、全員が匿名を希望したので、事実関係に関する内容が改変されないよう、個人情報について記号化して用いた。これらのデータは、切り離し式の記録媒体に保存して、電子的なセキュリティ措置を講じた上、論文執筆で必要な時のみ接続した。それ以外のときは施錠できる保管庫で所定の期間保存した。また紙媒体の回収やパスワード設定等漏洩にかかる予防的措置を講じた。

註記

1) 本論で用いる社会的援護とは、自ら生活を営むことが困難あるいは貧困状態にある人びとのための社会的な援助を指す。援護をおこなう制度や様々な団体組織による活動からなり、たとえば生活保護制度や災害救助制度などの他社会福祉事業や関連するボランティア活動を指し、詳細は1章で論じる。なお歴史的にみると、宗教団体や民間の慈善活動に加え、日本の場合は朝廷・皇室・幕府や各藩による慈善活動もあるが、ここでは上に限定した。

2) 2006（平成18）年1月に、河川敷で認知症の母親（当時86歳）を介護していた息子が殺害し心中を図った事件。裁判は承諾殺人の罪に問われた息子K氏（当時53歳）に対し、京都地裁が、男性が相談におこなったが対応しなかった福祉関係団体の責任も大きいと指摘、執行猶予3年懲役2年6カ月の判決が確定した。

3) NHK 総合クローズアップ現代+（プラス）「そして男性は湖に身を投げた-介護殺人 悲劇の果てに」2016年4月28日放映、石垣篤志「深層ルポあなたは彼を責められますか？介護に疲れ母を殺めた息子の「自死」」（週刊文春2016年1月28日号，125-128.）

4) 岡は「今のところ、「社会的排除」とはホームレスの問題や貧困問題と同等視されつつあるように思われる。だが、「社会的排除」は、単なる社会保障の対象としてよりはるかに広い意味で使用されているように感じられる」とし、情報や知識からの排除などがホームレスに限った特別な事情ではないはずだとする（岡2002）。また鈴木は、バラとラベルが従来の貧困・相対的剥奪との相違としてあげる多次元のかつ動的なアプローチを引用しつつ、市民社会に中心的視点を置いて「経済構造と政治的国家の論理が浸透する過程に伴う社会問題」であると同時に現代的人格の疎外状

態と考えている（鈴木 2006）。

5) 以下を参考にした。中野麻美：労働ダンピング-雇用の多様化の果てに-，岩波書店[岩波新書]，2006。／照山博司・玄田有史：1990年代後半から2000年代前半の雇用深刻化に関する検証，樋口美雄編集：バブル/デフレ期の日本経済と経済政策 6 労働市場と所得分配，慶應義塾大学出版会，2010，137-160。／阿部正広浩：非正規雇用増加の背景とその政策対応，樋口美雄編集：前掲書，2010，439-468。／山田昌弘：希望格差社会-「負け組」の絶望感が日本を引き裂く，筑摩書房，2004。／厚生統計協会：国民の福祉の動向（各年次版）

6) 岩田はここで地震とのみ表現するが，他の甚大な被害を及ぼすような自然災害も含んで考えていると思われる。

7) 佐藤が用いる「共同体」は，伝統的な地縁・濃密な生活上の関連がある地域共同体であり，現代に適合しない概念かもしれない。だが社会的援護や5・6章で扱う災害支援などで地縁を重視した「互助」や助け合いなどを強調する地域での活動が重視される傾向にある。また三者の違いに着目して用いる。

8) 国立社会保障・人口問題研究所，海外社会保障情報 No. 141. (www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/sakuin/kaigai/141.htm)

9) 1980年代以降で主なものは以下の通り（なお近年のテキスト・制度ガイドブックを除く）。竈山京：公的扶助論，光生館，1978。／小倉襄二：公的扶助-貧乏とその対策（社会事業新書），ミネルヴァ書房，1981。／副田義也：生活保護制度の社会史，東京大学出版会，1995。／尾藤廣喜・木下秀雄・中川健太郎編著：生活保護法の挑戦，高菅出版，2000。／寺久保光良・中川健太郎・日比野正興編：大失業時代の生活保護法，かもがわ出版，2002。／橘木俊詔・浦川邦夫：日本の貧困研究，東京大学出版会，2006。／産経新聞大阪社会部編：生活保護が危ない-最後のセーフティネットはいま-，扶桑社[扶桑社新書 33]，2008。／阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義：生活保護の経済分析，東京大学出版会，2008。／久田恵：ニッポン貧困最前線 ケースワーカーと呼ばれる人々，文藝春秋社[文春文庫]，2012。

10) 註記5と違い，2000年代以降は実務家による著作や研究者による著作・マンガなど幅広い。また厚生労働省社会・援護局による行政文書は，生活保護関係全国係長会議の内容で厚生労働省のウェブサイトで公開されている。マンガを除く主なものは以下の通り。青木紀：現代日本の「見えない貧困」，明石書店，2003。／尾藤廣喜・吉永純・松永喜良：これが生活保護だ（改訂新版），高菅出版，2006。／道中隆：生活保護と日本型ワーキングプア-貧困の固定化と世代間継承-，ミネルヴァ書房，2009。／立岩真也・尾藤廣喜・岡本厚：生存権-いまを生きるあなたに，同成社，2009。／本田良一：ルポ生活保護-貧困をなくす新たな取り組み，中央公論新社[中公新書]，2010。／藤田孝典・金子充：反貧困のソーシャルワーク実践-NPO「ほっとポット」の挑戦，

明石書店，2010. / 岩永理恵：生活保護は最低生活をどう構想したか-保護基準と実施要領の歴史分析-，ミネルヴァ書房，2011. / 阿部和光著・久留米大学法学会編：生活保護の法的課題，成文堂，2012. / 埼玉県アスポート編集委員会編：生活保護 200 万人時代の処方箋-埼玉県の挑戦，ぎょうせい，2012. / 池谷秀人編：生活保護と就労支援-福祉事務所における自立支援の実践-，山吹書店，2013. / 稲葉剛：生活保護から考える，岩波書店[岩波新書]，2013. / 藤田孝典：ひとりも殺させない-それでも生活保護を否定しますか-，堀之内出版，2013. / 石橋敏郎：社会保障法における自立支援と地方分権-生活保護と介護保険における制度変容に関する検証，法律文化社，2016. / 林明子：生活保護世帯の子どものライフストーリー-貧困の世代的再生産，勁草書房，2016.

11) 同報告書に対する批判的検討を目的としたレビュー論文は，CiNii 及び J-GLOBAL による検索を複数回実施したが，実践報告のほか管見の限り見当たらない。反面関連するテキスト等への引用は多いことから，関係学会・研究者による同報告書がそのまま受け入れられていると推測される。

12) この他に，エスポジトのいう三人称の生もある（Esposito2007＝岡田監修・佐藤・長友訳 2011：6-15.）。アガンベンの議論と共通するのは，社会の大きな変化と権力がわれわれ一人ひとりの生や存在に及ぼす影響であり，社会的無視・忘却をとらえる上でも重要な知見だということである。

13) 詳細は3章でも言及する。

14) 生活保護法1条の条文は以下の通り。「この法律は，日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き，国が生活に困窮するすべての国民に対し，その困窮の程度に応じ，必要な保護を行い，その最低限度の生活を保障するとともに，その自立を助長することを目的とする。」また日本国憲法第25条の条文は以下の通り。「すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。（2項）国は，すべての生活部面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

15) 生活保護法38条2項の救護施設および更生施設は「身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者」を対象にしている。また同条5項の授産施設は「身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者」を，同条6項の宿所提供施設は「住居のない要保護者」を対象にしている。また老人福祉法11条1項における養護老人ホームは「六十五歳以上の者であつて，環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において用語を受けることが困難なもの」を，同条2項の特別養護老人ホームは「六十五歳以上の者であつて，身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし，かつ，居宅においてこれを受けることが困難なもの」を対象としている。なお養護老人ホー

ムは、老人福祉法の制定以前は生活保護制度における養老施設で、現行法の制定当初の条文では「老衰のため獨立して日常生活を営むことのできない要保護者」を対象としていた（小山 1950：473）。

16) 戦前の社会事業には、対象者の道徳的な問題に起因する評価があった。明治後期から大正期に内務省が実施した感化救済事業講習会はその一例である。池田 1985 を参照。

参考文献・論文・資料・ウェブサイト

- ・ Agamben, Giorgio: HOMO SACER il potere sovrano e la nuda vita, Ciulio Einaudi Editore S. p. A, Tronto, 1995 (=高桑和巳訳, ホモ・サケル-主権権力と剥き出しの生, 以文社, 2003)
- ・ Baumann, Zygmunt :Wasted Lives: Modernity and its Outcasts, Polity Press, 2004. (=中島道男訳, 廃棄された生-モダニティとその追放者-, 昭和堂, 2007.)
- ・ 江口英一, 社会福祉と貧困, 法律文化社, 1981.
- ・ 江口英一, 1章 §4 生活と福祉の分析理論-社会福祉の生活理論-(江口英一編著, 生活分析から福祉へ-社会福祉の生活理論-, 光生館, 1987, 59-72.)
- ・ Esposito, Roberto: TERZA PERSONA Politica della vita e filosofia dell' impersonalre”, GIULON EINAUDI EDITORE Sp. A., 2007. (=岡田温司監修, 佐藤真理恵・長友文史訳: 三人称の哲学 生の政治と非人称の思想, 講談社[講談社メチエ], 2011.)
- ・ 星野信也, 社会福祉行政と行政裁量-序論, 首都大学東京, 人文学報, 社会福祉学 1, 1-19. 1985.
- ・ 池田敬正: 日本社会福祉史, 法律文化社, 1985
- ・ 岩田正美: 社会的排除 - 参加の欠如・不確かな帰属, 有斐閣, 2008.
- ・ 岩田正美: 貧困の戦後史-貧困の「かたち」はどう変わったのか, 筑摩書房, 2017.
- ・ 金子勝・児玉龍彦, 逆システム学, 岩波書店[岩波新書], 2004.
- ・ 小沼正: 貧困-その測定と生活保護第二版, 東京大学出版会, 1980.
- ・ 厚生省「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書, 2000.
- ・ 小山進次郎, 改訂増補生活保護法の解釈と運用, 中央社会福祉協議会, 1950.
- ・ 三重野卓, 「生活の質」の意味-成熟社会, その表層と深層へ-, 白桃書房, 1990.
- ・ 生江孝之, 社会事業綱要, 巖松堂, 1925.
- ・ NHK「無縁社会プロジェクト」取材班編, 無縁社会-“無縁死”3万2千人の衝撃-, 文藝春秋社, 2010.

- ・NHK「ワーキングプア」取材班編，ワーキングプア-日本を蝕む病，ポプラ社[ポプラ文庫]，2010.
- ・岡伸一：趣旨 社会保障の新たな視点：「社会的排除」と「社会的統合」，国立社会保障・人口問題研究所，海外社会保障研究 No. 141, 2002, 2.
- ・岡原正幸：コンフリクトへの自由-介助関係の模索，1995(安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也：増補改訂版生の技法-家と施設を出て暮らす障害者の社会学，藤原書店，1995，121-146.)
- ・Paugam, Serge: Les formes élémentaires de la pauvreté, Paris, Presses universitaires de France, coll. 2005 (=川野英二・中條健志訳：貧困の基本形態-社会的紐帯の社会学，新泉社，2016.
- ・佐藤慶幸：公共性の構造とアソシエーション革命，佐藤慶幸・那須壽・大屋幸恵・菅原謙編著：市民社会と批判的公共性，文眞堂，2003. 3-25.
- ・Sipler, D., The Working Poor -Invisible in America-, Vintage, 2008.
- ・Spicker, Paul : The Idea of Poverty, Policy Press, 2007 = (坏洋一監訳，貧困の概念-理解と応答のために，生活書院，2008.)
- ・水津嘉克：社会的相互作用としての排除，日本社会学会，社会学評論 47-3, 1996, 335-349.
- ・鈴木敏正：社会的排除に取り組む社会教育の趣旨，日本社会教育学会編，日本の社会教育第 50 集社会的排除と社会教育，東洋館出版社，2006，22-33.
- ・暉峻淑子：豊かさとは何か，岩波書店[岩波新書]，1989.
- ・宇沢弘文：「豊かな社会」の貧しさ，岩波書店，1989.
- ・好井裕明編著：繋がりと排除の社会学，明石書店，2005.

1章 社会的無視・忘却の過程と概念

1. 本論の主題と目的

(1) 本論の主題

本論が提起しようとする社会的無視・忘却とは、社会的排除におかれた人びとと社会的援護の制度や活動の間に生じる。その状況は、私たちとこれらの当事者との関係の問題ということができる。そして、社会的無視・忘却におかれた人びとその状況を、本論はその主体である当事者と社会的援護との関連から導き出せると考える。

当事者のおかれた状況は、生活を営むことが困難あるいは貧困の状態など、社会的排除にある。社会的援護は主にこの当事者のための活動として二重の期待を有している。すなわち、何らかの社会的援護を要する立場からみた期待と、社会的援護を営みおこなう社会からの期待である。そして、社会的無視・忘却はこれが裏切られる現象である。

前者の期待は社会的援護の制度や諸活動がまず当事者を認知することによって、「ニーズ」とか「必要性」といった仕組みを通して位置付けられる。その仕組みは後者の期待によって影響を受けるため、援護の必要性は理念として普遍主義を掲げても現実には制約を伴っている。ところが、貧困や社会的排除に関する研究はこのような社会的援護の関連性について、「制度からの排除」を指摘しつつも援護を規範的役割からしかとらえていないように映る（阿部 2007, 岩田 2008）。ここに本論が検討すべき課題、すなわち社会的無視・忘却がどういう概念であり、またその生成過程や要因を明らかにする糸口があると考えられる。

(2) 本章の目的と方法

社会的排除の状態におかれた人びとへ、社会的援護が何らかの援護をおこなうが、包摂に結びつかない状態が生じる。だが、社会的援護に関する研究は、その原因を十分に探らず、この問いが残される。したがって本章では、この排除への援護の働きかけがなぜ包摂に結びつかないかを問うこととなる。また、繰り返し社会的排除の状態が生じる中で、社会的無視・忘却はそこからどのように生成され、どんな関連をもっているのかについて、構造と因果関係を俯瞰する必要がある。本章では、まず社会的無視・忘却が生成される過程を検討することを通して、その概念を明らかにすることから始める。それを具体例から論証し、社会的無視・忘却を生成する環境やその背景への考察をおこなって、社会的無視・忘却を検討する視座や課題を確かめたい。なおこれらの意義は、社会的無視・忘却の

要因や結果について考察していくための基礎を提起することになる。

2. 社会的無視・忘却が生成される過程

(1) 社会的無視・忘却の生成

序論で社会的無視・忘却の概要について提示し、社会的援護が必要な状態にありながら、何らの援護と結びつかない状況であると述べた。したがってまず、社会的無視・忘却におかれた人びととその状況とは、日常生活を営むことが困難あるいは貧困な状態、つまり社会的排除を経験している。また、これらの状態に対して、社会的援護を構成する制度や活動が対応する領域は一部分であることを示した。そして、これらの領域に当てはまらないような状況や、社会的援護が対象とする領域から対象でないと見なされたりした場合、何らかのダイナミズムによって排除され、社会的無視・忘却という状況におかれる、と説明した。

社会的無視・忘却という状況にある人びとが何らかの援護を要する状態のまま、すなわち日常生活を営むことが困難か貧困にあるままという場合は、ただちに社会的援護から要援護状態とはみなされないと考えることができる。これによって、要援護状態の原因となるものが社会的援護の枠組の規定する領域に照らして、対応しないことによる社会的無視・忘却が生じることとなる。

だが、いったん何らかの社会的援護が対応した場合でも、社会的援護の枠組に当てはまらない状態になることによって社会的無視・忘却が生じる場合はどうか。これは、社会的援護によって要援護状態が解消されたためか、援護の制度や活動が対応しない状態か、あるいは対応できない状態である。具体的には序論でとりあげた、介護殺人をなした後に自殺してしまった男性や、ミイラ化した遺体で発見された男性で、社会的援護の制度や活動が気づかなかったことも考えられる。

本来、社会的援護とは、生活保護制度や行旅病人死亡人の取扱制度、災害救助制度のように、自助努力で生活を営むことが困難あるいは貧困の状態から脱せない当事者に、かれらの生存する権利＝生存権にもとづいて社会の義務としておこなわれる救助である^(註1)。また、社会的援護の制度は、生活を営むことが困難だった当事者が自らの力や他の制度を用いることで生活を営める状態になることを目的に実施される^(註2)。したがって、自力で生活が営める状態になれば終結する有期限の社会的な営みである。このため、目的を達成したとされる場合には、社会的援護は終結する。だが、社会的援護によって自らの力で生活を営める状態にならない場合もある^(註3)し、一時的には自力で生活にできるようになっても再び生活が困難となる場合もある。これらの場合、福祉施設で終身にわたり社会的援護がおこなわれるか、何らかの相談などを通して再び社会的援護が実施されることが考えられる。しかし後者の場合、社会的援護が対応しない場合もありうる。序論のホームレス男性の遺体発見事件は、これにあたる。

仮に遺体となった男性を y1 とする。この男性 y1 は何らかの社会的援護を受けて食

事や毛布の提供を受けた後、再び路上生活に戻った後誰にも気づかれず死亡したのだが、仮に、再び路上生活に戻ってから援護活動をする市民団体（A）の誰か(a)が自発的に援護を続けたとしよう。aがその活動を継続するには、aだけでなく協力者や資金・薬など資源も必要だが、他にも援護すべき人も多く資源をその人だけに割けないし行政の補助も得られない、とその団体で協力が得られない。y1が案じられるaが援護を継続するには、a自身が自発的に続ける以外ない。この時aの活動は、所属する団体など他の社会的援護の活動や組織からみれば独自の活動で、aが活動を継続できないことも考えられる。

この仮定は個人レベルに限らず、制度や組織などでも生じる可能性がある。もう一つ例示した、介護していた母親を殺した男性（y2）の場合を考えよう。y2は、裁判で執行猶予付有罪を受けた後、もと住んでいた地域社会や親族による世話を受けることができなかった。そのため、y2の裁判での担当弁護士やその協力者有志による市民的な活動B^(註4)によって、隣の県に移って住居や仕事を得ることができた。だが一旦y2に新たな生活の目途がついたあとは、Bの活動が関わる機会も乏しくなる。その後、y2が雇い先の事情で職を失い、経済的に行き詰まってもBの活動や職場の同僚に助けを求めることができず、自殺に至った。y2の更生を支援したBはy2が就職できるころまで援護の役割を担った。しかし、その後y2の生活は地元の地域社会と結びついておらず、y2自らがもつ社会関係も事件に至るまでに途切れていた。

これらの例は、社会的排除におかれた人びとと社会的援護の関係において社会的無視・忘却がどう生成されたかを示している。前者は、行政の公的制度が対応せず、市民団体の社会的援護が途切れたことでy1が陥った社会的排除とは、援護側における関係と当事者の間に社会的無視が生じ、死後発見されないという形となった。ミクロにみると、行政の公的制度は市民団体Aに対して、またAは自発的にy1へ援護を続けるaに対して援護の中心が移る。援護が継続されなかった原因は、y1と援護側との相互作用として考えられ、単なる役割交替ではない。

次に後者をみると、ミクロには社会的援護による対応をy2が受けられなかったことで事件に至ったとおり、まずここで対象外と扱われる。y2の刑事裁判後も再び更生保護・社会的援護など制度は対象外とみなされ対応せず、市民活動Bが支援した。さらにBと関係が稀薄化し、失業して経済的に行き詰まってy2は自殺した。ここでBからの社会的無視を受けた。これをマクロにみると、y2への支援を担うAは、y2が社会制度の対象として扱われなかった、すなわち社会的無視が生じてことで援護をおこなった。またy2の自殺直前には、Bも他の社会制度もy2の直面した社会的排除を知らず、y2は自殺した。それは、Bと社会制度を含む社会的援護をおこなう側と、y2との相互作用として社会的忘却が生じたということができる。

ところでこの流れに対し、社会的援護が必要な状態に対して援護をおこなうという

理念はどう関わるのか。すなわち社会的援護は、どのような原因によるものであれば必要な状態に対して公平に援護をおこなう、という普遍主義に立つという理念を有する。これは、生活を営むことが困難などによって社会参加に支障のある状態、いいかえれば社会的排除から社会への包摂をおこなうと表明していることになる。これは制度に限らず社会的援護を構成する活動にもあてはまる。たとえ地域社会で孤立している人びとに対して、地域住民による活動は、社会関係を築いて同じ地域社会で住む者として受け入れることが目指される。また市民による活動なら、孤立している人びとが社会参加できる機会創出を試みたり活動の担い手として受け入れようとするであろう。このように、社会的援護は、基本的にどんな原因によるかに関わらず社会的援護を必要とする人びとに対して開かれているはずである。

その一方で、制度や活動が実際におこなわれる時には対象が選別されるのである。社会的援護を実施する行政は登録された住民が基本的に対象としているし、地域住民の活動は基本的には相互扶助であり、いずれも基本的にその地域や自治体とゆかりがない・乏しい人びとは対象外であり、援護がおこなわれることは例外的な対応でしかない。市民による活動は、理念的にはここに含まれず選別され排除された人びとへ関心を向けるが、やはりその活動の対象を選ぶのであり、あらゆる人びとへ開かれた活動だとは限らない。またその活動自体、前二者との相互関係で成り立つ関係でもある。そのため、どの制度や活動であれ、社会的援護を要する状態かどうか判断され、援護を要するとみなされなければ、社会的排除の状態が放置されることもありうるのである。したがって社会的援護には、理念としての普遍主義と実務上の選別主義という矛盾が内包されている。このような矛盾を背景に、社会的無視・忘却が生成されると考えられる。

(2) 社会的無視・忘却が生成される過程

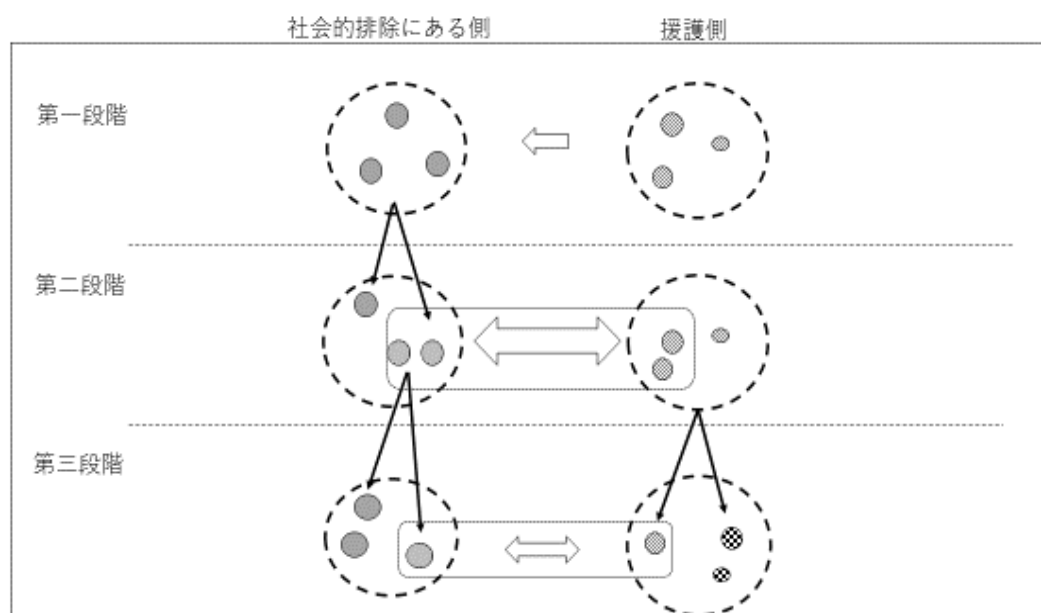
社会的無視・忘却が生成される過程を模式的に整理してみる(図1-1)。生活を営むことが困難な状態あるいは貧困の状態、すなわち社会的排除の状態からの変化ごとに、(1)何らかの社会的援護が対応する状態、(2)社会的援護が対応せず社会的排除のままおかれた人びとの状態、(3)社会的援護が改めて対応して(2)の要援護状態が解消・緩和した状態、(4)社会的援護が対応したあと(3)が再び社会的排除になった状態、(5)再び社会的援護が対応して要援護状態が解消・緩和した状態、と再び社会的排除に陥った状態が生じる。

そうすると、第一段階は社会的な関心によって(1)から(2)へ変化した段階といえる。第二段階は社会的関心の高まりから社会的援護の普遍的な原理による要請が援護実施につながり(3)が生じるが、他方で実施上の選別主義によって社会的無視として援護されない(2)が生じる。そして第三段階は、時間経過から社会的関心の低下と社会的

援護の縮小が起こり、(3)から(5)への変化として社会的援護のなかでも分断が起こる。また一方で援護対象としても忘れられる領域を残す。

だが先に述べたように、社会的排除の状態は、本来社会的援護の対象であるはずだが、現実には援護の選別と社会的無視・忘却が起こっている。これを法制度や活動の不備・不十分から生じると制度論は考えるだろう。しかしそれは拙速で、両者の相互作用に注目する必要がある。

図 1 - 1 社会的無視・忘却の生成



3

※筆者作成。各破線の中は各メンバー，両矢印は相互作用，横長囲みは社会的援護を表す。

(3) 包摂がなされても再び要援護に陥る状況

以下、社会的無視・忘却が生成される過程に沿って、この現象の特徴をもう少し明確にしておきたい。

まず規範的に、社会的援護は社会的排除の状態に対して援護を試みて、社会的排除から一般社会への包摂を果たそうとする。だが再び要援護状態に陥る状況はどう考えられるか。たとえば、児童虐待に対する社会的関心から、虐待のおそれがある事案について児童相談所へ通報がおこなわれることが増えた。通報があった家庭には児童相談所から訪問がなされ、児童や保護者への面会を通して必要な措置を講じることになっている。だが現実には、訪問したが、保護者が児童に会わせないとか、訪問に対応することを拒む家庭もあり、その中には、児童の傷害致死事件に至ってしまった場合

も少なくない。あるいは、他自治体から転居した家庭が、転居前の自治体で通報を受けていた情報が引き継がれない場合がある。また転居しても届出をしない家庭もあり、この場合だと転居先の自治体が状況を把握する機会もないことになる。また別の例として、知的発達障害やその疑いがある児童から考えよう。就学前健診ではまだ顕在化せず地元の小中学校に通っていた児童が、発達面の障害が顕在化してくる場合がある。だがその学校ではこれに気付かず、パーソナリティ面の特性と考えることもある。また学校が気づいても保護者がそれを受け入れず、卒業後に進学ができないとか就労先でトラブルを起こすこともある。すると、社会的援護としての障害者福祉の制度や事業・活動との接点があったにもかかわらず、タイミングが合わないとか児童の周囲が共通の認識を築けなかったため、社会的援護による何らかの働きかけが試みられても社会的排除の状態に至ることが現実には起こっている。

このように、社会的援護の実務や研究では、早期発見が強調されるのだが、多くの場合それは、早期に対応する機会を逸して援護を要する状態に陥っていることが考えられるだろう。

(4) 援護が再び試みられるが社会的無視・忘却から社会的排除に陥る状況

また、社会的無視・忘却の特徴は、それが社会的援護を要すると認知されながらも援護がおこなわれないことにある。このような対象について、社会的援護に関する研究をおこなっている社会福祉では、社会的援護のうち生活保護制度の捕捉率の低さとしてとらえていた^(註5)。また近年は、マイノリティによる「表明されないニーズ」としてとらえる等構築主義による解釈も試みられている(平塚 2012, 平塚 2013)。だが、援護がおこなわれない場合にせよ援護に至らない場合にせよ、生活を営むことが困難あるいは貧困の状態にあるものの、現実にはそれを認知する範囲でしか把握できない。また、外形的にこの状態をとらえるような客観的指標はなく、あったとしても便宜的である。たとえば世界銀行による貧困率はその例である^(註6)。つまり、生活困難あるいは貧困の状態を統計的に把握しようとしても、あくまで暗数なのであり、制度等の枠組を超えた状態はそもそも認知されないといえる。

社会的援護は有限である以上、制度には期限があるし、活動の人員・資源なども限界がある。一つにはこのような社会的援護の有限性の結果であることが考えられる。だが、もう一つは援護の制度や活動は申請主義にもとづくため当事者が援護を求める場合だけに限られるという理由もある。これも、生活保護はじめ社会福祉制度全体が自己決定や契約による意思表示の重視という理由か、または社会的援護・福祉サービスの情報アクセスと情報選択および情報リテラシーにおける不均衡な状態によるため、等の理由が考えられる^(註7)。つまり、全ての人に開かれているというものの、実際には生活困難や貧困など社会参加に支障のある状態におかれた人びとをめぐるメディア

環境には、格差が存在している。これは情報の非対称性だけでなく、リテラシー・情報メディアへのアクセスの難しい人びとを対象としているから、という理由も考えられるだろう^(註8)。

また、行政システムが縦割りのため、何らかの援護を要する状態にあるとしても、それが社会的援護ではない社会制度が関わっている場合、社会的援護の制度や活動は対象とみなさないことも、理由の一つになる。たとえば、公害による健康被害は環境行政の対象とみなし、外国人の生活などは制度外とみなされるし、刑事処分後社会復帰した人は法務省による更生保護制度の領域だとみなす傾向にある(古川 2008)。さらに、既知の原因だけで判断されることによって、社会的援護やその他の制度的対応の妥当性が問われる場合もある^(註9)。これらは、社会的援護を制度中心に理解するために、制度を根拠にすればそれは対象ではないとされる。これも、社会的無視を生じさせることにつながる理由の一つと考えられる。

(5) 援護を要する状態自体が忘却される状況

社会的援護の中でも、対象とみなすかみなさないか見解が分かれ、結果的に当事者が社会的排除に陥る。すなわち社会的無視が起り得る。それと並んで、当事者のおかれた社会的排除の状態について、それ自体が忘れられてしまう場合もある。結論を先取りすれば、社会的な関心が移り変わることで、重大かつ深刻な社会的排除の状態だったとしても、援護の制度や活動に結びつかない場合もある。

その具体例が、序論でとりあげた、介護殺人をなしその後自殺した男性、あるいはミイラ化した遺体で発見された男性であろう。当時の報道は検死の結果彼は死後1カ月以上経っていたと報じており、彼の存在に誰も気付かないままだった。文字通り忘却されたのである。

この事件同様、忘却される存在の典型例と考えられるが、自然災害による被災者のおかれた状況である。自然災害の多発する現代日本は、ある災害の救護対策に取り組み、全国から義援金が寄せられ災害ボランティアが駆け付けるのだが、まだ救護の途上であっても、次の大規模な災害が起こって被害が一斉にマスコミから報道されると、ボランティアも義援金もそちらに寄せられるようになる。そのため、災害による被災者がまだ仮設住宅に入居しているのに、これらの存在を忘れていく。阪神・淡路大震災から10年を経た著作の冒頭に、編者の柳田邦男が問題提起していることは、ちょうど災害を本論と同じようにとらえたのかもしれない。

「最近の日本は、人びとを震撼させる事件があまりにも継ぐ次と起こる為、一つ一つの事件に含まれる教訓を十分に読み取る余裕がないまま、「体験の風化」という現象がまるで順送りになって生じている。」(柳田 2004 : iii)

のちの章で、阪神・淡路大震災の元被災者へのインタビュー調査を用いて社会的無

視・忘却の事例研究をおこなう予定であるが、その後起こった大規模な災害だけに絞っても、2011（平成23）年の東日本大震災、その翌日に起こった長野県北部地震や、2015（平成27）年の北関東豪雨災害、2016（平成）年の熊本地震など、近年相次ぐ自然災害によって社会的援護を要する被災者が増加している。これら以外の災害を含め、それぞれの被災者の生活再建は途上であるにも関わらず、災害ボランティアで訪問する人員数や義援金の金額などが示すように、必要性が叫ばれながら社会的援護が伴わない状態は、社会的無視という理由から説明できるのではないかと考える。

たとえば熊本地震では、家屋の危険性から賃貸住宅を退去せざるを得なくなった被災者へみなし仮設住宅^{（註10）}が提供された。だが、県内外のみなし仮設住宅に入居したことで、災害前の社会関係も途絶える。また、同じ建物には被災していない他の入居者がおり、かれらからは全く被災者としてみなされない状態になっている^{（註11）}。もう少し丁寧というなら、図1-1以降も同じような過程を辿ると述べたが、第二段階や第三段階で社会的無視がさらに深刻化していく形で社会的忘却に状況が移っていくと考えられる。

（6）社会的無視・忘却の具体例

以上説明した社会的無視・忘却について、筆者が在宅福祉サービスに従事していた時に経験した一例で説明したい^{（註12）}。

近隣の紹介を受けて福祉サービスの利用相談のため、高次脳機能障害で就労できなくなった男性と妻を訪問したことがある。この男性は年齢的に当時60歳以下で、身体面の障害はないが交通事故で頭部を強打した後遺症で、日常生活を営むのに支障のある記憶障害が高次脳機能障害として残っていた。見当識障害もなく判断能力も正常だが、当時提供していた福祉サービスでできることは限られていたため、相談にとどまった。数年後に妻が介護疲れで倒れて要介護状態になった時、再び出会ったこの男性は、相変わらず身体面は元気だったが、妻の付き添いなしには日常生活ができず栄養失調状態だった。妻が入院・療養を要するため、日常生活の困難な状態として「保護」扱いで老人福祉施設へ一時入所したが、親子ほども年の離れた他の入居者と関わることはなかった。

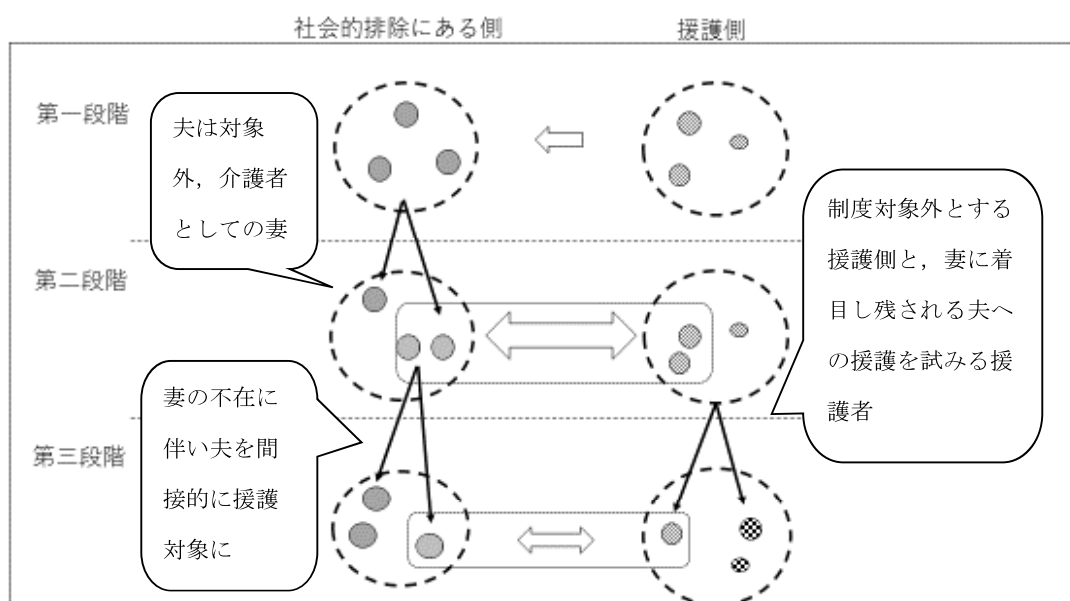
この例では、当初夫婦は福祉サービスに相談することを思いつかなかった。近隣の住民がみかねて民生委員を夫婦に紹介し、相談事業が対応したのだった。相談に訪問しても、男性は仕事ができなくなったため今後のお金の心配があること、妻は男性の代わりに始めた仕事と男性の世話で手一杯なことが主な困りごとだった。また、妻が仕事に出ている間は、近隣が様子を見る協力はしてくれていた。約30年前、高齢者福祉では在宅介護の相談事業が整備され始めた段階で、この男性は当時その対象年齢に達していなかった。また、障害者福祉の施策は主に身体障害か知的障害のある成人

が対象で、男性の社会参加を支援するサービスがなく、かれの後遺障害は認定対象にも扱われなかった^(註13)。結果的に、妻が介護疲れで倒れるまで、この男性と妻は結局二人で生活する以外なく、周囲が様子を案じながらも、何ら提供するサービスがなく社会的援護が関わる事はなかった。そして、妻が入院・療養するようになった後も、かれの生活に困っている状態を判定する基準はなかった。

筆者が相談事業に従事していた当時、この夫婦のようなケースは制度の不備で対応できないとしか考えられなかった。だが現在は、前節でこれを制度の不備という形で理解すべきではないと述べたように、社会的援護の対象であるがその対象として解釈されない状況としての社会的無視である、と考えられる。なお、夫婦に社会的援護が関わる機会がないまま数年を経ても、この男性は主たる介護者である妻の疾病を理由に援護が例外的に実施されて高齢者の介護施設に入所した。面会する人はいない。すなわち、この男性をめぐる社会的無視は、社会的援護を要する状態と「判定できない」状態という二段階を辿っていることになる。

もちろん、福祉施設への入所は社会的援護の一つであるから、この男性は先に述べた社会的無視・忘却の対象ではないと批判できよう。だがこの男性の施設入所は、この男性に生じた孤立状態よりもその介護者であった妻の疾病のためであり、自立判定とされた男性ではなかったといえる。むしろ社会的無視・忘却のもつ問題性とは、「生活を自ら営むことが困難な」この男性を、手続上は「自立」扱いすることといえる。さらに、社会的援護を必要とする人が援護を受けた・受けなかったということより、援護により制度や活動が社会的な責任を果たしたかが優先され、この事例の男性のように当事者の人格的な主体性の無視としてとらえられる(図1-2、^{註14)}。

図1-2 具体例における社会的無視・忘却の構成



3. 社会的無視・忘却を生起し深刻化させる背景

(1) 厚生省検討会報告書

社会的無視・忘却が生成される過程は、社会的排除に対する社会的援護の関わりの変化でもある。すると、社会的無視・忘却が生じ、それが深刻化される過程もこの関連から考えることができるのではないか。これについて、素材として、序章でもとりあげた厚生省「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書（2000（平成12）年12月）を用いた考察をおこなう。この予備的考察により社会的無視・忘却の要因を考察する糸口を探る。

この検討会は2000（平成12）年7月に設置され、計9回と短期間の討議や検討がおこなわれて当時の社会・援護局長炭谷茂へ同年12月に提出された^(註15)。

内容を概観するとまず、検討会の基本的考え方が1.で示される。ここでは「社会福祉の諸制度が整備・充実してきた」が、社会の手や社会福祉が「社会的援護を要する人々に届いていない」状況があるという現状認識のもと、社会関係の薄れていく中、社会福祉による社会関係を築く試みがあるとともに人々のつながりを重視して、ソーシャル・インクルージョンを進める必要性があげられる。また、ヨーロッパにおける社会的排除や社会的包摂にも言及しつつ、「「つながり」の再構築」を目的に実態的アプローチからまとめた」と、検討会の問題意識と方向性が述べられている。

2.では近年の社会経済環境の変化がまとめられ、経済環境の急速な変化、家族の縮小、都市環境の変化、価値観のゆらぎが生じているとした。続く3.で、対象となる問題とその構造が、貧困、心身の障害・不安、社会的排除や摩擦、社会的孤立や孤独（個別的沈殿）といった問題が重複・複合化しているとした。報告書が強調しているのは、とくに社会による排除・摩擦社会からの孤立などが「今日の社会が直面している社会の支え合う力の欠如や対立・摩擦、あるいは無関心といったものを示唆している」点とした。そして、図で示した具体例によってこれらが「見えない問題」という形態をとっているとし、見えない問題が孤独死や自殺といった極端な形で顕在化するという。そのために「「見えない問題」を見えるようにする」複眼的な取り組みが必要だとする。

4.では、社会福祉制度で解決に至らない問題が吟味・検討され、5.で新たな福祉の理念として「今日的なつながりの再構築」を掲げる。そのために、①新たな「公」の創造を通じたソーシャル・インクルージョンを進める福祉のあり方、②問題の発見把握自体を重視すること、③問題は悪から解決までの統合的なアプローチ、④基本的人権に基づいたセーフティーネットの構築が提言される。そして、6.で社会福祉への相反する提言と、7.で人材育成や生活保護制度の見直しを含む具体的な提言がおこなわれ、結びに平成15年の地域福祉計画策定への反映が要請されている^(註16)。

以上から、この報告書が日本における社会的排除をとらえ、これを政策的課題とし

て社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を目指すことを目的にしていることがわかる。そしてさまざまな社会的排除の実例を示しつつ、その要因としてマクロには経済社会環境の急速な変化があり、家族の規模と機能が縮小し、社会におけるさまざまな「つながり」と社会で支え合う力の欠如があるとしている。本論も序論で示した現状認識のとおり、報告書と現状認識は共通している。だが、報告書にいう「つながり」や社会で支え合う力への評価は、社会的援護に関する活動にあたる点への政策的評価とみることができ、社会福祉が諸制度だけでなく地域社会にねざした共同体的援護からなるシステムとして認知されている。また、社会的援護を要する人々へこれら社会福祉が「届いていない」という認識は、社会的援護が包括的で普遍的な立場に立つことを示すものといえる。これは、5.で福祉の理念として「基本的人権に基づいたセーフティーネットの構築」が掲げられたことに連なる。その具体的な内容も具体的な提言に共通するように、制度と共同体的援護からなるシステムの強化という認識である。

むろんこの報告書が政府の検討会によるもので、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を実現する目標を掲げる以上、起こっているさまざまな社会的排除を制度の失敗・不備と一部認めつつ、政府と地域社会が協力し合う形に社会的援護を再編成することに矛盾はない。また、生活を営むことが困難あるいは貧困を社会的援護が包括的に対象とすることが表明されている。これは、制度や活動の充実によって対処することを意図したもので、社会的無視・忘却が生成される過程での漏れは想定していない。だから、再び社会的援護が対応するとみなすか、または不幸な「援助の失敗」の一事例とみなされることになる。そして、社会的排除が生じる背景に「社会の支え合う力の欠如や対立・摩擦、あるいは無関心」を示唆するように、日本社会における関係の希薄に課題を設定している。以上から、社会的援護の無謬性を疑う本論と同報告書は、社会的援護に対する認識で衝突する。

（2）個別的要因への還元

同報告書が示す対象となる問題は、4つの方向性からとらえられ、その「社会の支え合う力の欠如や対立・摩擦、あるいは無関心」が示唆されるということは、「つながり」を有しない人びとの増加が強調されていることでもある。報告書に個人主義ということばはみえないが、対象となる問題群は「つながり」を有しないという形で当事者の個別性を帯びる課題とみなされる。もともと社会福祉やその実践方法であるソーシャルワークは、普遍主義の立場をとるとともに、人権と個別性を尊重することを謳う。実践活動もその生活背景の個別性をふまえるべきとの援助観を有しており、個別的な対応は不自然ではない^(註17)。

たしかに、社会的排除は個別性の強い状況としてとらえられる。また、ソーシャル

ワークなど社会的援護の実践方法で近年用いられることが増えたエンパワメントという概念は、当事者その人の「力」や「関係」がない状態をパワーレスとみなし、それをエンパワメント＝力づける形で対処しようとする。また湯浅誠のいう「人間関係の「溜め」がない」という状態（湯浅 2008）は、社会的援護を要する状態を、個別的な要因としてより強調する認識であり、報告書における「つながり」のない状態を個別的な要因で説明する。だが現実にはどうだろうか。在日外国人・中国残留邦人の配偶者や子どもが社会適応で困難に直面する状況のように、当事者の属性で解釈されるべきでなく、文化的背景や制度等社会環境が大きな要因を占める場合もある。また、成人になって軽度発達障害があると分かった場合、その人が児童のとき支援教育を受けられなかった原因が、学校が気づかなかったことや親・保護者の意向が強く影響していることも多い。

これらは社会的排除を説明する個別的な要因ではあっても、社会的援護を要する状態か否かを決定する要因ではないことを示す。にもかかわらず、現実には社会的援護の制度運用で用いられる。その結果、孤立という個別的な形で社会的排除に陥る人びとの、その陥る過程において重視されない部分があることで、社会的無視・忘却が生じている（註18）。

（3）社会的なカテゴライズ

同報告書の対象とする問題とは、社会的援護の対象を、その属性だけでなくおかれた状況も加えた新たな社会的なカテゴライズである、とみなすこともできる。報告書に具体例であげられるアルコール依存やカード破産などは、心理学的把握からのストレスや病気・障害によって説明され、臨床の対象にされている。同様に、報告書に具体例であげられる外国人・残留孤児等も、特定のマイノリティグループ・カテゴリーによるラベリングとみなすことができる。また、災害の被災者というカテゴライズも、それぞれの被災者の多様性や経験を捨象しかねない。多くに共通する傾向として、このカテゴリーにふさわしい態度を当事者がとることがあり、自分たちに必要な援護を得るための役割演技ととらえることができる（註19）。

従来社会福祉の立法は福祉六法といわれ、特定のカテゴリーが社会福祉の対象であることを固定化してきた。福祉六法とは、生活保護法、児童福祉法、母子および寡婦福祉法、身体障害者福祉法と知的障害者福祉法、老人福祉法であり、いずれも社会的弱者とみなされて社会福祉の対象・事業のターゲットだけでなく研究の方向性を拘束する支配的な枠組みでもあった（註20）。だが、これらのカテゴリーに属さないような人びとにも社会的援護を要する状況が広がったとき、社会的援護の必要が生じても対象とみなされない場合があり、その時、社会的無視・忘却が生成される蓋然性がある。また同時に、役割演技を通してそれぞれのカテゴリーにふさわしい態度がとれない場

合にも社会的無視・忘却が生じることも考えられる。

その具体例は、障害者や高齢者による犯罪であろう。前者は、障害者福祉サービスが重度の障害者向けに制度を充実させた結果、いわゆる境界線の発達障害者のように、障害児向け教育を受けていない場合は、刑事事件の裁判や刑事施設での分類審査で知的発達の障害が発見される場合が多い^(註21)。また高齢者による犯罪なら、統計的に最も多い窃盗罪を生活苦による動機とステレオタイプ化されて理解される。また近年は窃盗が疾患によるという新たな解釈も加わり、この社会的なカテゴライズは、被疑者被告人となった場合も治療を要する対象とされるようになった。その結果、適切な状況理解がゆがめられることが起こり得る。同様に、成人期に精神疾患を発症した人びとは、自らや家族が受診しない場合は自宅に閉じこもりがちになるが、交友関係が仕事中心であれば社会関係も限定的になり、本人・家族の申し出がなければ市民的援護すら関われない状況に陥ってしまう。あるいは、行動障害が深刻化して初めて社会から注目される程度である。これなども、家族や周囲から「ひきこもり」とカテゴライズされると、何らかの援護を要する状態と認知されないばかりか、前出のように個別的な要因のみが強調されてしまう。

(4) 援護の「定型化」

同時に社会的援護の制度や活動が規定される枠組みは、定型的な援護を形成することにつながっていく。たとえば、生活保護制度が高度経済成長を経ても給付は低水準のままだったことを、制度研究では政府の消極的姿勢と批判している。だが、当時大蔵省の現役官僚だった佐藤は1968(昭和43)年の論文で、無告の民のものでなく有告の民のためだけの制度運営になっていることを批判している(佐藤1968)。すでに1958(昭和33)年に生活保護制度の低すぎる給付水準を訴えた朝日訴訟が起こされており、憲法25条に謳う「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化する必要が問われていた。したがって佐藤の批判は、社会的援護の中核的制度の生活保護制度について、早くから制度運営と保護の実施が硬直的だったことを示唆する。

これを杉岡は、藤村正之(藤村2006)がいう社会変動としての福祉化にもとづいて、福祉サービスの普遍化原理による画一化が進行し、サービスの質向上を目的に掲げた効率重視の専門職の働きがあるという。そしてこの過程では、「サービスの平準化と統一化が同時に進行する」と指摘する(杉岡2006:64-65.)。その好例として杉岡も指摘するのは、介護保険制度における定型化である。これは、社会的援護における援護の定型化と共通の構造を有している。それは、要介護認定により社会保険制度の被保険者を受給者として認定し、介護支援専門員が受給者の利用する介護サービスについて個別の計画(ケアプラン)を策定する、というものである。ここで用いられる方法技術はケアマネジメントといわれ、個別の要因を多角的に査定(アセスメント)し

て課題を吟味し、目標を設定して具体的な支援を構想する枠組によっている。その後ケアマネジメントは同じように、児童に対する保育ケアマネジメントやこども園などでおこなわれる保育計画と個別の計画立案、障害児のための個別計画や生活保護制度の被保護者に対して就労支援に関する個別計画が策定されるようになった。ケアマネジメントは当初、制度をあてはめるだけでなく本人の望みに応じて地域社会のサービスや事業・ボランティア活動をも組み込んで個別的な支援をおこなうと提唱された（白澤 1992, 註²²）。だが現実には、保険給付を円滑に進める実務的な背景もあり、定型的なサービスを組み合わせる形でケアプランが作成される。またその方法を反復し、資格制度と標準テキストによって、実践なり援護の定型化が進んでいくことになる（註 22）。その結果、社会的援護自体が非定型な状況へ対応できなくなる。

この例として、たとえば、自家用車で寝泊まりして空き缶などを集めて生計を立てる人は、ホームレス状態にあるとみなされない。生活保護を受給しようにもこの人の全財産の家は、制度の規程によって、処分して換金を求められるようになるかもしれない。都市部を中心とした貧困の調査研究では24時間営業で100円のコーヒーさえ頼めば何時間でも過ごせるファストフード店や、ネットカフェが寝泊まりする先になるが、これらの人はホームレス支援の社会的援護の対象になっていない。そればかりか、自家用車を高架下のコインパーキングや、港湾地帯など人目につきにくい場所に停めていると、誰にもその存在は気づかれず、社会的な制裁対象にもならない。だが反面、地域社会にも気づかれないことになる。

（5）社会的な関心が寄せられなくなること

社会的関心が寄せられなくなると、社会的援護の制度や活動の有限性とは関係なく社会的援護の取り組みも小さくなっていく。同様に、新たに社会的援護を要する状態が生じると、その前の援護を要する状態から関心は移っていくのである。これは、時間経過に伴う社会的関心の変化があるが、関心の形成にはマスメディアによる影響もありメディアフレームにもなって固定化されたイメージが形成されることもあるだろう（Gitlin1980）。たとえば、数多くのホームレスが都市のなかにおいて、身近な所でも見かけることがあつと時に比べ、かれらへの支援制度が作られ、都市のなかでもテントを張るなど寝泊まり可能な場所がフェンスで「整備」されなくなっていくと、炊き出しやホームレスの窮状を見聞きする機会も失われる。同時に、目につかなくなればマスメディアもこの話題を取り上げる機会がなくなり、一部の支援組織やボランティアの他にかれらへ関心を寄せなくなっていくのである。

社会集団への認識レベルに対する例もある。老年学研究における高齢者の適応など社会的関連について提唱されてきた諸理論にみる高齢者観がある。提唱された諸理論は年代順にあげると離脱理論、活動理論、そして継続性理論であるが、離脱理論が提

唱された時代のアメリカは人口高齢化が9%程度で、若年労働者も多く経済発展も期待され、「個人と社会の相互撤退が、社会システムの均衡を維持し、個人の満足感を高めることに機能する」ため高齢者の離脱は当然視されていた時代だった。これらの理論を検討した小田は、離脱理論が現代の先進国で通用しないのは当然であるとする（小田 2004：168.）。ここで、従来のモデルが典型例でなくなり理論として説明力が乏しくなっても、比較的従来の生活様式を維持してきた高齢者では社会適応スタイルとして維持されている場合がある。するとこのようなケースは、現在のモデルに適合しないため、計量的な把握では外れ値、定型化された認識からは対象外として扱われてしまうこともある。

以上のように、時間経過に伴う社会的関心の変化は、マスメディアの影響だけでなく、その時代の社会経済状況、先入観を伴う社会的カテゴライズ・モデルなど中範囲の客観的認識なども関連することがわかる。本論の目的にひき戻すと、社会的関心の変化が社会的無視・忘却を生成させる機能を果たす要因であることが確かめられる。

小括

(1) 社会的無視・忘却の過程と背景について

社会的無視・忘却は、社会的援護が必要とされる社会的排除の状態にありながら、何らの援護と結びつかない状況が何度も繰り返されることで生成されていく。社会的援護による対応によって、社会的排除として「必要な」状態がとらえられ、社会的援護によって再び社会的に包摂が図られる過程で繰り返し生じ、社会的無視の状態を生み出す。だがこれは、完結した一つの過程ではなく、何度も繰り返されることによって、社会的援護を要する状態そのものが社会的に認知されなくなり、社会的忘却へと進む。

社会的無視が生じる背景には、まず、そもそも社会的援護が対象と規定している「生活を営むことが困難あるいは貧困状態」が幅広く、さまざまな形態や広がりを持つ社会的排除を、とらえ難いということがある。そして、社会的援護によって包摂されたとしても、それが別の社会的援護を要する状態を当事者にもたらし、再び社会的排除に戻ってしまうような形態は、原因を当事者その人の個別的要因へ還元させる傾向がある。また、これらの人びとを社会的なカテゴリーでとらえようとする。このような社会的援護の制度化が進むことで援護がますます定形化し、同時に社会的な関心が失われた状態には社会的援護がおこなわれない。つまり、社会的無視・忘却が促進されることになる。

(2) 社会的無視・忘却の更なる分析に向けた課題

本章で考えてきた社会的無視・忘却が生成される関連には、まず、社会的排除の状態およびその状況におかれた人びとの広がりや多様性を再確認する必要がある。次に、社会的援護によって社会的排除から社会的包摂への試みがなされる反面で、再び排除を生み出す結果が生じた。その結果、社会的無視の生じる状況が進んでいくと、社会的忘却という状況へ移っていく過程が考えられた。

本章で検討した社会的無視・忘却が生成される背景からは、社会的援護の制度や活動の問題だけでなく、他の要因や関連がありうることも示唆された。いいかえれば、社会的無視・忘却が生成されるには、多角的な要因と関連を考える必要がある。

したがって以下の章では、社会的無視・忘却が生成される要因について検討をおこなう必要がある。これと同時に、社会的排除との関連および「制度と人びとの関係」に関連する諸知見に注目し、社会的排除の状況におかれた人びとの広がりや多様性を再確認し、社会的無視・忘却との関連を精査することとしたい。

註記

1) 日本社会保障法学会では、生活保護法及び関連事業を位置付け、災害救護や住居保障などを関連する領域と位置付けている（日本社会保障法学会編 2001）。

2) 生活保護法1条の条文は以下の通り。「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

3) 高齢者施設や障害者施設へ措置入所される場合は、社会生活を営む環境面や常時の介護等の必要性がある。厚生労働省老健局長通知老発第 0331023 号平成 18 年 3 月 31 日付「老人ホームへの入所措置等の指針について」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障発第 1206001 号平成 18 年 12 月 6 日付「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」を参照。

4) 本事件の関係機関・団体へ実施した聞き取り調査及び関係資料にもとづく推察による。この活動 A は弁護士と支援者から組織され、刑事贖罪寄付金から給付を受けた可能性はあるが独自に寄付を募ったほかは、他の制度は以下の理由で関与していなかった。すなわち、刑事弁護を担当した社会福祉による制度や地域社会のネットワーク活動は、刑事事件になったケースは対象外とみなして社会的援護をおこなわない。また刑事司法でも、刑事裁判で全部執行猶予付判決と別に、保護観察付執行猶予の判決が出た場合は、保護観察所による更生保護が実施される。また 2011 (平成 23) 年以降、検察が福祉的対応を要すると判断した被告の場合に起訴猶予とする他、公訴にあたり執行猶予付有罪の求刑をおこなうようになっている。しかし、福祉的対応を要する介護殺人などの被告、とくに 65 歳未満の被告に対する措置は現在でもおこなわれていない。法務省法務総合研究所：犯罪白書（各年次版）を参照。なお刑事贖罪寄付金は、被害者の特定できない刑事事件や被害者に示談のできない刑事事件などのため被告・被疑者の改悛の情を現わす財源として実施される事業である。この他高齢者・障害者・ホームレスなど弁護による法律扶助活動の財源となっている。財団法人法律扶助協会による自主事業であったが、同協会が 2007 (平成 19) 年 3 月に解散した後は日本弁護士会連合会と各地の弁護士会が法律援助事業として事業承継した。なお筆者は、社会福祉による制度・活動だけが社会的援護ではなく、歴史的経緯をふまえ更生保護などを含む広義の社会的援護が望ましいという立場をとる（古川 2008）が、本論では、社会福祉の活動や関連事業と公的扶助制度に限定して用いている。

5) たとえば、岸勇は英国の公的扶助制度と比較して給付率の低さを強調していた（1991 年度佛教大学大学院公的扶助特殊研究の講義録（未刊行）及び本人からの聞き取りによる。）。また、小沼は佐藤吉男による生活保護制度の批判（佐藤 1968）を検

討し、批判の一つである保護率の低さの原因として、被救恤層給付に重点があること・漏給の多さ・受給しにくい屈辱感をあげている（小沼 1980：148-153）。なお佐藤による批判は2節で言及の通り。

6) 世界銀行のウェブサイトを参照（www.worldbank.org/en/understanding-poverty）。1日を2アメリカドル以下で生活する状態を指している。

7) 社会福祉の研究では「福祉情報」などというテーマで扱われる。

8) 生田は早くから社会福祉における情報の問題に注目していた（生田 1999）。この傾向は、2000（平成 12）年度に発足した介護保険制度から利用契約が他の社会福祉制度にも導入されるようになった中で一層強まっている（古川 1999）。

9) てんかん発作により意識消失の状態で生じた行動障害が窃盗行為として刑事処分の対象となった事例がある。松友は日本てんかん協会の機関誌でこれを指摘する（松友 1991）。

10) 災害救助法に基づいて地方自治体が提供する応急仮設住宅について、民間住宅・公営住宅などを自治体が借り上げて提供する住宅のこと。東日本大震災から導入された。

11) NNNドキュメント 18「見えない被災者-熊本地震 2年」2018（平成 30）年 6月 3日放映。

12) 本事例は 1992 年 8 月に訪問した際の私的メモの記録にもとづく。なお当事者兩名とも死亡していたが、守秘義務のため事実関係を変えない形で個人情報の変更・匿名化をおこなって使用した。

13) 高次脳機能障害は当時何らの障害者と見なされなかった。現在は精神障害者として精神保健福祉法にもとづく認定がある。註記 9 も関連する。

14) 序論の註記 9 では、社会的無視・忘却がわれわれの生や存在に対する及ぼす影響を示唆したが、本事例の男性がおかれた状況はこれを例証するものと考えられる。詳細は結論で扱うこととしたい。

15) 炭谷は退職後、ソーシャル・インクルージョンを実践するソーシャルファーム等の提言を行いつつ、社会福祉法人恩賜財団済生会理事長に就任し、同法人で「なでしこプラン」を策定して生活困窮者・刑事処分を受けた者の社会復帰支援等に関する事業を現在進めている。社会福祉法人恩賜財団済生会 2010 を参照。

16) 社会福祉法が改正され、各自治体で地域福祉計画の策定をおこなうことが条文に盛り込まれた。当初は努力規定だったが、2005（平成 17）年頃から他施策の計画との統合的な策定が進むようになった。社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成 14 年 4 月 1 日社援発第 0401004 号社会・援護局長通知）を参照。

17) 国際ソーシャルワーク連盟（IFSW）と国債ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）

で2001年に採択されたソーシャルワークの定義は以下の通り。「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。（IFSW日本国調整団体訳）」また、2014年に両団体が新しく採択したソーシャルワーク専門職のグローバル定義は以下の通りである。「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人びとのエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。（社会福祉専門職団体協議会国際委員会訳）」（IFSW・IASSW編2009）

18) 社会的無視・忘却を「社会的」と強調するのは、社会的排除の状況が個別性に帰されて理解されることへの批判を踏まえたからである。

19) たとえば、ゴッフマンが、スティグマについて個人的アイデンティティで示す盲人の例はその一つである（Goffman, E. 1963=石黒訳1987:89.）。

20) 日本社会福祉学会等の学会大会や研究分野の区分は現在もこれを踏襲している。

21) 平成18～20年度厚生労働科学研究（障害保健総合研究事業）「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」の一環で実施され刑事施設調査の結果による。近年は法務省法務総合研究所（2013）を参照。

22) 白澤の著作ではケースマネジメントと言われていたが、ケースという表現の非人格性が問題視されてケアマネジメントという表記に置き換えられていった。

23) 杉岡（2006）を参照。また社会福祉分野の国家資格の影響もある。社会福祉士では社会福祉士・介護福祉士法施行規則5条にもとづく指定科目による国家試験とこれを科目とした大学等の社会福祉士養成教育があり、介護支援専門員では介護保険法69条2項にもとづく実務研修内容が規定される。またこれに準拠したテキストが標準化されその支援業務の定型化が再生産される。専門教育については、北田暁大がシカゴ学派の分析を通して社会学的プラグマティズムの行方を論じた論考が有益な示唆を与える（北田2015）。

参考文献・論文・資料・ウェブサイト

・阿部彩：日本における社会的排除の実態とその要因，国立社会保障・人口問題研究

所, 季刊社会保障 Vol. 43 No. 1, 27-40., 2007.

- ・藤村正之：福祉化と社会変動, 藤村正之編著：講座社会変動 9 福祉化と成熟社会, ミネルヴァ書房, 2006., 1-36.
- ・古川隆司：介護保障と当事者主体をめぐる諸問題(2)－情報開示・当事者の手続的権利からみた課題－, キリスト教社会福祉専門学校研究ジャーナル 17, 1999, 16-23.
- ・古川隆司：高齢犯罪者の増加と社会福祉の関係, 課題, 龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 No. 5, 現代人文社, 2008, 175-189.
- ・Gitlin 1980, T. : The Whole World is Watching -Mass Media in the Making & Unmaking of the New Left. University of California, 1980.
- ・Goffman, E. : Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity, Prentice-Hall, Inc., 1963 (=石黒毅訳：スティグマの社会学-烙印を押されたアイデンティティ, せりか書房, 1987.)
- ・平塚謙一：構築主義ニーズの検討-表明されないニーズの顧慮に向けて-, 東洋大学大学院紀要 49 (社会学・福祉社会), 2012, 41-51.
- ・平塚謙一：表明されないニーズをめぐる理論研究, 日本社会福祉学会第 61 回秋季大会要旨集, 2013. (http://www.jssw.jp/event/conference/2013/61/abstract/pdf/61_003.pdf, 2018 年 10 月 28 日閲覧)
- ・法務総合研究所：研究部報告 52 知的障害を有する犯罪者の実態と処遇, 法務総合研究所, 2013.
- ・生田正幸：社会福祉情報論へのアプローチ, ミネルヴァ書房, 1999.
- ・International Federation of Social Workers Webcite(www.ifsw.org/)
- ・岩田正美：社会的排除-参加の欠如・不確かな帰属, 有斐閣, 2008.
- ・北田暁大：社会学的忘却の起源-社会学的プラグマティズムの帰結, 現代思想 43-11, 2015, 156-187.
- ・国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) ・国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) 編：ソーシャルワークの定義, ソーシャルワークの倫理-原理についての表明, ソーシャルワークの教育・養成に関する国際標準, 相川書房, 2009.
- ・小沼正：貧困-その測定と生活保護[第二版], 東京大学出版会, 1980.
- ・厚生省「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書, 2000.
- ・厚生労働省・厚生労働省法令等データベース (URL: www.mhlw.go.jp/hourei/index.html)
- ・松友了：論説福井都議は「万引した」のではなく。発作が万引と「誤解された」のです, 社団法人日本てんかん協会, 月刊波第 15 巻第 11 号通巻 206 号, 362., 1991.

- ・日本社会保障法学会編：講座社会保障法第5巻住居保障法・公的扶助法，法律文化社，2001.
- ・小田利勝：社会老年学における適応理論再考，神戸大学発達科学部研究紀要 11-2, 2004, 361-376. (www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81000582.pdf)
- ・Raphael, B.: When Disaster Strikes, New York, Basic Books Inc., 1986 (=石丸正訳，災害の襲うとき-カタストロフィの精神医学-, みすず書房，1988.)
- ・佐藤吉男：財政的側面からみた生活保護基準引上げの諸問題，季刊社会保障研究 4-2, 1968, 21-26.
- ・白澤正和：ケースマネジメントの理論と実際-生活を支える援助システム，中央法規出版，1992.
- ・社会福祉法人恩賜財団済生会：済生会生活困窮者支援なでしこプラン 2010（略称「なでしこプラン」），社会福祉法人恩賜財団済生会，2010.
- ・杉岡直人：福祉化のなかの家族と地域社会，藤村正之編著：講座社会変動9福祉化と成熟社会，ミネルヴァ書房，2006.，39-70.
- ・柳田邦男：阪神・淡路大震災10年，岩波書店[岩波新書]，2004
- ・湯浅誠：反貧困-「すべり台社会」からの脱出-，岩波書店[岩波新書]，2008.

2章 社会的無視・忘却の要因と構造

1. 本章の問題意識

(1) 問題の背景

1章で社会的無視・忘却が生成される過程や背景などについて検討した。この中で、主にその背景を、大きな関連のある社会的援護を中心に検討したが、それだけにとどまらない要因が示唆されることを確かめた。すなわち、社会的無視・忘却を生成する要因や背景と考えられる関係には、経済や社会の大きな変化だけでなく、これに通底する社会的な価値観や人びととの態度や相互作用、たとえば日常的排除と好井が呼ぶ状況なども関連し(好井 2005)、加えて、社会的な関心の変化による影響が大きいことを確かめた。これら生活を営むことが困難あるいは貧困の状態、すなわち社会的排除が拡大した背景には、厚生省の検討会報告書がいう通りマクロレベルの社会環境の状況と、同報告書において「つながり」の乏しさ・喪失というマイクロないしメゾレベルの社会関係の変化があるということだった。すると、社会的無視・忘却の要因と因果関係はこれによって説明されたといえるだろうか。

仮に前章で言及した背景にのみ要因を求めるなら、社会的無視・忘却とは、社会的援護の制度や活動への批判的検討の結果から、社会的援護が不十分であることに過ぎないという、従来の制度論に帰着しないだろうか。加えて、厚生省検討会の報告書の結果についても、十分検証がなされていない^(註1)。前章で考察したように、本報告書のように、制度としての社会的援護を見直して、さまざまな社会的排除を「ソーシャル・インクルージョン」する政策的意図にとどまるだけになる。

(2) 本章の目的

本章での目的は、社会的無視・忘却が説明できるような因果関係を明らかにすることである。第二に、社会的無視・忘却が生起する構造と特徴について説明することである。

社会的無視・忘却が生成される過程は、主に、社会的排除が増加・拡大する現代日本の社会状況が前提であり、背景となっていた。この社会的排除の因果関係に関する研究について、たとえば貧困をはじめ社会的排除に関する実証研究が重ねられているし、近年ではソーシャルキャピタルに因果関係を設定する研究(三本松 2008/阿部 2014)や、経済的格差と心身のセルフケアの関連を検証して健康面に及ぶ格差を指摘する研究などがある(近藤 2005/Kawachi, I., Subramanian S. V., Kim D. eds. 2008=藤沢・高尾・濱野監訳 2008)。したがって、検討すべきさまざまな要因は広範囲にわたり、同時にこれらは、マクロな経済社会の変化に伴う諸影響を前提とする点で共通している。社会的無視・忘却という本論の問題提起も、これらの変化を反映して提起

したことに違いはない。だが社会的無視・忘却により当事者が経験し、かつ社会的援護でも生じる分断の状況は、これらに加え、日常的な排除としての差別やいじめなどを含む個別的な排除や、同時にかれらを排除する地域社会や社会集団との相互作用を想起させる。したがって、社会的無視・忘却との関連するためには、その背景の解明を通して生成に関する因果関係を考察、解明する必要がある。

2. 社会的無視・忘却の因果関係の検討

(1) 因果関係を念頭とした吟味

社会科学では一般に因果関係を示すとは、おおむね次の点を満たすことであろう。第一に原因から結果に至る関係が非可逆的ということである。第二に、原因と結果の相関性があることである。これは他の要因からの影響ではないことが証明されなければならない。が、社会科学では困難なため、原因が結果を説明する上で必要かつ十分、ないし必要または十分であること、という条件を満たすことが必要である。第三に、因果関係がその現象を十分説明できるものということである。

これを社会的無視・忘却を用いて説明すると、第一の非可逆性については、1章で扱った生活困難あるいは貧困という社会的排除の状態にある人びとが、社会的援護の包摂する試みの反復によっても排除を経験し続けるとともに、社会的援護にも分断が生み出されるという現象である。しかし、単純にこの社会的営みが反復されるのではなく、以前よりも当事者が社会的援護から気づかれにくく、社会的排除に陥る状態である（1章2図1-1を参照）。故に、この過程は時間的経過という非可逆性があるといえる。

また第二は、社会的援護の制度および活動が社会的排除にある人びとを対象に働きかける営みであるから、したがってこれは必要かつ十分な要因に関わる。だが前章であげた背景は必要または十分な要因と考えられるが、それらが必要という条件を満たすものかどうか、明確とは言いがたい。したがって、原因と結果の相関性を明確にするためには、因果関係における必要または十分な要因の吟味が必要となる。またその中で、上の他にも必要かつ十分な要因があるかもしれない。なお、必要または十分な要因では、疑似的だが相関性のないもの（非疑似相関性）を棄却しなければならないが、社会科学では困難な手続であるため、ここでは因果関係を説明する上で必要を満たすものの確認に絞ることとする。

(2) 必要・十分な要因を検討するための予備的考察

1) 次にこの章で考察する範囲を明確化する。社会的無視・忘却の要因を考えるうえで、まずその状況が社会的排除などとどう違うのかを確かめる必要がある。次に、社会的援護について、これを構成する複数の要素も念頭に検討する。また、社会的援護の課題といわれることの検討も、概念の独自性を確かめる上で必要となる。同様に社会的援護を批判する知見も考察対象となろう。さらに、社会的無視・忘却という現象が相互作用として考えられるなら、無視する/される、ないしは忘却する/されることを導き出すような関係や動的要因も検討が必要である。ここには時間的経過も含まれる。

社会的無視・忘却という状態は、1章で概念を提起したように、社会的排除におか

れた状態が社会的援護によって改善されず一般社会に包摂されずに生じる状態というだけでなく、社会的援護においてもその中で社会的無視・忘却が分断を生むという状態である。単に社会的排除の状態ではなく、社会的排除がさらに深刻化した状態であり、これがこの概念の独自性を特徴づける手がかりとなる。同様に、社会的援護を要する状態も社会的無視・忘却の要因を探るうえで関連性が示唆される。

2) また、社会的無視・忘却の生成される要因は、社会的排除に関する要因との重なりが考えられる。たとえば阿部が諸外国の社会的排除指標の検討を踏まえて設定した7次元にもとづき計量分析した研究があり(阿部 2007)、その後の実証研究でもおおむねこれが踏襲されている(内閣府男女共同参画局調査課 2009/野村総合研究所 2011/久米・大竹・鶴・奥平 2013)。また、社会的排除と貧困に関する分析(岩田 2008)や、貧困研究でもタウンゼントにより開発された相対的剥奪(social deprivation)の概念を用いた計量分析(Townsend 1979)などもある(註²⁾)。これらは、社会的無視・忘却の状態やこれを経験する人びとを含むものといえ、この中に社会的無視・忘却に繋がる要因が見出せると考えられる。

むしろ、より重要なのは社会的援護との関係である。1章で社会的援護と社会的排除にある人との関係から社会的無視・忘却を説明したが、社会的援護といっても、制度および活動があり、これらが相互に関連しあいながら構成されている。したがって、社会的援護を構成する要素それぞれの関係もたしかめたい。次に、社会的援護と社会的排除にある人びととの関係も、当事者をどう発見・認知するかなど、接点の持ち方と接点を持たれない場合とを視野に入れなければならない。社会的援護からみれば、援護を促進ないし阻害する要因に関する先行研究は、おもに制度と人に着眼している。たとえば介護保険創設と社会福祉基礎構造改革で導入された準市場原理に対して、駒村が供給者と利用者の情報格差やクリームスキミングを指摘した研究(駒村 1999)の他、障害者の自立生活における選択権を重視する主張(立岩 1995 ほか)などがある。これらは、おもに制度と権利性に焦点をおいて人びとと制度との関係を検討したものといえる。人びとを中心にした研究として、たとえば、社会政策と社会意識に関する意識調査にもとづいて藤村が人びとのリスク認知を検討した研究(藤村 2006:151-166.)がある。藤村は、大きく身体的不安と経済的不安の系列からなるリスク現象のうち、後者が社会経済的変数によるリスク不安の差異があること、及び客観的変数との関連だけでなく意識変数とのより強い関連を確かめている。

また、社会的相互作用に関する知見として、障害者の介助場面で生じる当事者の否定などを提示した水津(1996)の他、ジェンダーや外国人などさまざまなテーマから論じた好井(2005)がある。ここからは当事者の立場によって構成される日常的な差別や偏見の諸相が示される。本論で注目したいのは、これが当事者の側から定義される

社会的事実としての社会的排除，ならびに社会的無視・忘却であって，かれらの生活圏を構成する社会集団や地域社会によって当事者に向けられる差別や偏見のまなざし・態度などの相互作用である^(註3)。

以上を整理すると，制度など社会的援護と当事者の関係についての要因と，当事者の経験に関わる要因が考えられることになる。

3) 社会的無視・忘却を生起させる要因として，関心やトリガーのような動的要素もあるだろうか。ひとつは，社会的排除の状態にある人びとが社会的援護による何らかの制度利用を受ける場合，手続として「申請」が必要であることである。ちなみに生活保護制度の手続は，申請にもとづいて福祉事務所が措置判定をおこなって保護決定の可否が決定される^(註4)。なお，緊急の場合は申請を要しない^(註5)などいくつかのバリエーションがある。この他，近隣や市民活動などの協力によって「発見」や「通告」が要請される社会的援護の制度も多く^(註6)，暴力や虐待などを受けている（またはそのおそれがある）人びとの保護がこれにあたる。

これらを，制度と人びととの関係での動的要素とすると，当事者の側から経験される要因に関わる動的要素は何が考えられるだろうか。ひとつは，スペクターとキツセの提唱した「クレーム申し立て」の活動で，これは「ある状態が存在すると主張し，それが問題であると定義する人々による活動」とされる（Spector & Kitsuse 1977-1988 : 74 = 村上訳 1990 : 117.）。かれらの提唱する相互行為論は社会問題の構築主義といわれ，従来相対的に社会的劣位におかれた人びとの被る状況を切り出した点で興味深い。本論の場合，相互関係自体が成立しない場合も考えられるし，仮に当事者側による異議申立があるとしてもそれが無視される点を主題としているので，クレーム申し立てが成り立ち難い。故に，ここでは動的要素として検討しないことにする^(註7)。以上から，動的要素として導き出せるのは，制度と人びととの関係における「申請」，当事者をめぐり「発見」「通報」があたる。

時間は，原因から結果に至る経過を規定するとともに，社会的排除の状態におかれた人びとや社会的援護に従事する実践者（以下，援護者）との相互作用へ影響を及ぼすと考えられる。具体的には，後者が対象とする人びとへ向ける行動であり，背景には社会的関心を寄せられる問題であるかどうかも関連する。その意味では，社会的関心という要素も見落としてはならないことになるだろう。

3. 社会的無視・忘却を生成する要因の検討

社会的援護は、社会的排除の状態にある人びとに対し、何らかの社会的援護を要する状態を解決・緩和するための働きかけを行う。その過程で社会的無視・忘却が生成されるのだが、社会的援護を構成する制度や活動について、まず整理した上で相互の関係を検討し、社会的無視・忘却を生成する要因を導き出したい。次に、社会的排除の要因の検討から社会的無視・忘却につながる要因を抽出、最後に制度と人びとの関係における要因を探りたい。

(1) 社会的援護の構成と要素相互の関係

すでに大略を述べているため、重複を避けつつ社会的援護の構成を確認しておく。社会的援護は、社会生活を自ら営むことが難しい状況にある人びとに対する社会的な仕組みや取り組みである。また、その根拠として憲法に謳われる基本的人権の一つである生存権があり、それを国や地方公共団体の責任で保障すると規定していることに基づいている。そして、社会的援護を実際に構成しているのは、国や都道府県・市町村など地方自治体など行政の担う制度と、共同体的援護や市民的援護による活動である。活動を担うそれぞれは、公共性と市民社会に関する佐藤の研究（佐藤 2003）にもとづいて本論が分類した^(註8)。

歴史的にみると、日本社会で長らく社会的援護の主体を担ってきたのは共同体的援護であった。これが、明治期以後、中央集権的な行政機構が整備される中で、国によって救貧や備荒策が法制化される。一方、産業化による貧困層の増大と慈善活動の広がり、国による慈善活動の組織化と、地方で始まった方面委員によって、地域社会での共同体的援護と公的制度が相互補完し合う形となった。国家による生活困窮者の義務救助という考えは、戦後の民主化と憲法改正によって人権に基づく現代の社会保障制度へと整備された（Beveridge, Sir W. 1942＝山田監訳 1969/総理府社会保障制度審議会事務局編 1950）。その中で、生活保護制度をはじめとする社会福祉制度も立法化されていった。また方面委員は、戦後民生委員制度へと改正されて、社会福祉の専門機関とされた福祉事務所の補助機関の位置づけを与えられた。民間事業者も、社会福祉法人として行政の措置委託を受けて要援護者を保護する福祉施設を経営する関係となった。

一方市民的援護は、1960年代以後、障害児の親・保護者による運動、保育所の設置を求める運動、消費生活に関する運動などの市民活動を契機として、都市部を中心に形成されていった。この時期に市民によるボランティア活動が始められ、公的制度が対応しない対象者やあらたな社会的課題について、政府・自治体への異議申立と法制化、オルタナティブの提起を試みるようになる。また、1980年代からは在宅福祉を担うようなボランティア活動も始まる。1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災

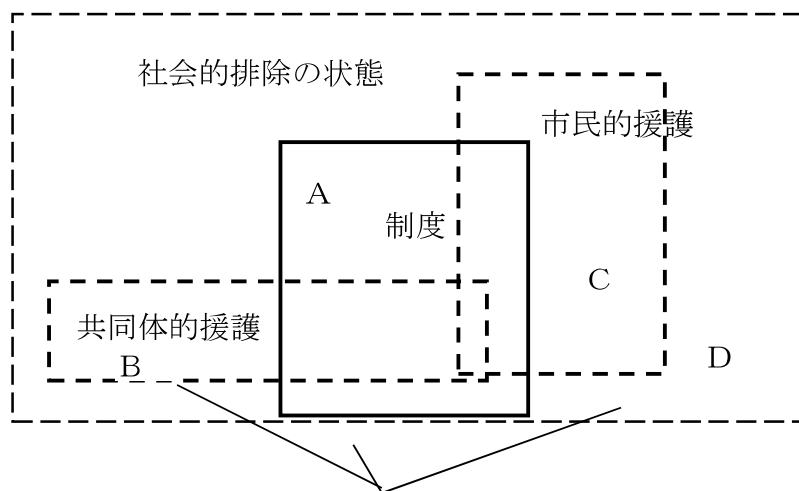
を契機とした被災者・被災地へのボランティア活動から NPO 法が制定された。これらは高齢者介護や障害者サービスの法改正により、法制度の指定事業者と位置付けられるようになる^(註9)。その結果、福祉・介護分野での市民的援護も、公的制度の影響下におかれるようになった。また、おもに福祉分野のボランティア活動は指定事業者への道を辿るようになり、次第に、公的援護を補完して共同体的援護を担う市町村の社会福祉協議会のボランティアセンターへ移っていった。

社会的援護が実際にどう運用され、構成要素の関係をみておく。公的制度は、行政が直接実施するのは緊急時の保護などごくわずかで、その他は民生委員や民間事業者の経営する福祉事業を通して実施されている。他方、市民運動を通して誕生した市民的援護は、法制度の改正や新制度の創設を促したほか近年は福祉分野での民間ボランティア活動を担ってきた。近年は公的制度の影響が強まっている。これらの歴史的背景から、社会的援護は、要素相互の関係が対等ではない(図2-1)。制度による援護(A)は、地域住民の担う共同体的援護の活動(B)や一般市民が主体的活動等において担う市民的援護(C)が「社会的援護を要する状態」にあたる人びと(D)を制度利用の申請につなぐことで制度利用の手続をおこなう。同様に、発見・通告することで保護を実施する。だが、(A)が終結した場合は(B)や(C)がそれを引き継いで社会的援護がおこなわれることが期待される。(A)からみると、(B)は同じ市町村・同じ地域社会という地縁を中心に、住民相互の「つながり」に包摂することが期待される。また(B)が対応困難な状況になった場合臨時的に(A)への協力が期待される。また(C)は、おもに(B)になじまないような対象者を中心に、市民によるボランティア活動での包摂が(A)から期待される。

これらは形式上(A)の権威に(B)と(C)が協力する関係にある。なぜなら、(B)には町内会・自治会などを通じた公的助成があり、(C)の事業には補助金を支給して財政的關係で(A)が優位にあり、同時にさまざまな規制を受ける関係だからである(町村2016)。だがその一方で(C)は、制度(A)が対象としないような状況にも関わり、自治体を超えて全国的な(C)の協力関係が築かれる活動も多く、結果的にさまざまな社会的排除の状態にある人びとへ働きかける活動を担っていることになる^(註10)。したがって、市民的援護や共同体的援護の活動と制度が独自性をもち、社会的排除の状態におかれた人びとへアプローチするタイミングが異なることを示唆する。

また1章で述べたように、社会的援護には理念としての普遍主義と、実務・活動における制限があるという矛盾も、これらの関係に反映している。同じ市町村や地域社会という(A)・(B)の範囲は、基本的にそれ以外の人びとを対象としない一方、(C)でも、市民の組織の多くがメンバーの共通の関心にもとづいて設立されており、その関心にもとづく対象へ関わりとえられるからである。しかし、同じ関心を持っていても同じ活動をする(C)が全国にあるわけではないという偏在性がある。

図 2 - 1 社会的援護の構成と相互関係



「社会的援護を要する状態」対象とする範囲の違い

※筆者作成

これにもとづいてそれぞれの活動や事業の特性と限界を整理する。(A)は、さまざまな法制度が普遍主義の理念にもとづいており、その市町村に住民票がある住民へ、公的責任にもとづいて援護の決定権を有する。また、生命の危機など緊急時には住民か否かを問わず保護を行う。一方(B)は基本的にその地域社会の住民によって構成される。したがって住民や近隣関係に加わる場合が対象である。だが、住民登録をしていない住民や、災害時にたまたまその地域に居合わせた人びとも、人命の救護という観点で保護することもある^(註11)。また、場合によっては、(A)や協力関係にある(C)と協力する場合もある。たとえば、外国籍住民の生活上の問題など(B)の範囲で対応の難しい場合が想定されるだろう。また(C)は、その組織・団体の目的にもとづいて、おおむね条件を設けずに、誰でも対象とすると考えられる。

以上を要約すると、(A)(B)(C)はそれぞれの原理にもとづいて援護の対象や射程も異なるが、いずれとも接点のない場合は、(D)のように社会的無視が生じることになる。仮に(D)が発見されない場合、社会的忘却として現れると考えられる。

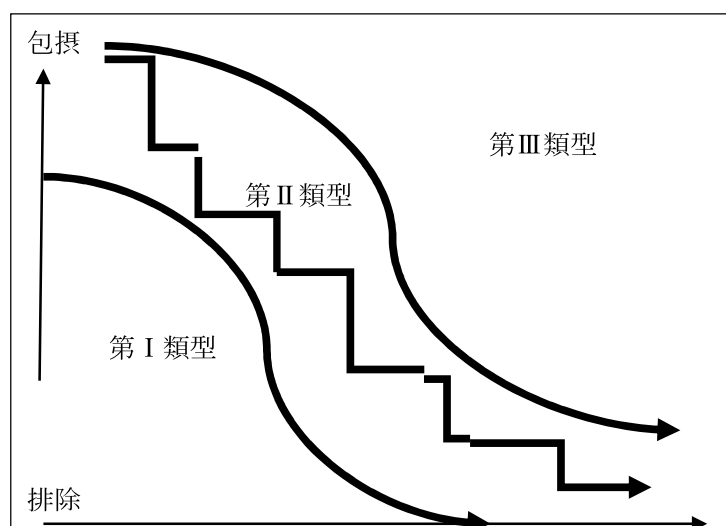
(2) 制度と人びとの関係からの検討

制度と人びとの関係において、社会的援護の制度・活動とそれを担う援護者の関係があることは既に述べた。この中で注目したいのは、社会的援護の理念と実務上の矛盾が援護者に及ぼす影響である。また、大きな括りの社会的援護からみた対象となる人びとへの認識・対象観も考えられる。ここには、制度的な枠組みが大きく影響しており、すでに1章でふれたタテ割りの意識と、実施する制度事業の枠組に即した定型

化、カテゴライズの傾向が考えられる。加えて、社会的援護の対象とみなされる人びとに向けられる道徳的評価も否定できない。これらは、おもに当事者からの批判として、専門職の独善性や制度の権威主義的傾向とされていたことである。

次に、社会的排除の状態におかれた人びとのとらえ方についてみておく。まず伝統的な貧困者との比較など、対象者観では上と共通する認識とそれへの批判がある。たとえばホームレスへのステレオタイプ化した認識があろう。次に、多様な生活背景によるカテゴライズの影響に対し、当事者の個別性を重視するという援護者やこれに賛同する研究者からの批判がある。当事者の視点をより強調しているのが、内閣府内閣官房社会的包摂推進室社会的排除リスク調査チーム（2012）による社会的排除のプロセスに関する調査報告書である。ここでは、社会的排除の状態に至った様々なケースを分析して、社会的排除に至る三つのプロセスを示した（図2-2）。

図2-2 内閣府社会的排除リスク調査チームの社会的排除のプロセスイメージ



出典：内閣府内閣官房社会的包摂推進室社会的排除リスク調査チーム（2012：26-27）

なお、この報告書全体が、当事者の個別的データにもとづく類型化をおこなったため、個別的要因へ還元されるおそれはもう一度指摘しなければならない^(註12)。だが社会的排除に結びつく、制度と人びとの関係の中で経験される社会参加の困難さへの注目は、そのまま社会的無視・忘却の説明にも共通すると考えられる。

また、社会的相互作用によって生じる排除を考える場合、社会的な関連からとらえる解釈とも重なるだろう。日常生活において周囲の他者と共有できない日常性が生じるとき、その不調和についてバーガーとルックマンが次のように述べるのがちょうど重なってくる。

「…客観的な社会的世界が作り出されるや否や、物象化の可能性が常につき

まとう。…（中略）…このことによって、対象化された世界は人間的企画としてのその理解可能性を喪失し、非人間的で、人間化しえない、惰性的な事実性として固定化されてしまうのである。」

（Berger & Luckmann 1966＝山口訳 1977：152.）

そしてかれらは、物象化は人間による人間的世界の客観化の一つの様式と述べ、そうやって創造された日常世界が逆説的に「人間は自己を否定するような現実を創造することができる」という（Berger & Luckmann 1966＝山口訳 1977：153.）。これは、4章で社会的無視・忘却の批判的吟味を試みる際詳しく考察するが、周囲によってつくられた社会的世界が当事者を含まない場合、当事者を社会的に無視し、忘却させる状況を生み出すからである。また、その社会的世界の構成が社会的無視・忘却を生起させる要因となってくると考えられる。たとえば、社会的排除の状態におかれた人びとと日常性を共有するかどうか問われるのは、社会的援護における援護者である。その援護者が制度あるいは共同体的援護・市民的援護いずれの活動に所属するかによって、当事者と共有する日常性の質も異なってくると考えられる。

（3）社会的排除の要因からの検討

計量分析を通して日本における社会的排除の要因を検討した阿部（2007）は、社会的排除の指標を提示し、基本ニーズ（Basic Human Needs, BHN）、物質的剥奪、制度からの排除、社会関係の欠如、適切な住環境の欠如、社会参加の欠如、主観的貧困の七つの次元から構成されるとした。また、これらの関連について3つのパターンを想定した。

第一は、所得を通して他に影響を及ぼす社会的排除の関連で、経済的次元における低所得状態がBHNの欠如・社会参加や社会関係の欠如などを生み出すととらえる。第二の想定は、異なる次元の不利が相互連鎖しあい下降するような社会的排除の関連である。こちらも低所得状態を起点とするが、それが他の次元における社会的不利として連鎖していくとする。第三の想定は、相互に関連しない次元のある社会的排除の関連であり、経済的次元の低所得状態から波及する物質的剥奪などと別に、社会関係や社会参加の欠如および主観的貧困が存在するという。次章で詳細を扱うとして、ここでは七つの次元とこれまでの考察結果を突合せながら、社会的無視・忘却を生成する要因につながる点を検討してみたい。

さきに分析した社会的援護の構成における制度・諸活動の限界としてあげたものと、阿部のあげる社会的排除指標の各次元を比較検討する。社会的援護での限界は、阿部のいう制度からの排除とほぼ同義であるが、主観的貧困や社会参加の欠如という次元を加味すれば、社会的援護の限界と同義ではない。より当事者の側の事情があり、それを社会的援護の制度・諸活動が理解されない結果生じるものとして社会的無視・忘

却がありうることを示唆する。制度・活動の限界における「住民登録がない場合」や「自治体の圏域を超えた場合」は、三つの想定いずれとは制度からの排除・社会参加の欠如・社会関係の欠如に重なりと解釈できる。また、「いずれとも接点がない場合」も同様に、社会参加や社会関係の欠如の結果として制度からの排除につながると考えられる。

小括：社会的無視・忘却の要因と因果関係

以上の考察から、社会的無視・忘却を生成する要因とその因果関係を明らかにする。まず、社会的無視・忘却は社会的排除の状態にある人びとにおいて、社会的援護の関与によって生成される。したがって1章の図1-1で示した第一段階では、社会的関与が必要かつ十分な要因となる。社会的援護がこれらの人びとを発見し、どう認知するかをめぐっても社会的無視・忘却は発生する（必要な要因）。これに対して、市民的援護ないしは共同体的援護の活動や社会的援護の制度がかれらを認知しないことで社会的無視・忘却が生じる可能性がある（十分条件）。その具体例として、制度・活動の有する対象観があり、当事者となる人びとと日常世界を共有しない原因となる。同時にこれは、社会関係の欠如・社会参加の欠如としても顕在化することが考えられる。

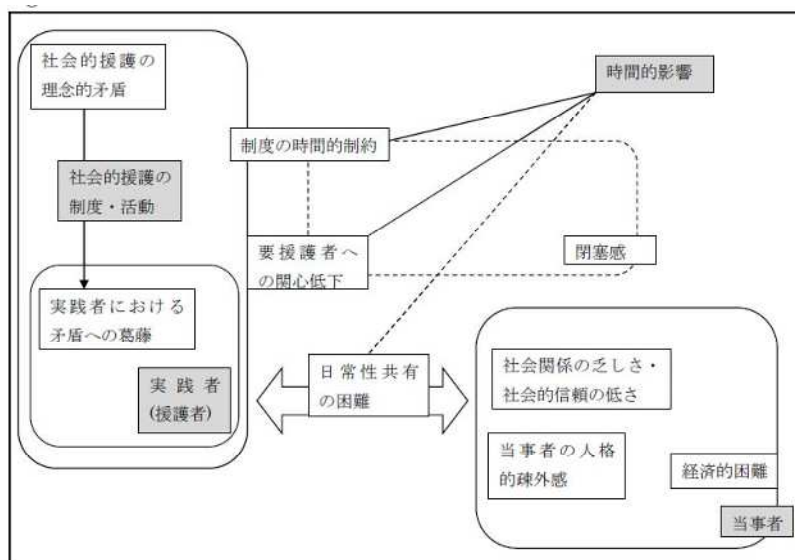
次に、当事者となる人びとが市民的援護・共同体的援護の活動で「発見」「通告」などの契機によって社会的援護の制度が対応を始めようとしても、「手続」などにより対応できない場合が生じることがある。これにより、援護者の中に援護しようとする動きが生じても、援護しない制度との関係で無視・忘却が生じることが考えられる。この原因には理念としての普遍主義と実務や活動上の制限という矛盾があり、援護者における葛藤として、当事者との相互作用や、援護者と組織との相互作用において社会的無視・忘却が生成されると考えられる。ここで、普遍主義という理念と活動上の制限の矛盾は、第二段階においては、社会的無視・忘却の生成において必要かつ十分な条件といえる。

さらに、何らかの対応がなされ包摂が試みられて制度上「終結」となったあと、市民的援護・共同体的援護の活動で包摂が継続されなかったり、当事者がおかれた社会的排除の要因が解消されなかったりした場合、再び社会的排除の状態に戻る形で当事者は社会的無視・忘却されることになる。仮に、再び援護者によって「発見」「通告」されて実施された社会的援護も終結するとか関係が途切れることによって関心が失われ、当事者は発見・通報されにくい存在として援護者からも無視される。さらに状況が深刻化していく形で、当事者に社会的忘却が生じるのである。以上をKJ法のB型図解により構造化したのが下図である（図2-3）。

ここから導き出される社会的無視・忘却の要因は、社会的援護の理念的矛盾を内包しつつ、第一段階で社会的援護の関心が向けられることである。そして、第二段階に移行する契機となる援護の実施に関わってくるのが、社会的援護の理念的矛盾である。これは一方で援護を行うとともに、他方で対象外となる人びとやその状況を生み出すため、本論はこれを“包摂的排除”と呼ぶこととしたい。第三段階は、包摂的排除のうち時間的影響による実施の縮小で、継続して援護をなす援護者とそうでない人びとの分断を社会的援護の中に生じさせる。これは、日常性の共有をめぐる困難として、

社会的排除の状態にある人びとと援護者の相互作用が考えられる。これは次章で詳しく考えていくこととしたい。

図 2-3 社会的無視・忘却の要因の関連



※筆者作成

社会的無視・忘却の当事者となる人びとが社会的無視・忘却において経験する状況を確認して本章のまとめとし、前章とあわせて社会的無視・忘却の概念によって明らかにできたことを確かめたい。これに対して、3章では、重要な概念・理論から批判的検討を試み、社会的無視・忘却の概念が有する意義を検証することとなる。

社会的無視・忘却の当事者となる人びとは、もともと社会的援護と日常世界の共有が難しい状態で生きている。それ故、かれらは人格ある存在としての承認が不明確なままである。また、かれらが社会的排除の状況から社会的援護によって包摂される対象となるかならないかは、援護の諸活動に発見されるかどうかである。これは単に援護を受け社会的排除の状態を解決・緩和できる可能性があるばかりでなく、当事者となる人びとにとって主体的な人格として承認され、社会に包摂されることでもあると考える。しかし、同時にそれは、制度へ通告される施策の「対象」でもあり、バーガー・ルックマンの表現を借りれば「物象化」されることでもあるだろう。

社会的援護の関わった後、当事者となる人びとへの関心を社会的援護が失ったり、当事者の日常世界が改善しなかったりすると、再び社会的排除の状態へ戻される形で、当事者は社会的無視の状態におかれる。そして、これが繰り返される度に、社会的関心も得られなくなり、社会的援護自体も期待されなくなり、社会的無視の深刻化によって社会的排除を経験する。また、いっそう発見されにくい存在となることで、社会

的忘却が生じ、孤立に陥る。これらのうち、社会的無視・忘却を経験する人びとの経験の意味とは、他者との信頼など社会関係での疎外だけでなく人格的否定に至るように、事態が深刻化するごとに「忘れ去られた存在」になっていく過程が確認できる。

社会的無視・忘却が社会的援護の側においてもつ意味とは何だろうか。それは、ともに社会を共有する人びとの存在を無視・忘却することに他ならない。私たちにとって社会的無視・忘却とは、私たちの生きる社会をともに構成する人びとを切り捨てていくことにつながっていく。その意味で、社会内排除に対して再び社会へ包摂するための営みは、金子と児玉のいう通り私たちの生きる社会システムを成立させる不可欠のサブシステムなのである（金子・児玉 2004：158-160.）が、社会的無視・忘却とはそれを脅かす状況となっているととらえることができる。

註記

1) 前章で言及の通り、本報告書を批判的に検討した考察は管見の限り見出せず、むしろ報告書の現状認識を踏襲した著作が多い。たとえば藤本は著書において、原因分析を行うことなく、検討会報告書の現状認識をそのまま踏襲して「孤立社会」と呼んで社会保障改革の必要性を主張する。また、その対象となる孤立社会について、地域社会の無縁化・世帯人員の減少と家族機能の縮小・職場における人間関係の希薄さによって社会的孤立を説明し、高齢者・育児をする過程・註壮年期の男性・安定した職に就けない若者などのカテゴライズされた形で孤立する人々を提示、これらを孤立社会の特徴とする（藤本 2012）。

2) 阿部（2007）ではタウンゼントが提唱した相対的剥奪指標を「社会的排除の前身ともいえる～」と評価している。

3) この根底には、日常生活を周囲と個人との相互作用から構成されることを最初に示したバーガーやルックマンのとらえ方があることはいままでもない（Berger & Luckmann 1966＝山口訳 1977）。

4) 生活保護法 24 条を参照。

5) 生活保護法 19 条 2 および 6 では急迫した状況ないし特に急迫した状況にある場合の保護実施の責任が定められ、同法 25 条が「保護の実施機関は、要保護者が窮迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。」と規定する保護が実施されるとある。

6) 児童虐待防止法や高齢者虐待防止法等は、学校や医療機関・福祉施設等関係機関とその職員による早期発見と市民による通告が規定されている。それぞれの条文は、児童虐待防止法 5・6 条、配偶者からの暴力防止・被害者保護法 6 条、障害者虐待防止

法6・7・16・22条，高齢者虐待防止法5・7・21条。

7) 本論が当事者を代弁するという立場から問題提起するものであるとすれば，代弁者によるクレーム申し立てにあたるかもしれない。

8) 序論2(2)を参照。佐藤(2003)は，公共性について「多くの人びとは共通に利用できる物的・知的財およびサービスの非営利で公開的な特性」と定義し，公共性の類型として，市民的公共性，公的公共性，共同体的公共性を提示した。これを社会的援護という公共性のひとつの営みに適用し，本論ではそれぞれ市民的援護，社会的援護の制度，共同体的援護と呼ぶこととする。

9) 介護保険制度や障害者自立支援制度(のち障害者総合支援制度に改正)は社会福祉法人・医療法人などと並んでNPOなど非営利組織や民間企業の参入を促すため，事業者として都道府県による指定を行う形となった。

10) この要素間の関係を考察するにあたり，坂井2014:105-118.を参照した。

11) 共同体的援護が住民等以外に実施される例として，災害時の救護・避難所における帰宅困難者の保護，交通事故等の被害者の保護・通報などが考えられる。

12) 同調査チームのリーダーが湯浅誠であることも影響していると思われる。

参考文献・論文・資料・ウェブサイト

・阿部彩：日本における社会的排除の実態とその要因，国立社会保障・人口問題研究所，季刊社会保障 Vol. 43 No. 1, 27-40., 2007.

・阿部彩：包摂社会の中の社会的孤立：他県からの移住者に注目して，東京大学社会科学研究所，社会科学研究 65-1, 13-30., 2014.

・Berger, Peter L. & Luckmann, T.: The Social Construction of Reality- A Treatise in the Sociology of Knowledge, Doubleday & Company, Inc., 1966 (=山口節郎訳：日常世界の構成-アイデンティティと社会の弁証法，新曜社，1977.

・Beveridge, Sir W. report: Social Insurance and Allied Services, Presented to Parliament by Command of His Majesty, 1942 (=山田雄三監訳：ベヴァリジ報告-社会保険および関連サービス，至誠堂，1969.

・藤本健太郎：孤立社会からつながる社会へ-ソーシャルインクルージョンに基づく社会保障改革，ミネルヴァ書房，2012.

・藤村正之：リスク認知と不安の増幅，武川正吾編：福祉社会の価値意識-社会政策と社会意識の計量分析-，東京大学出版会，151-166., 2006.

・池田敬正：日本社会福祉史，法律文化社，1985

・井上智代・片平伸子・平澤則子・藤川あや・飯吉令枝・高林千佳子：日本におけるソーシャル・キャピタルと健康に関する文献研究，新潟県立看護大学紀要 2, 10-15.,

2013.

- ・岩田正美：社会的排除-参加の欠如・不確かな帰属，有斐閣，2008.
- ・金子勝・児玉龍彦：逆システム学，岩波書店[岩波新書]，2004.
- ・Kawachi. I., Subramanian S. V., Kim D. eds.: Social Capital and Health, Springer, 2008 (＝藤沢由和・高尾総司・濱野強監訳：ソーシャルキャピタルと健康，日本評論社，2008.)
- ・駒村康平：介護保険，社会福祉基礎構造改革と準市場原理，国立社会保障・人口問題研究所，季刊社会保障 Vol. 35 No. 3, 276-284., 1999.
- ・近藤克則：健康格差社会-何が心と健康を蝕むのか，医学書院，2005.
- ・久米功一・大竹文雄・鶴光太郎・奥平寛子：非正規労働者における社会的排除の実態とその要因，労働政策研究・研修機構，日本労働研究雑誌 No. 634, 100-115., 2013.
- ・町村敬志：「評価国家」における統治の構造，遠藤薫・佐藤嘉倫・今田高俊編著：社会理論の再興，ミネルヴァ書房，2006，159-182.
- ・内閣府男女共同参画局調査課：新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について（最終報告に向けた論点の取りまとめ），2009. (www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kansieikyo/iken/pdf/200909-1.pdf)
- ・内閣府内閣官房社会的包摂推進室社会的排除リスク調査チーム：社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程（第8回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料），2012. (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002kvtw-att/2r9852000002kw5m.pdf>)
- ・野村総合研究所：内閣府委託調査 社会的排除の実態に関する調査-調査結果概要-，2011
- ・坂井素思：社会的協力論-協力はいかに生成され，どこに限界があるか-，放送大学教育振興会，2014.
- ・三本松政之：「気づきのない排除」への気づきのために-臨床コミュニティの形成と福祉ボランティアの果たす役割-，明治安田生活福祉研究所，クォーターリー生活福祉研究 No. 164, 1-14, 2008 (www.myilw.co.jp/publication/myilw/pdf/myilw_no64_feature_2.pdf)
- ・佐藤慶幸：公共性の構造とアソシエーション革命，佐藤慶幸・那須壽・大屋幸恵・菅原謙編著：市民社会と批判的公共性，文眞堂，2003. 3-25.
- ・総理府社会保障制度審議会事務局編：社会保障制度審議會長大内兵衛序 社会保障制度に関する勧告，1950年10月，9頁ほか.
- ・Spector & Kitsuse: Constructing Social Problems, Walter de Gruyter & Co., 1977-1987 (New edition). (＝村上直之訳：社会問題の構築-ラベリング理論を超えて，マルジュ社，1990.)

- ・水津嘉克：社会的相互作用としての排除，日本社会学会，社会学評論 47-3，1996，335-349.
- ・寺久保光良：「福祉」が人を殺すとき-ルポルタージュ・飽食時代の餓死-，あけび書房，1988.
- ・Townsend, P. : Poverty in the United Kingdom, Allen Lane and Penguin Books, 1979.
- ・好井裕明編著：繋がりと排除の社会学，明石書店，2005.

3章 社会的無視・忘却による社会的排除の検討

1. 本章の問題意識

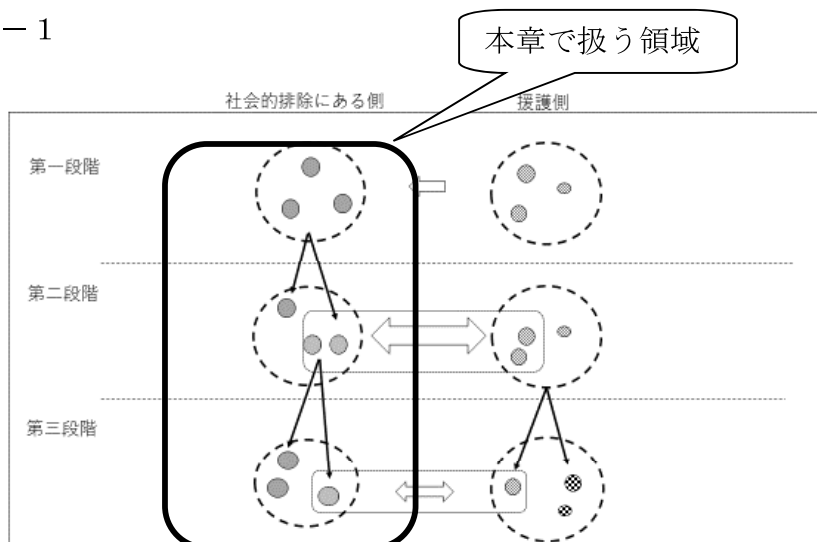
(1) 社会的無視・忘却と社会的排除の関係

1章および2章を通し、社会的排除と社会的無視・忘却の理論的な構成を整理した。また1章で過程を図示したように^(註1)、社会的無視・忘却とは次のような過程である。社会的排除にある人びとを包摂しようと社会的援護が働きかける(第一段階)。援護の対象とならず「終結」扱いなどによって再び排除に至る状況が生じ、これが社会的無視である(第二段階)。再び援護による包摂が試みられるが、当事者との関係途絶や援護の「終結」によって社会的無視が繰り返されると同時に、援護する側もする側と無視する側に分かれる形で社会的無視が生じ、社会的排除にある側の排除がさらに深刻化し、社会的忘却を生成するのであった(第三段階)。

これは、次の疑問を導き出す。前章のまとめで述べた通り、社会的無視・忘却が社会的排除の当事者に及ぼす影響に注目すると、社会的排除がさらに深刻化すれば、その当事者とされる人びとについて社会的な存在を否定することに至るのではないか、というものである。すると、社会的排除に関する先行研究は、これをどうとらえているのだろうか。

本論は以上について、社会的援護との相互作用を踏まえた社会的排除の状態におかれた人びとの変化について考察することとする。1章で図示した段階でいえば、第一段階から第二段階を中心とし、社会的援護との相互作用を踏まえた考察をおこなうこととする(図3-1)。

図3-1



3

※図1-1から

(2) 本章の目的と方法

そこで本章は、社会的無視・忘却によって示した知見に対し、社会的排除の動的な認識と行き着くところ、すなわち社会的排除がさらに進んだ状態へどのような認識を有しているかについて、先行研究の検討をおこなう。同様に、社会的排除の概念枠組における個人・当事者への影響についても検討を試みたい。これらを通し、社会的排除の概念構成に対し、社会的無視・忘却による知見がどのような関連を有するかを明らかにしていく。

これは同時に、社会的排除の概念の再検討であり、上のような論点から社会的排除の意義を再確認することでもある。すなわち、社会的排除における社会的無視・忘却との関連を鮮明にさせることで、社会的無視・忘却の特徴を明確化させることとしたい。

2. 社会的排除の深刻化した状況を考える予備的検討

(1) 従来の貧困および生活困難に関する研究の吟味

日本でおこなわれてきた貧困研究では、社会政策や社会保障との関連を含め幅広い議論がおこなわれてきた。それに付随する形で社会福祉における援助対象に関する論考がある。前者は、経済社会的な構造との関連から貧困問題を考察する方向性だけでなく、おもに制度を担う側からの研究も多かった。序章でおこなったレビューにもとづく制度との関連はおおむね手続的関心が強く^(註2)、貧困や生活困難そのものを扱う研究は、1980年代までにおける江口英一らの生活構造論が示す問題分析が実証的で説得力を有すると考えられる(江口編 1987)。また、後者は、どちらかといえば福祉六法の枠組のなかで、生活保護行政や社会福祉事業の範疇から、援助対象へのアプローチや援助の進めかたに関わる内容が中心であったといえる^(註3)。ここで、生活構造論にもとづく貧困や生活困難に関する知見に注目する。江口によると、消費生活における生活の社会化の進行としての影響がまず提示される。経済成長が停滞期にあった1970年代後半には制度改正等に伴い、可処分所得に占める社会保険料や税負担の増加や、育児・教育・食生活・衣料類などを購入する生活の社会化によって、これらが消費生活に占める割合が増加することで、最低限度の生活を営むための所得自体が相対的に減るという形で、生活困難に陥る過程を構造的に明らかにしている(江口編 1987)。

(2) 日本における生活困難への認識の変化

これらの研究でいう生活困難とは、生活の社会化に伴う所得や賃金の問題などと重なり合う認識であったといえる。だが、これらが増加するのは、1980年代以降に高齢者の介護が社会問題化したことだった。人口の高齢化が進んでいく中で、日常生活を営む心身の状態が維持できないという形での生活困難が「要介護状態」として登場する^(註4)。

ところが近年、高齢期の生活困難について、研究者やテレビ局などマスコミによる問題提起が相次いでなされるようになった。上野千鶴子が『おひとりさまの老後』で示したような前向きさは楽観的で非現実的にさえ映る。たとえば西垣は、事例でさまざまな形態での生活破綻を提示し、サービス利用しない存在への働きかけや生活破綻を防ぐ提言を行い(西垣 2011)、結城と嘉山らは高齢者のホームレス化する問題や、家族による介護が困難だが特別養護老人ホームに入居できない者の受け皿としての介護無届ホームなどを例示する(結城・嘉山編 2010)。また、NHKも高齢者が安定した生活の場を急速に失っていく状況を番組「NHK スペシャル老人漂流社会」(2013(平成25)年放映)でとりあげて、高齢化と単身化が同時に進むことで、居住を失い居場所も生活保護しかなくなっていく。周囲は「救いたくても救えない状況」を誰がどうや

って？ と問題提起する。また続く番組「NHK スペシャル老後破産」(2015 (平成 27) 年放映) では、社会保障制度の不備によって陥る老後破産が全国的に多様な形で広がっている実態のルポルタージュを放映する (NHK スペシャル取材班 2013, 2015)。このように、多様な形で生活困難が取り上げられることで、生活不安に陥っている現状が顕在化している。

その一方、社会福祉ではこれら生活困窮なり貧困について、新たな社会的排除という認識からとらえ、制度の整備だけでなく幅広い対応や地域社会との関係などが強調されるようになる。一方でたとえば古川孝順は、社会福祉の対象である生活問題の拡大や就労支援・権利擁護などから、社会福祉の役割拡大の要請ととらえ、従来専門性を強調するために対象限定してきた研究との相克が課題となってきたことを指摘する (古川孝順 2009)。すなわち、社会的援護を担ってきた社会福祉自体が、必ずしもこの事態に対応できなくなっている状況が指摘される。

(3) 古典的研究における貧困や生活困難の認識

貧困は、19 世紀に初めてラウントリーらの社会調査によって明らかにされる試みが始まった。ここでは生存のために必要な食料を得るための所得という関係から、絶対的貧困という認識でとらえられるようになる。貧困に対する経済的な見方が、より社会的な要素、たとえば居住環境や衛生状況とも関連するということは、エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』でも扱われているが、この段階でもまだ絶対的貧困を克服する所得に関心が寄せられていた。これが、経済的な貧困だけではなく、教育や就業の機会にもつながる相対的貧困へと転換していくのは、20 世紀に入って社会権が人権として提唱されるようになり、第 2 次世界大戦後に社会保障の整備が進んだことであった。1 章でふれたように、1960 年代後半から、克服されない貧困への関心が寄せられるようになった時代に入り、福祉国家のあり方が問われるようになり、貧困へ社会的な背景が反映されるようになった。これは、タウンゼントが相対的剥奪という切り口で貧困のとらえ方の見直しを提起したことも、同じ文脈で考えられるといえるだろう (Townsend 1979)。

(4) 生活困難の変化からみる社会的排除の深刻化した状況への示唆

以上、生活が困難あるいは貧困に対する様々な見方を概観した。ここから、生活が困難であることあるいは貧困であることが、主に経済的な面に要因を見出していくところから、社会的な背景や他との関連によって捉えられていることがわかる。社会的排除が提唱される前後までを概観するだけでも、いわゆる絶対的貧困から相対的な形での認識への移行、さらに高齢化や生活の社会化による制度利用に伴う負担がもたら

す影響があった。これらは同時に、序論で整理したような経済格差とか、NHK が「生活破綻」と評したように、表現を変えながら、生活が貧しいだけでなく生活そのものの維持存続が危ぶまれる状況がつねに存在してきたことを表わしている。これは、社会的排除の深刻化した状況においてどう繋がっていくのか、次節でまとめて論じる。

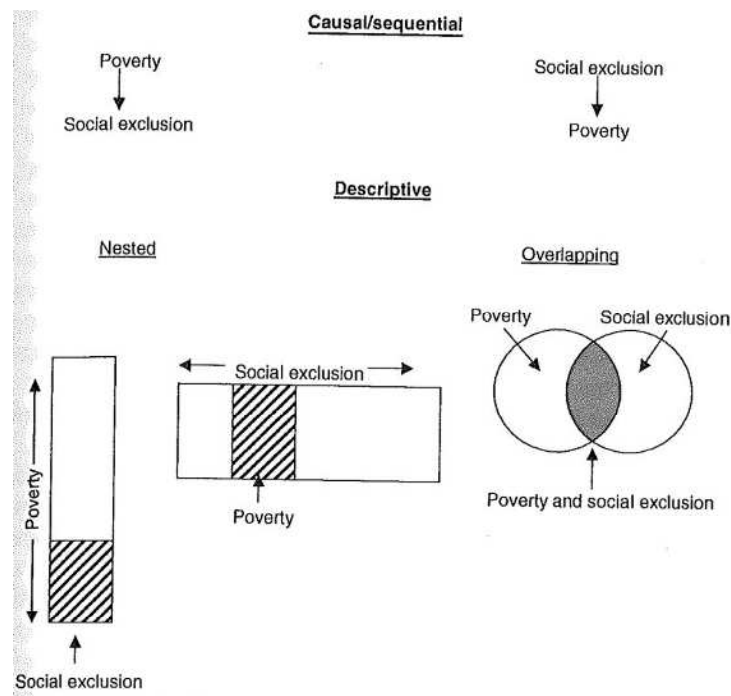
3. 社会的排除の深刻化した状況と個別的な影響

(1) 社会的排除の研究における生活困難の認識

社会的排除は、もともとヨーロッパ社会での貧困や格差として認識された問題状況である。具体的には、1970年代のはじめに、福祉国家システムが整備された中でもまだ残る貧困への注目があつた。フランスでは旧植民地からの移民やその二世の就学や就労などが難しいなど、社会参加自体にハンディキャップのある状態におかれた人びとの問題へ社会的関心が集まったからである。その後、社会参加に制約がある状態におかれた人びととかれらの生活困窮や就労・教育などでの格差問題が顕在化するようになった1990年代から用いられるようになった概念である(福原2007)。また、その状態への問題提起から提唱された概念である(Daly 2005, 岩田2008)。また、社会的排除は、これまでの貧困研究や差別と関連するとされる。

社会的排除の概念については、ホームレス研究の拡大とともにさまざまな見解が現れるようになる。ここでは、リスターによる社会的排除と貧困の概念がどう関連するかを整理したものがわかりやすいと思われる(Lister2004:81-83, 註⁵)。リスターは、上段で両者を原因と結果という関連からとらえるか、下段で概念としての重なり合いのバリエーションをとらえるか、の二つとして示している(図3-2)。

図3-2 リスターによる概念整理



(Lister2004:83)

ここでの目的に即せば、下段の「概念としての重なり合い」の左側においてリスターが提示している、社会的排除が貧困の深刻化した状況という見方がこれにあたる。

だがリスターの概念整理は、社会的排除を貧困とどう区別するかに焦点があるため、社会的排除の深刻化した状況について別の知見をたずねる必要がある。

その中で、社会的排除と貧困の関連について、継続して取り組んできた岩田正美の先行研究に注目したい。岩田は、生活保護の被保護者の実態調査や日雇い労働者の実態調査、ホームレスの実態調査などをおこなって行く中で、公的扶助制度の政策的検討よりも、貧困の社会性を早くから指摘してきた。とくに岩田（1995）では、日雇い労働者を受け入れる更生施設での継続的な研究にもとづいて、日雇い労働者のような不安定就労層がどのような社会的移動をしていくか、居場所や社会制度・社会関係の変化などに広げて実証的に考察している。これらを踏まえ、2000年代からは今日的な貧困の現状を分析して、社会的排除との関連を考察し成果を公表していくようになる。その成果にもとづき、岩田による社会的排除についての著作は、さまざまな当事者に焦点を置いたケースとして社会的排除の状態が示されている（岩田 2008）。

岩田の研究は、寄せ場や更生施設・ホームレスに至る貧困層の形成を明らかにしたこと（岩田 1995）に代表されるように、それぞれ当事者によって違いはあるものの生活困難に至る職業面の変化や生活への影響を貧困階層にある人びとの個別性から積み上げて実証しているところにある。岩田が同書でとりあげた路上ホームレスとネットカフェを利用するホームレスのケーススタディによれば、社会的排除は、各々の社会関係が薄れることから職業・居住など社会参加や居場所に影響が及び社会的排除に至っていくことがわかる（岩田 2008：62-98.）。ここには社会的排除の深刻化した状況の概念化は図られていない。しかしケーススタディからは、多重の債務や疾患など今後現在の生活継続を脅かす要因が拾い出せる。また、別の著作で近年の状況を「ビビッドな貧困」の状況を表現することの難しい中で、「「かたち」にならない貧困」と呼んでおり、示唆的である（岩田 2017：296-297）。

なお岩田による社会的排除の認識も、念のため同書をもとに確認しておく。ジェニー・ハーシーミスがEUの文書から紹介する社会的排除の定義や、英国労働党のブレア政権が説明した社会的排除の説明をひきつつ、自身がこれを「主要な社会関係から特定の人びとを閉め出す構造から生み出された現代の社会問題を説明し、これを阻止して『社会的包摂』を実現しようとする政策の新しい言葉」と説明する特徴を整理していく。

第一の特徴は、社会の諸活動への参加の「欠如」であるとする（岩田 2008：22）。そして貧困が「生活に必要なモノやサービスなどの「資源」の不足をその概念のコアとして把握する」ことと対比させ、社会的排除は社会関係が不足していることと社会生活への影響がある、とする。第二の特徴は、「さまざまな不利の複合的な経験の中に生まれ」るものとしていることである。岩田は、先行研究を吟味しつつ、一例として①世帯所得の低さなど消費生活、②失業や障害などではたくことに制約があるなど

生産活動，③政治的参加，④社会的交流などを示して，人びとの社会生活の幅広い側面へ言及していることを指摘する（岩田 2008：24-26）。加えて，自身の取り組んできた寄せ場研究などから，第三の特徴として，空間からの排除を示す（岩田 2008：28-30）。空間的な認識は，社会参加する居場所や地域社会との関連・都市空間における状況等幅広い視野をもたらす。

最後の特徴として，福祉国家の諸制度との関係をあげ，社会的排除論では二つの点で重要であるという。その一つが，特定の人びとが制度から排除されてしまう点である。岩田は外国人労働者のうち不法滞在になったりして資格を得られないという点に着目する。もう一つが制度それ自体の生み出す排除という面だという。その例に，都市空間のなかで一定地区へ公営住宅が集中することや，福祉施設の中に差別対象の人びとが閉鎖され隠蔽されるという問題で説明する（岩田 2008：30-32）。筆者の経験からこれを追加すれば，所得階層でも相対的に低い高齢世帯の多い地域は住宅の老朽化やインフラなどが不十分であったりすること，あるいは刑務所や少年院が地域社会と隔絶された形で建設されていることも視野に収めている。

（2）社会的排除の深刻化した状況への視野

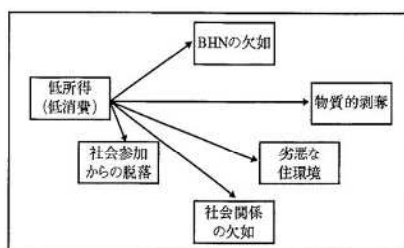
次に，複合的な要素＝次元が相互に影響しあう形で社会的排除の構造を提示した阿部の枠組（阿部 2007）をみていく。阿部は，この中で七つの次元から社会的排除指標を提示し，計量的に分析することで，各次元の三つの相互関係を提示した。

社会的排除の要因は，その指標を確定する先行研究の中に見出せる。計量分析を通して日本における社会的排除の要因を検討し，社会的排除の指標を提示し，これらの関連について3つのパターンを想定した。

第一は，所得を通して他に影響を及ぼす社会的排除の関連で，経済的次元における低所得状態が BHN の欠如や物質的排除・社会参加や社会関係の欠如を生み出すととらえている。

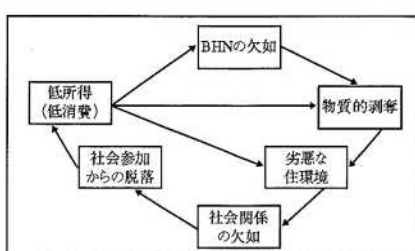
第二の想定は，異なる次元の不利が相互連鎖しあい下降するような社会的排除の関連である。こちらも低所得状態を起点とするが，それが他の次元における社会的不利として連鎖していくと考えられる。第三の想定は，相互に関連しない次元のある社会的排除の関連であり，経済的次元の低所得状態から波及する物質的剥奪などと別に，社会関係や社会参加の欠如および主観的貧困が存在するというものである（図 3-3～3-5）。

図 3-3 所得を通して他に影響を及ぼす社会的排除の関連図



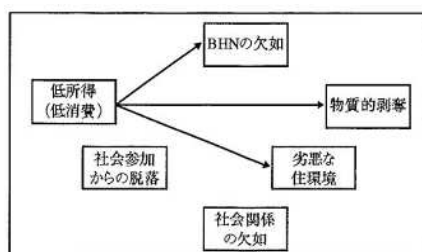
出典：阿部（2007：36）

図3-4 異なる次元の不利が相互連鎖しあい下降する社会的排除の関連図



出典：阿部（2007：36）

図3-5 相互に関連しない次元のある社会的排除の関連図



出典：阿部（2007：36）

各関連図についてみると、図3-3は経済的貧困を原因とした社会的排除の想定であるが、これに立つと社会的無視・忘却も経済的貧困にもとづき社会的援護を要する対象と扱われるが、社会的援護の構成関係の分析からは必ずしも当事者の問題にのみ要因があるわけではなく、制度や活動が接点をもたない場合も考えられる。したがって、図3-4または図3-5のように社会関係の欠如や社会参加の欠如が経済的貧困の結果生じたか、他に関連を及ぼさない形で存在する場合は、社会的無視・忘却の要因として機能すると考えられる。

（3）社会的排除の諸影響に対する批判的検討

以上おこなってきた岩田や阿部の知見に対する検討から、社会的排除の諸影響について整理する。二人はそれぞれ異なるアプローチであるが、生活困窮に陥る過程や社会的排除が進んでいく構造を解明しようとした。だが研究目的と異なるため、社会的排除の深刻化した状況まで明示されていない。

ホームレスを社会的排除の典型例として示す岩田は、フィールドスタディにもとづいて類型化を通じたその要因について考察をおこなっている。それによると、社会との接点である「定点」の喪失を重視して、ホームレス化の要因が、類型によって社会からの「引きはがし」や「中途半端な接合」があるとする（岩田 2008：67-79.）。ここには、研究目的からみて社会的援護による社会的包摂が期待されていると考えられるが、ホームレス化の過程や要因を考えるうえで、社会的援護との関連は言及されていない。岩田の類型のうち長期排除型や労働住居型の要因を説明する「中途半端な結合」について、前章までの結果にもとづけば、かれらの状況へ何らかの働きかけが本来期待される社会的援護から、すでに社会的無視された状況であった。また、転落型とされるホームレス化の要因を説明する「引きはがし」も同様で、事例にある二人のような年齢層を対象とする社会サービスは少ない。社会保障制度論では、成人期を制度の支え手という認識に立って社会的援護の対象とは扱われない。これ自体は岩田も本論も、制度中心の先入観として批判的にとらえる。だが、社会的援護の扱いが、行政や市民的援護など違いはあっても、社会的排除に向かう要因と岩田が十分扱っていないとしたら、岩田が社会的援護のネガティブな側面を看過したことにならないか。制度それ自体からの排除に対し例示するものの、社会との接点に対して「中途半端な接合」と表現するにとどめていることも同様だろう。

以上から、岩田自身もあくまで調査データの範囲という限界を認めつつも、社会的援護を社会的排除の要因として扱うことは、政策的な点に限られていると思われる^(註6)。そして、社会的排除がさらに深刻化した状態について、研究目的を超えるためか、ケーススタディで見通しが示唆されるものの、具体的な考えについては見出せなかった。社会的援護との関連については、社会的排除の概念自体が政策的な立場と密接に関連しているため^(註7)、これは別の観点から4章で考察し直すことにする。ここでは、さしあたり社会的排除の従来議論が、社会的無視・忘却の概念から示せた社会的排除の深刻化した状態をどう展望しているかに論点を絞る。個別的な社会的排除の多様な影響について、岩田は生活困窮者のケーススタディによる分析からいくらか見通しについて言及しているが、計量的なアプローチをとる阿部の研究では扱われていない。しかし、阿部による関連図は、岩田のケーススタディを別の角度から裏付けるものともいえる。また、両者とも社会的援護を「制度からの排除」と示す要因の中で言及したように映る。だが、社会的排除が深刻化した状況への見通しは、管見の限り二人の研究から見出せなかった。このため、それが社会にどういう状態をもたらすのかはと

いう射程は、まだ今後の研究課題というところにとどまっているように思われる。

4. 社会的排除の当事者個人に及ぶ影響

(1) 当事者を視野に置いた先行研究

社会的排除の状況にある当事者へ関心を払う研究は、たとえば内閣府社会的排除調査チームによる社会的排除の研究に見出せる。ここでは、社会的な孤立状態の深刻化として認識されている（内閣府内閣官房社会的包摂推進室社会的排除リスク調査チーム 2012）。この調査では、さまざまな社会的排除の状況を類型化して示した^(註8)ので、これらのケースに注目すると、社会的排除が今後社会にどのような状態をもたらすかを考えるヒントが含まれている。これに関連して問題提起されるさまざまな問題を通してみることにする。たとえば、子どもの貧困、若者の貧困やひきこもりなどに関する問題提起がなされ、個別的な社会的排除の影響を描き出している。

まず子どもの貧困や若者などに注目すると、たとえば正岡らによる大学生を対象としたパネル調査結果が、バブル後の大学新卒者のライフコースにおける発達の課題を明らかにしている（正岡・藤見・嶋崎・西野編 1997）。社会変動の大きななかで若年層のライフコースは、マクロにみると、ファーロングらの著作が述べるように、社会変容の中で若者の生きづらさや、若者の社会参加労働への参加が遅れ、若者移行期の長期化が人生に影響を及ぼしていることとして（Furlong & Cartmel 1997＝乾ほか訳 2009）、国際的に共通の課題となっている。その中で、若年層の社会生活における困難をもっとも早くに問題提起したのは宮本であった（宮本 2002）。その後、古賀や青砥が高校中退者の現状をとりあげる（古賀 2015、青砥 2009）。かれらは、中学卒業までの格差や家庭環境の厳しさという背景が高校中退として現れることを示す。青砥はとくに、当事者へのインタビューにもとづいて、この高校での社会的排除とともに、中退後に社会参加の機会が乏しくなる現状を克明に表す。また大内は、高等教育の奨学金のあり方が、将来若者の結婚や出産などをあきらめさせる原因となることを指摘する（大内 2015、2017）。さらに池上は、ひきこもりの当事者へのインタビューを通し、長期化し高年齢化している成人のひきこもりが社会参加の難しい状況に至っているとして警鐘を鳴らす（池上 2010）。

次に子どもの貧困へ注目すると、この問題に社会的な関心が寄せられた契機になったのは 2009（平成 21）年に公表された OECD「子どもの福祉を改善する報告書」であった。その後子どもの貧困を課題に他の国際機関での調査報告も公表され（UNICEF2016, OECD Annual report）、日本では子どもの貧困対策推進法が 2013（平成 25）年に制定される。ドキュメントからこの問題を提起した石川は、こどもだけでなく親を含め家族が無縁社会におかれ、不安定で社会的排除の状態にあるという（石川 2011）。さらに杉山は、2010（平成 23）年に大阪市で起こった幼児をマンションに閉じ込め死亡させた母親の育児放棄による事件を克明にまとめ、単なる児童虐待でなく母親のおかれた状況を貧困としてとらえている（杉山 2013）。なお杉山は新聞の取

材に対し以下のような影響と見通しを述べている。

「彼女のように適切な養育や支援を受けられずに育った母親たちは、周囲を信頼する力が弱く、困難に直面したとき助けを求めにくい。自分自身の置かれている状況をみつめることができなくなってしまいがちだという。「こうした母親は子育てが難しくなると、育児放棄に陥る危険性がある。助けてくれる人や貯金、仕事、住まいといった『ため』がない人は、なおさらです。」「現在の若者の貧困は戦争状態で、母親たちは難民との言えるのでは。手厚い支援が必要です。」^(註9)

以上のルポルタージュなどによる問題提起が描き出した将来への警告から、社会的排除がその状態におかれた当事者へどう影響しているかを要約してみる。第一は、若者たちの将来や、かれらが親となってその子に及ぼす悪影響は、虐待やひきこもりという形で社会からの撤退＝現実の圧迫に対応できない状態となって現れる。第二に子どもについては、児童虐待や育児放棄、さらには子の致死となって現れている。これに加え、無戸籍の人の問題もある。近年注目され、政策的な対応も図られるようになったが、社会参加自体が制約を受ける存在に置かれているという問題性は深刻である。

(2) 当事者における社会的排除の深刻化した状態

また、自然災害がもたらすダメージは、被災を被った地域社会や地方自治体だけでなく、被災者の生活に深刻なものとなって現れる^(註10)。被災者は被災によって喪失・棄損する住居や家財など私有財産・就労など生業に関する手段や機会・近隣などとの社会関係などを回復することが難しく、かつ社会的援護の限定性によって、自らの生活再建や被災によるダメージからの回復の難しさによって、社会的排除と同じ状況を個別的に経験する^(註11)。これらは、災害救援や被災者の状況を扱ったさまざまなルポルタージュや論考・著作から、明らかにされている。

たとえば1995(平成7)年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、戦後初めての都市災害として、犠牲の大きさだけでなく社会へ幅広い影響を及ぼした(外岡1998)。その復興対策過程において、国による特別立法が作られず、兵庫県や神戸市など被災した自治体が同年12月に復興計画を策定した。この復興計画に対しては、被災者の生活再建が顧みられず、震災対策をきっかけとした都市再開発を優先した等の批判も多い(内橋・鎌田1995/兵庫県震災復興研究センター編1996)。加えて、その後住居を失った被災者の住宅対策で復興住宅が整備された。この際、新築ではなく民間・公団などから不動産物件を借上げる手法が初めて採られ、その後の災害復興にも用いられた。その借上復興住宅について近年、借上げの契約期限満了を理由に、元被災者へ退去するよう西宮市と神戸市が求めている。さらに両市は、退去を受け入れない元被災者に対して立ち退きを求める民事訴訟を起こした(市川著・兵庫県震災復興研究セン

ター編 2017)。元被災者は、災害復興施策により被災者でなくなったのであるが、被告とされたことで再び被災者とされたこととなった。だが、借上げ復興住宅から退去を迫られる人びとに対する社会的援護はおこなわれていないのである^(註12)。

この他にも、災害による被災者の状況と復興対策はじめ社会的援護の関係からは、被災者が被っている社会的排除のさまざまな状況が見出せる。たとえば、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、これによってもたらされた福島第一原子力発電所の事故災害とともに、広大な地域と人びとが被災した他、原発の事故災害によってもたらされた放射能漏れが福島県の多くの地域で原発避難を余儀なくさせている。岡田は、津波被害を受けた岩手県内を取材した著作において、甚大な被害を受けた被災者がクローズアップされることで、家屋が残った被災者が、相対的に被害が小さいことを理由に声をあげられない等の相互作用がおこっていることを指摘する（岡田 2015）。また、山下らは、福島第一原発事故災害による被災者・自主避難者などのダメージに対する社会的な偏見・多くの国民の「不理解」を問題提起する（山下・市村・佐藤 2015）。同様に、福島が被った被害を原爆と同様、国家による補償対象とすべきという直野の著作も、背景にある放射能被曝や周辺の被害に伴う社会的排除が生じていることを前提としている（直野 2011）。

これらの例証によって、災害の被災によってもたらされた被災者における社会的排除が、さまざまな態様をとり、単なる生活再建の困難だけでなく、社会的排除におかれた当事者としての被災者（原発事故からの自主避難者を含む）が陥る人格の否定、社会的な否定が立証されるだろう。

（3）当事者における社会的排除の深刻化した状態の具体例

もう一つの例証が、犯罪をなした者の社会復帰が困難であるということによって出来るだろう（日本犯罪社会学会編 2009）。たとえば、浜井が刑事施設の現状を示した著作は、一般社会に居場所を失って刑務所でしか適応できなくなった様々な人びとが被収容者となっている状況を示している（浜井 2006）。このうち、高齢犯罪者は一般社会で適応できず社会復帰が困難ゆえに社会的援護の対象となっており（古川 2008）、出所する累犯障害者の社会生活への復帰が困難であること（長崎新聞社「累犯障害者問題取材班」2013）が、社会的排除の対象であり、かつ社会的援護から対象とみなされず社会的無視・忘却の結果の一端を示しているといえる^(註13)。

小括

社会的無視・忘却の生成される過程は、社会的排除について、経済社会的な問題状況だけでなく、同時に当事者となる人びとの個別的な経験への影響としても現れるという点に注目すると、当事者が社会的援護によってその存在を脅かされるような事態が生じている。システムの把握でいえば、社会的排除の状態から回復させ社会内包摂を促そうとする社会的援護が逆に機能しているとでもいえるだろう。このような、社会的無視が社会的援護によって生起する動きを、本論は”福祉の拒絶効果”と呼ぶことにする。

一方で社会的排除の理論的研究は、その対象とする視野を貧困研究から拡大させた一方、深刻化した状況への見通しまで射程にいれた研究関心は事例検討のみであった。本章での考察は、これを補うことができたと考える。

註記

- 1) 1章図1-1を参照。
- 2) 序論の註7の他たとえば日本社会事業大学救貧制度研究会編（1960）を参照。
- 3) 序論の註8と異なり、児童や婦人・障害者・老人(当時)を対象とする各福祉法にもとづく事業の実務家という立場からの処遇論やドキュメントに類する著作が該当する。
- 4)たとえば木下1989は、リハビリテーション医学の立場から高齢者のADLと社会生活の関連を概説する。また春日2001では障害児などへの家族介護も含めより幅広いかたちでの生活困難にむけた整理をおこなっている。
- 5) 岩田もリスターのこの図を著書でとりあげている（岩田2008：46-47）。
- 6) レビューを通し、岩田の場合、社会的援護のうち公的制度や共同体的援護が「制度からの排除」ととらえており、何らかの市民的援護による活動による対応への期待があると考えられる。
- 7) 1章3を参照。
- 8) 詳細は2章3を参照。
- 9) 朝日新聞2013年11月9日「虐待・・・行き場のない母子 姉弟放置死事件ルポ 杉山春さんに聞く」
- 10) ここでいう災害は自然災害とそれに関連する事故災害に限定する。また被災者は、災害救護に関する社会的援護の法制度において認定される者だけでなく、災害を受けた帰宅困難者・旅行者なども含む。詳細は5章において論じる。
- 11) たとえば樽川編（2007）は、阪神・淡路大震災における被災者や震災遺児への聞き取り調査をもとに、震災によって身近な存在の喪失体験がその後の人生に及ぶ影

響を扱っている。

12) 詳細は6章で扱う。

13) 刑事施設については、岩田(2008)も社会的排除の結果として例示している。これと、マーフィーによる、社会的格差に対する権力的な分断によってもたらされる「社会的閉鎖」との関連も社会的無視・忘却を「する／される」側双方の視点から考える上で示唆的である(Murphy1988=辰巳訳1994)。

参考文献・論文・資料・ウェブサイト

- ・阿部彩：貧困から社会的排除へ-指標の開発と現状-, 国立社会保障・人口問題研究所, 海外社会保障研究 No. 141, 2002., 67-80.
- ・阿部彩：日本における社会的排除の実態とその要因, 国立社会保障・人口問題研究所, 季刊社会保障研究 Vol. 43 No. 1, 2007, 27-40.
- ・阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義：生活保護の経済分析, 東京大学出版会, 2008.
- ・青砥恭：ドキュメント高校中退-いま, 貧困がうまれる場所, 筑摩書房[ちくま新書], 2009.
- ・江口英一, 1章 §4 生活と福祉の分析理論-社会福祉の生活理論-(江口英一編著, 生活分析から福祉へ-社会福祉の生活理論-, 光生館, 1987, 59-72.)
- ・福原宏幸：社会的排除-包摂と社会的排除, 法律文化社, 2007.
- ・Furlong, A. & Cartmel, F.: Young People and Social Change(2nd edition), Open University Press, 1997. (=乾彰夫・西村貴之・平塚眞樹・丸井妙子訳：若者と社会変容-リスク社会を生きる, 大月書店, 2009.
- ・古川孝順：社会福祉の拡大と限定-社会福祉学は双頭の要請にどう応えるか, 中央法規出版, 2009.
- ・古川隆司：高齢犯罪者の増加と社会福祉の関係, 課題, 龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 No. 5, 175-190., 2008.
- ・浜井浩一：刑務所の風景-社会をみつめる刑務所モノグラフ, 日本評論社, 2006.
- ・兵庫県震災復興研究センター編：大震災と人間復興-生活再建への道程, 青木書店, 1996.
- ・池上正樹：ドキュメントひきこもり-「長期化」と「高年齢化」の実態, 宝島社[宝島社新書]-, 2010.
- ・市川英恵著・兵庫県震災復興研究センター編：22歳が見た, 聞いた, 考えた「被災者ニーズ」と「居住の権利」, クリエイツかもがわ, 2017.
- ・石川結貴：子どもの無縁社会, 中央公論新社[中公新書ラクレ], 2011.

- ・岩田正美：戦後社会福祉の展開と大都市最底辺，ミネルヴァ書房，1995.
- ・岩田正美：英国社会政策と「社会的排除」-近年のホームレス政策の混乱をめぐって-，国立社会保障・人口問題研究所，海外社会保障研究 No. 141, 2002, 28-37.
- ・岩田正美：現代の貧困-ワーキング・プア/ホームレス/生活保護，筑摩書房[ちくま新書]，2007.
- ・岩田正美：社会的排除 - 参加の欠如・不確かな帰属，有斐閣，2008.
- ・岩田正美：貧困の戦後史-貧困の「かたち」はどう変わったのか，筑摩書房，2017.
- ・春日キスヨ：介護問題の社会学，岩波書店，2001.
- ・木下康仁：老人ケアの社会学，医学書院，1989.
- ・古賀正義：高校中退者の排除と包摂，日本教育社会学会，教育社会学研究第 96 集，47-67. 2015.
- ・厚生省「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書，2000.
- ・Lister, Ruth: POVERTY, Polity Press, 2004.
- ・正岡寛司・藤見純子・嶋崎尚子・西野理子編：大学卒業，そしてそれから - commencement, and Beyond (『社会変動と人間発達』プロジェクト「からだ・こころ・つながりの発達研究」報告書)，早稲田大学人間総合研究センター，1997.
- ・宮本みち子：若者が《社会的弱者》に転落する，洋泉社[新書 y]，2002.
- ・Murphy, Raymond: SOCIAL CLOSURE -The Theory of Monopolization and Exclusion, Oxford University Press, 1988. (=辰巳伸知訳：社会的閉鎖の理論-独占と排除の動態的構造-，新曜社，1994.)
- ・内閣府内閣官房社会的包摂推進室社会的排除リスク調査チーム：社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程（第 8 回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料），2012.
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002kvtw-att/2r9852000002kw5m.pdf>)
- ・長崎新聞社「累犯障害者問題取材班」：居場所を探して-累犯障害者たち，長崎新聞社，2013.
- ・中村健吾：EU における「社会的排除」への取り組み，国立社会保障・人口問題研究所，海外社会保障研究 No. 141, 2002, 56-66.
- ・直野章子：被ばくと補償-広島，長崎，そして福島，平凡社[平凡社新書]，2011.
- ・NHK スペシャル取材班：老人漂流社会-他人事ではない“老後の現実”，主婦と生活社，2013.
- ・NHK スペシャル取材班：老後破産-長寿という悪夢，新潮社，2015.
- ・NHK「無縁社会プロジェクト」取材班編，無縁社会-“無縁死” 3 万 2 千人の衝撃-

文藝春秋社，2010.

・NHK「ワーキングプア」取材班編，ワーキングプア-日本を蝕む病，ポプラ社[ポプラ文庫]，2010.

・日本社会事業大学救貧制度研究会編：日本の救貧制度，勁草書房，1960。

・日本犯罪社会学会編：犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン，現代人文社，2009.

・西垣千春：老後の生活破綻，中央公論新社[中公新書]，2011.

・OECD: child poverty in the OECD (www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/oecd-social-employment-and-migration-working-papers_1815199x, 各年次，2018年10月30日閲覧)

・岡伸一：趣旨 社会保障の新たな視点：「社会的排除」と「社会的統合」，国立社会保障・人口問題研究所，海外社会保障研究 No. 141, 2002, 2.

・小笠原浩一：イギリス「社会的排除」対策と社会政策<市民主義化>の現地点，国立社会保障・人口問題研究所，海外社会保障研究 No. 141, 2002, 18-27.

・岡田広行：被災弱者，岩波書店[岩波新書]，2015.

・大竹文雄：日本の不平等，日本経済新聞社，2005.

・大内裕和：日本の奨学金問題，日本教育社会学会，教育社会学研究第 96 集，69-86. 2015.

・大内裕和：奨学金が日本を滅ぼす，朝日新聞出版[朝日新書]，2017.

・齋藤貴男：機会不平等，文藝春秋，2000.

・佐藤俊樹：不平等社会日本，中央公論新社[中公新書]，2000.

・塩崎賢明：復興<災害>-阪神・淡路大震災と東日本大震災，岩波書店[岩波新書]，2014.

・外岡秀俊：地震と社会（下）「阪神大震災」記，みすず書房，1998.

・杉山春：ルポ虐待-大阪二児置き去り死事件，筑摩書房[ちくま新書]，2013.

・鈴木敏正：社会的排除に取り組む社会教育の趣旨，日本教育社会学会編，日本の社会教育第 50 集社会的排除と社会教育，東洋館出版社，2006.，22-33.

・庄谷怜子・布川日佐史：ドイツにおける社会的排除への対策，国立社会保障・人口問題研究所，海外社会保障研究 No. 141, 2002, 38-55.

・Townsend, P. : Poverty in the United Kingdom, Allen Lane and Penguin Books, 1979.

・樽川典子編：喪失と生存の社会学-大震災のライフ・ヒストリー，有信堂高文社，2007.

・都留民子：フランスの「排除 Exclusion 概念」-我が国の社会問題に使用することは可能か-，国立社会保障・人口問題研究所，海外社会保障研究 No. 141, 2002, 3-17.

・上野千鶴子：おひとりさまの老後，株式会社法研，2007.

・内橋克人・鎌田慧：大震災復興への警鐘，岩波書店[同時代ライブラリー]，1995.

- ・ UNICEF : Measuring Child Poverty, 2016 (www.unicef-irc.org/publications/pdf/rc10_eng.pdf)
- ・ 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦：人間なき復興-原発避難と国民の「不理解」をめぐって，明石書店，2013.
- ・ 湯浅誠：反貧困-「すべり台社会」からの脱出-，岩波書店[岩波新書]，2008.
- ・ 結城康博・嘉山隆司編：高齢者は暮らしていけない-現場からの報告，岩波書店，2010.

4章 社会的無視・忘却による、当事者の日常性に関する研究への検討

1. 本章の問題意識

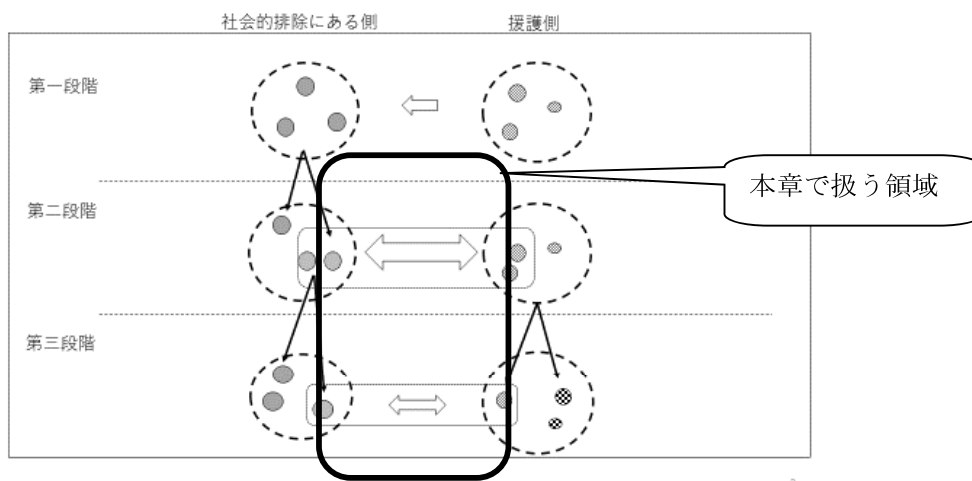
(1) 問題の主題

社会的相互作用など当事者の日常性に関する研究は、社会的無視・忘却にある当事者の側からとらえるための視点を提供してくれる。一般的に、無視・忘却はいずれかが他方を「する／される」行為であり、「無視・忘却される」当事者側の経験のみでとらえられず、当事者を「無視・忘却する」側の経験とその相互作用が考えられる。このため、社会的無視・忘却の要因と構成を相互作用として考えるためには、相互にどう影響しあうかについての知見が必要である。

具体的には、第一に、相互作用として社会的無視・忘却をとらえるために、当事者の日常性に関する研究の知見は説明可能だろうか。また、これらの研究が有するものごとを相対化する価値観も、社会的無視・忘却にあてはまるのか。第二に、社会的無視・忘却が社会的援護との関係で生じる変化として前章までで考えてきた。すると、相互作用に注目することで変化も説明できるだろうか。そこで注目すべき要素は、社会的無視・忘却を生じさせる背景やその要因にあげた要素であろうか。

これらの考察は、社会的無視・忘却を表現した1章の図1-1で確認すると、本章の論議は下図の太枠で囲んだ領域が考察の対象となる(図4-1)。

図4-1



※図1-1より

(2) 本章の目的と方法

以上から、本章はまず、当事者の日常性に関する研究について、相互作用へ注目して社会的無視・忘却を考察するための知見と関連を確かめる。そのため、たバーガーとルックマンの日常性の構成に関する研究に加え、ベッカーのラベリング理論に知見を求めて、相互作用に注目した社会的無視・忘却の検討を試みる。以上の取り組みによって、社会的援護との相互作用として社会的無視・忘却を「する／される」ことへの解釈をおこなう。最後に、これらをふまえ、社会的無視・忘却による当事者の日常性に関する研究への批判的検討を試みる。

2. 社会的無視・忘却と関わる日常性に関する研究

(1) 検討対象とする先行研究

すでに序論であつかった通り、社会的援護とは制度や活動からなる、社会的排除を解決・緩和する枠組みの一つである。そして、社会的排除の状態から地域社会などの社会関係への包摂を目的としている。しかし、社会的援護による包摂は常に、対象や援護の領域を限定するため、対象とならないことや援護の期間が終わることをきっかけに「社会的無視」が生じる。仮に何らかの機会に再び社会的援護の対象となっても、状態が解消せずに再び社会的排除の状態に陥り、やがて関心も向けられなることで「社会的忘却」に陥る。同時に、この過程を通して当事者となる人びとは、社会関係の欠如がいつそう進んで孤立が深刻化し、人格的な否定につながるのであった。

このように、社会的無視・忘却が進むという変化に注目することで、社会的排除が深刻化した状態へ考察の射程を広げることができた。そしてその問題性が、社会的援護が「生活困難、貧困」という社会的排除の側面のみへ着目することと、社会的援護の制度・活動の状況認識の偏りにあると説明してきた^(註1)。社会的援護による働きかけによって、何度も当事者を社会的排除の状態に引き戻してしまうこのような状況を、システム的にみると逆機能ということもできる。だが、当事者の側の視点や社会的援護の側からどう説明できるかが、本章の考察すべきことといえる。

(2) 日常性の共有と関心

1章において、バーガーとluckマンによる日常性の構成をめぐる不調和としてこれの説明を試みた^(註2)。これは、社会的無視・忘却が繰り返され、社会的排除の状態へと引き戻されるのは、周囲の他者と日常性が共有できないためである、という。バーガーとluckマンは、人びとの日常性を形成する知識を構成する現象学的に分析することで、これら社会関係に関するあらたな視角を提起した(Berger & Luckmann 1966=山口訳 1977)。かれらの知見にもとづくと、われわれが日常性で共通の感覚を有することは、他者と共通されることで社会生活を営む生活世界を築いていることになる。したがって、社会的排除の状態にある当事者とそうでない人びとが共通の感覚をもてるかどうかは、第一に同じ社会生活の相互に重なり合う生活世界があるか、第二に社会的排除とその状態にある当事者の理解、及び第三に社会的排除への関心、の諸条件が関わりと考えられる。

だが、社会的排除とは、すでに当事者の社会参加が難しいことや社会関係の乏しさ・欠如を伴っており、これによって第一の状態自体が成り立たないことでもあろう。仮に第一が成り立っても、社会的排除の当事者に第二の「理解」が肯定的とはいえず、むしろ無関心が適切かもしれない。また第三はそれ以上に関心が薄いと考えられる。以上から、社会的排除とは、日常世界を共有することのできないことを意味するとい

える。

(3) 社会的相互作用からみた社会的無視・忘却

また、社会的相互作用の過程に着目するエスノメソドロジーのような立場からは、日常生活での振る舞いや態度に注目し、これらにおける差別や排除など権力の作用を解明しようとする。そして、社会的排除を対象に同じような現象がみられることを明らかにする。山田は著作の中で、精神病院の患者に対し、「「自己尊厳」と「自立性」を脅かさない程度に治療・援助を確保するにはどうしたらいいのだろうか。」と問題提起し、われわれの振る舞いは、「相互作用秩序」を乱すものに酔っ払いとか外国人がいるにもかかわらず、彼らに対して一生懸命合わせようとする努力を怠らない。しかしそれが心身障害者であれば、排除と差別のまなざしで接するのである」と述べ、心身障害者への偏見がわれわれの感情や身体に深く浸透している権力作用を提示する(山田・好井編 1991: 188-189.)。

山田の知見を社会的援護に適用すると、「何らかの援護を要する状態」にあると自らの基準に該当する人びとに対して、その基準に該当しないとみなされる人びとを相手とした者の態度では、相互作用としての排除や差別が見出せることになる。つまり、前者には権力関係として、後者はまさに社会的無視・忘却として、社会的排除の当事者を排除する社会的援護の態度があるということになると考えられる。

(4) ラベリングからみた社会的無視・忘却

次に、社会学における逸脱研究を大きく変えたベッカーのラベリング理論にもとづき、社会的無視・忘却に対する検討を行う。ベッカーは著書の冒頭で「社会の規則は、さまざまな状況とその状況にふさわしい行動の種類を定義し」て、善の奨励と悪の禁止を行い、執行された規則に違反した者をアウトサイダーとみなすと述べる。それと同時に、規則に違反した側がそれを判定した者をアウトサイダーとみなす場合もありうると述べ(Becker1963=1993:7)、逸脱が相対的なものであることを示す。また動機が行動(逸脱)を導くのではなく逆である(Becker1963=1993:60)と、従来に対して相対的なとらえ方を提示した。

これまでの章で扱った社会的援護の具体例にあてはめて考えてみる。第一に、社会的援護の対象をめぐってである。高齢者に対する安否確認や見守りは各地で、様々な実施主体が行っている。主には一人暮らしや高齢の夫婦のみ世帯が対象だが、認知症に伴う一人歩き^(註3)が多い人も近年対象とされる。社会的援護の伝統的な対象観だと、生活に困窮する世帯のように経済面の属性を規則として、近年はこれに、要介護状態による生活困難など身体・精神面の属性も加えられ、要援護者が設定される。故に、これらの属性に該当しないが、そう振る舞うことで定期的な訪問を期待する高齢者も

いるのである^(註4)。

第二に、社会的排除の当事者が社会的援護を望んでも援護が得られない場合、援護する側の期待する属性を満たしていないか、援護が望ましいと認めさせるに足る振る舞いとみなされない場合が考えられる。序論でとりあげた事件の男性は、後者と考えられる。だがかの男性が、自身と母親の状況を弁護する者と一緒に福祉事務所の窓口を訪れていたら、対応は変わっただろう。現実には、男性と母親の住む地区を担当する共同体的援護はかれらに関わる機会がなく、社会的援護の関心が向けられなかった。

このようにラベリング理論によって説明が可能な状況は、制度が必要な要援護状態であるにもかかわらず制度利用に結びつかない状態や、公的制度や共同体的援護が働きかける機会のないような場合について適切に説明できると考えられる。しかし、社会的援護をおこなう側は、このようなケースも「対応が困難」あるいは「拒否するケース」のように、援護の対象として扱おうとする。すると、ラベリング理論から得られる観点とは、相対化された認識として社会的無視・忘却もとらえられることになるだろう。

また同時に、社会的援護を実施する側でも同じ状況が生じることが考えられる。つまり、社会的関心の高い属性の対象に援護の活動や事業が集中する一方、関心は集まりにくい援護の必要性がある対象への援護もありうる。これは、社会的排除にある当事者の問題に一見思われるが、援護を実施する側の問題でもあるということだ。現実には、さまざまな必要性に応じた援護が望まれる中で、事業や活動を何・誰に向けるかは援護側の関心次第なのである。したがって、ある特定の対象に援護を継続しようとする者もいる一方、そうでない者もいる。後者は、次の対象へ関心を向けることによって。前者が援護を継続する対象だけでなく、援護する側も無視することになるのである。

3. 諸知見による社会的無視・忘却の解釈

(1) 社会的援護における社会的無視・忘却の解釈

以下、社会的援護において生じる社会的無視・忘却の解釈を試みることにする。まず本論冒頭で整理した三点に照らして確認する。まず第三の「社会的排除の理解」に対し、社会的援護は規範的に社会的排除及びその状況にある人びとを「受容する」と表明するであろう。しかし、第一の「日常世界を共有している」かどうかは、社会的排除の当事者ではなく、かれらを「発見」し「認知」するのは社会的援護の側の認識如何である。専門的職業はその専門性ゆえに一般市民と日常性でギャップを生じることが知られており、社会的援護を担う社会福祉でも同じことがいえる。したがって、社会的援護は働きかける対象としての日常世界は理解する対象とみなす一方、社会福祉と当事者が日常世界を共有しないといえる。同様に、第二の「社会的排除とその当事者の理解」についても、援護の対象とみなすものと考えられる。社会的排除に関する先行研究から明らかなように、制度からの排除が社会的排除の要因としてあげられる。その理由として、社会的援護の規則すなわち「社会的援護の対象かどうか」を決めるからである。

(2) 障害者の鉄道事故にみる社会的無視・忘却

ここで、公共交通を利用する身体障害者が被害者となる事故を例に考えたい。まず、鉄道の駅でプラットフォームに転落する事故で近年注目されるのは視覚障害者である。そして、かれらの事故時の状況は、ほとんどが一人であった。もしも介助者がついていれば回避できたかもしれないし、ホームに転落防止の設備が整備されていれば防げたかもしれない。現実には、全国の鉄道の駅はまだまだ転落防止の設備が十分整備されていない^(註5)し、赤字経営の地方の鉄道会社には厳しいかもしれない。しかし事故当時の状況は、他の乗降客も駅のプラットフォームにいて、もしかすると助けられたかもしれない。

筆者がこれまで視覚障害者の移動介助が重要であることを研修などで取りあげた際、参加者のとってきた行動を尋ねることになっている。すると、最も多いのは、手助けをしないというものだった。そして手助けを申し出ない理由の大半が「どう接していいのかわからない」「迷惑になるかも知れない」というものだった。ここで社会的援護がさらに必要である、と主張する立場なら、おそらく、鉄道会社に転落防止の対策をさらに進めさせるとか、より多くの人に手助けの方法を学んでもらう研修を行う、あるいは手助けを啓発する広告媒体を増やすとか効果的なものにする、といった具体策を提示するだろう。

ラベリング理論の知見は、ここでまた別の解釈も提示する。すなわち多くの人が「接し方のわからない人びと」とみなすことで、もしかすると転落するかもしれない

人びとは、自分たちが社会関係を持つ対象ではない、すなわちアウトサイダーとみなす他の乗降客の態度があることを導き出せる。かれらが特定の人びとについて、社会関係の対象としない態度を正当化することに対して、アウトサイダーとみなす人びとがどのように観点変更できるだろうか。そのためには、「身体化された権力構造」という山田の指摘をどう自覚するか、認識の相対化が課題となる^(註6)。

本論の着眼点は、社会関係の主体とみなさないという態度が、そうみなされた援護の必要性のある人びとを無視することにつながっており、少なくとも可視的に要援護であると見なされる人々に対してさえ日常性を共有しない、というところにある。この例は、いわば市民的援護が機能するかという思考実験といえる。すなわち、不特定多数の行きかう鉄道の駅という場でたまたま居合わせた乗降客たちの目の前で、白杖によって視覚障害者であると識別される人がプラットフォームの縁に向かって歩く危険な様子がある。しかし日常性を共有しないことによって、善意という動機のある人がいても援護という行動に結びつかないおそれがある。社会的無視が生起される状況はこのように説明できるだろう。

(3) ラベリング理論による本事例の解釈

以上は、市民個々の意識の問題として説明できるかもしれないが、制度がいくら充実されたとして、仮に転落してしまった当事者の事故であったとしても、さまざまな援護を要する状況を互いに助け合う市民的援護が、実は特定の人びとによる限られた活動であることも示しているのかもしれない。いいかえれば、佐藤(2003)の論じるように市民社会を基盤とする公共性が確立されていくとしても、日常的な生活環境において、何らかの援護を要する状態を互いに助け合うという市民的援護とは、脆弱なものでしかない。

なお、このような指摘は目新しいわけではなく、障害に関する研究を中心に、あるいは社会問題の構築といった研究からは日常的に観察できる様々な相互作用であるという。だが、白い杖を使う視覚障害者にせよ車椅子に乗る身体障害者や高齢者にせよ、目に見える形だから周囲の配慮を求めるような状態が生じるという見方もある。逆にいえば、目に見える形で援護を要するという状態であるが故に、かれらの周囲にいる人びとの「どう接していいのかわからない」などの反応を導き出すことにもなりうるのではないかと、との反論もありうる。

したがって、何らかの援護を要する状態の人びとだと気付くような目印か、援護を求めるとわかるような発信をする必要があるのではないかと、等のとらえ方も援護側から提案される。その一例が認知症のある人を中心に使用が勧められるヘルプマークである(図4-2)し、また災害の起こった地域で安否確認を受けた目印に黄色い布をくくっておくといった試みだろう。だが、「外見からはわからなくても援助が必要な

方が身につけるマーク」というイラストのことばは、ここには自ら障害があるということを表示できない・したくない人びとの懸念を無視することになる^(註7)。ヘルプマークの利用を推奨される公的制度や共同体的援護が、ラベリングされたくない声の上げられない人びとを無視し、その訴えを忘却させるように機能してしまうといえよう。

図4-2 ヘルプマークの啓発チラシの一例



出所：京都府健康福祉部障害者支援課

また、ラベリング理論の提唱者であるベッカーが、規則とは別の見方を提示していることも大きな示唆を与える。文化を共通の問題を前提にした相互行為とコミュニケーションが照応して生ずることを前提に、逸脱を次のように説明している。

「逸脱と見做される行動の当事者たちが直面する問題は、その行動に関する自分たちの見解が社会の他の成員に共有されないという問題である」(Becker

1963=1993:117)

これを用いて、ヘルプマークや白杖など援護を要する状態を表徴するサインとみなすことを文化という見方ができると仮定しよう。ところがこの文化は、当事者が援護に携わる側しか了解されないとすると、社会福祉なり社会的援護に関わる領域がこれを自分たちの「援助の対象」とみなす、と解釈することもできるだろう。しかし、自らが援護を要する状態だとみなされたくない人も当事者の中におり、かれらは自分たちを「援助の対象」とみなす社会的援護やその担い手をネガティブにとらえることもありうる。それは、当事者からすれば「援助の対象」とみなされたくない意図によって、社会的援護を拒むとか望まないという選択肢もするだろう。このような「アウトサイダー」についての解釈は、さらに、再び社会的排除の状態に陥った人びとが社会的援護を拒む状態を生起させるということもできる。そして同時にこれは、社会的援護のなかでも対立を生み、援護しなくなった側は援護を継続する側を済んだこととして無視する。逆に社会的援護自体も、一般社会からは無視・忘却される関係を生み出すことになるかもしれない。

4. 批判的検討

(1) 相対化

次に、日常性は相対化されても、社会的無視・忘却が当事者にとって非可逆性のある経験として機能することを確認したい。これまで本章でみてきた制度・社会と人びとの関係に関する諸理論は、おおむね社会的無視・忘却を説明できるか考えてみたい。

これらの諸理論は、相対的に物事をとらえようとする価値観を有している。社会福祉や社会的援護に関するこれまでの沿革をみると、法制化や普遍的な価値の提唱を通して、差別などを解消しようとしてきた。だがこれまで述べたように、社会的援護による社会的無視・忘却が生じると、社会的排除の当事者を排除してしまう。これはどう説明できるだろうか。

たとえば、普遍的価値として提唱されたものとして、障害者の社会参加を促すためにバリアフリーや、障害・要介護状態の有無に関わりなく誰もが社会参加できる社会が望ましいというノーマリゼーション (Normalization) の理念などがある^(註8)。これらは、これまで「援助の対象」あるいは差別の対象とネガティブにとらえられた障害者に対する社会の価値転換を促してきたのだが、その一方で障害者に対する差別意識が大きく変わったわけでも、優生思想との関係も指摘される事件もたえない^(註9)。また、ネガティブとみなされる傾向は残っており、一般生活でも就労や教育・社会参加において差別や社会的排除がある^(註10)。

また、駅のプラットフォームから転落する人びとは障害者に限らないし、しばしば乗降客と駅構内を走る車両が接触事故を起こしていることは周知のとおりである。したがって、必ずしも障害を理由としたことで無視があり、援護を要する状態が見逃されているだけでなく、転落するかもしれないおそれへの社会的関心が高くない、という方が適切であるかもしれない。すると、転落事故のような状況とは、当事者が助けを求めるような声を上げることのできない状況が日常的に存在していることを示すことと考えられないだろうか。するとこの状況に、障害者や「目に見える形」のサインを示す特定のカテゴリーでとらえて解釈することとは別に、当事者が助けを求められる状況自体が看過されているといえるのではないか。そう考えることで、他者へ援助する行為がおこされない状況を解釈することができると考えられる。

これは、もう一つの状況もとらえることにつながるように思う。すなわち社会的援護をする行為、たとえばボランティア活動など、をおこなわないことも表わす。この見通しが妥当だと考えると、ラベリング理論を通して社会的無視・忘却を解釈することを通して、社会的援護の対象とされる人びとへの評価だけでなく、社会的援護をとりまく一般社会が「他人事」とみなしていることを説明できると考えられるのではないだろうか。

(2) 社会的排除の当事者からの例証

前節までで例として考えたのは、当事者が周囲から社会的援護の対象とみなされることをめぐるさまざまな認識についてであった。ところが、何らかの援護を要する状態であっても、周囲の人と接する機会が途絶えている・社会関係が限られている当事者だと、その人が援護を要する状態を有していても、周囲が気づかないということが生じる。ラベリング理論による解釈は、その関係の強弱はあっても何らかの社会的関係があり、社会的排除ではない場合しか適用できないことになる。したがって、周囲との関係がきわめて乏しい（と思われる）場合、制度や住民など様々レベルの社会的援護に気付かれないことが容易に生じる。以下の男性の例はこれを典型的に示している。かれの生活歴で最も大きな社会的影響は災害による被災と不景気による失業だったのだが、現在は、家族や仕事関係も途絶えており、社会的無視から説明できると考えられる^(註11)。

例 Bさん(70代, 男性)は、ふだんコインパーキングに停めた車で寝泊まりしている。昼間は車の傍らに停めた自転車で空き缶や古新聞集めを続け、空き缶や古新聞を換金しに車で週に一度出かける。その折、所持金に余裕があれば銭湯に行くが、それ以外は路上駐車して公園の水道で体を洗ったり拭いたりする。駐車料金は1日24時間で500円、これが支払えなくならないよう、節約を心掛けている。たまに普段使う鉄道の高架下にあるコインパーキングがいっぱいだと、路上駐車をして夜を明かす。Bさんによると、携帯電話は持っているが主に仕事のため、自分からかける先はないという。車での生活になる経緯は、阪神・淡路大震災で被災した兵庫県から近隣の府県へ転居、住宅ローンを借りて自宅を再建し家業を続けていたとのことだった。しかし不景気で倒産したことをきっかけに、家を処分して事業は整理したが多額の借金も残り、妻子が家を出て一人暮らしになった。借金を返せる見込みもその後借りたアパートも家賃が払えなくなったため今の生活になったという。年齢上、医療機関にかかりたいと思っているがお金がなく、国民健康保険も期限が切れて受診できない。運転免許も期限が切れている。また、住所不定で、借金取りにみつかることを怖れて役所に援護を求める事もできない、とBさんはいふ^(註12)。

Bさんの存在に気付く近隣住民がいれば、民生委員に通報することもありうるだろう。しかし、インタビューで関わった期間、ほとんどかれの車はコインパーキングで見つけることができ、垣間見える車内の様子も変化はなかった。かれのケースから、周囲から認知されない場合の社会的無視・忘却について説明できる。それは援護を必要とする状態として「目に見えるサイン」や周囲からの認知の有無が、社会的排除に

ある当事者に対して社会的無視・忘却につながるかどうかに関連しているのである。

小括

制度や社会と人びととの関係に関する諸理論は、前章までで扱ってきた社会的無視・忘却を「される」当事者の側からの理解に加え、社会的援護においても社会的無視・忘却を生むことを示した。これにより、社会的援護がその内部で起こす矛盾、それは包摂的排除だけでなく、社会的援護による包摂を進めれば進めるほど社会的無視・忘却も生まれるのである。これを福祉の拒絶効果と呼びたい。

以上の検討にもとづき、以下社会的無視・忘却について、5章では災害と被災者を例に考える。そして6章において被災者における社会的無視・忘却をヒアリング調査から実証することとしたい。

註記

1) 序論図序-2を参照。

2) 1章3(3)を参照。

3) 従来「徘徊」と表記されていたが、実践や調査研究から当事者にとって目的のある外出であることが解明され、2017(平成29)年頃から表記を改める動きが広がっている。

4) これは入所施設や医療機関に入院する人に高齢者に限らず観察される。また、一時的に入院・一次入所する場合でも生じる。

5) NHKの報道によると2018年9月時点、JR東日本では約38%の駅に整備された状態で、今後設置のための工事を進めていく予定だとのことである。

6) 水津1996は、介助を求める障害者と周囲のこのような無視について、社会的相互作用から「主体性の無視」と呼ぶ。

7) 他の例として、黄色い布が被災地でどの家が空き家かを示す提案もある。これに対しても「泥棒に入られるのではないか・用心が悪い」と懸念する被災者の声を無視してしまうおそれもある。

8) ノーマライゼーション(またはノーマライゼーション)は国連が1980年を国際障害者年とした際に提唱された理念。最初に提唱したのは、知的障害者のための福祉実践をしていたデンマークのバンク・ミケルセンとされ、その後ニリエによる理論化が行われた。川東田2009を参照。

9) 最も大きな事件は2016(平成28)年7月26日、神奈川県相模原市の障害者施設津久井やまゆり園で元職員の植松聖被告(当時28歳)が入所していた障害者19名を殺害、26名の入所者や施設職員に重軽傷を負わせた事件。これ以外にも、いわゆる介護殺人として家族内での殺人や心中未遂事件は、2010(平成22)~2014(平成26)年のうち少なくとも44件が裁判で審理されている。古川2017を参照。またデータ毎

日新聞社社会部より提供を受けた。

10) 2013 (平成 25) 年に制定された障害者差別解消法は、障害者の権利条約にもとづいた国内法の整備として新たに制定された。しかし中央省庁の障害者雇用の不正事件のような例もある。

11) ここでは当事者の意思決定や社会的援護に対する情報の有無を考慮せず、本章の目的にもとづいた例として用いた。

12) 筆者は 2007 (平成 19) ~2013 (平成 25) 年から、差し入れを口実に会話するようになり、その後同意を得てヒアリング調査と差し入れを継続的に実施してきた。内容の公表については、匿名を条件に公表の許可を得た。

参考文献・論文・資料・ウェブサイト

- ・ Becker, Howard S., : Outsiders -Studies in the Sociology of Deviance-, New York, The Free Press, 1963. = 村上直之訳 : アウトサイダーズ[新装版], 新泉社, 1993.
- ・ 古川隆司 : 介護殺人後の加害者に対するアフターケアと課題, 日本老年社会科学会第 59 回大会 (名古屋国際会議場, ポスター報告), 2017.
- ・ 池田敬正 : 日本社会福祉史, 法律文化社, 1985
- ・ 川東田博 : ノーマライゼーションの原理とは何か-人権と共生の原理の探求-, 現代書館, 2009.
- ・ 齋藤立滋 : 日本における社会的排除の研究, 立命館大学, 政策科学研究 24-3, 35-43, 2007.
- ・ 水津嘉克 : 社会的相互作用における排除, 日本社会学会, 社会学評論 47-3, 335-349., 1996.
- ・ 山田富秋・好井裕明 : 排除と差別のエスノメソドロジー-[いま-ここ]の権力作用を解説する, 新曜社, 1991.

5章 災害の被災者における社会的無視・忘却

1. 本章の問題意識

(1) 問題の背景

これまで、社会的無視・忘却について理論的に整理し、これに関連する重要な概念との関連について考察してきた。社会的排除という状況に対して、排除から包摂を目的として実施される社会的援護は、その制度や活動が設ける規則や枠組みから社会的排除にある人びととの日常性を規定し、社会的援護を実施する。その結果、社会的援護が「終結」しても再び社会的排除の状態に戻った当事者が、また社会的援護に「発見」・「認知」されない形で社会的排除に陥るといふ社会的無視が生じ、さらにそれが深刻化して社会的忘却に陥るのであった。今日の日本社会でもっとも社会的援護が必要とされる機会は様々考えられる。その中で社会的無視・忘却を考えることができるのは、自然災害で被災した人びとの被る経験ではないだろうか。

(2) 被災者を論じる意義

なぜ災害の被災者を取りあげるのか。それは、かれらの被災経験とその後の生活において社会的排除があらわれ、かつ社会的援護との関係で社会的無視・忘却が生じるからである。社会的無視・忘却のイメージについて、ジグムント・バウマンは『コラテラル・ダメージ』の中で、「社会的な不平等と災害の被害者になる可能性の間には密接な関係がある」(Baumann2011=2011:14)と、グローバル化に伴うコラテラル・ダメージの例で的確に表現している。2005(平成17)年に米国に襲来したハリケーンのカトリーナによる自然災害では、その襲来に対し、豊かな人は避難所や遠くへ逃げる事ができた上家財に被害があろうと保険をかける事ができた一方、トラックに家族が乗り込んで避難しようとした多くの貧しい人びとは唯一の財産を失うことになった。

「カトリーナ自身はえり好みするわけでも階級的な偏見を持っている訳でもなく、貧富の差などおかまいなしに、すべての人に襲いかかった。だが、この自然災害がすべての被害者から「中立」と受け止められなかったことは明らかである。ハリケーンそのものは人間の作ったものではないが、人びとが被った被害は明らかに人為的なものだった。」

(Baumann2011=2011:15)

バウマンの説明によれば、コラテラル・ダメージまたはコラテラルな犠牲者(または被害者)とは、最近作られた軍事用語で、「意図しない、計画されていない、そしていわば誤って予期せぬ被害を与えてしまう効果を意味する」という(Baumann2011=2011:13)。そのままを社会的無視・忘却にあてはめて理解するわけで

はないが、バウマンのこの認識から、社会的無視・忘却を考える「個人と社会との中間的な領域」^(註1)が見出せると考える。仮に社会的援護の必要な状況が広がっているというのは、その枠で現実を定義することでしかなく、その枠の内外いずれに位置付けられても、援護を要する状態が無視されたり、忘れられたりする存在となってしまうことがありうる。何より、災害はその被害を受けてから回復する過程をたどるなか、その経過は、政府や地方自治体による公的な救護や被災者向けの施策および共同体的援護とさまざまな市民的援護が深く関わっている。しかも、同じ原因で被災者となっても、被災のダメージによる生活が困難になる程度や生活再建にはさまざまな経過がみられ、このなかで社会的無視・忘却が、のちに示すように生じているからである。

(3) 本論の目的と方法

以下では、災害の被災者の状況から社会的無視・忘却を考察できるか検討する。前述の通り、社会的無視・忘却は具体的にさまざまな社会的援護との関連から捉える必要があり、この問題の特性が明確に示せると考えられる。そこで、災害の被災者に関する先行的な知見を確認したうえで、ここで論じる災害と被災者について範囲を確認する。これを踏まえて、災害の被災者における社会的無視・忘却を次章で事例研究をおこなうこととする。

2. 災害の被災者が経験する社会的無視・忘却

(1) 先行研究における関心

災害や被災者に対する研究にはルポルタージュや文献・論文・エッセイなどがある。災害の被災者に対する社会的援護に関する先行研究をウェブサイトで検索すると、国立情報学研究所の CiNii による文献検索では 1487 件が、科学技術研究機構の J-GLOBAL では 1001 件がヒットする。大きく分けると、災害後の対策や防災対策などに関するもの、災害後の被災者の生活再建に関わるもの、災害救援やボランティア活動からのものがある。このうち、被災者の生活やその後に対する研究は必ずしも多くない。さらに、長期的な災害被災者の追跡調査等では被災した自治体の調査か大学等によるものがあるものの、長期的な援護に関する調査研究はほとんど見当たらない。大半が 2000 年代に入ってからで、阪神・淡路大震災や東日本大震災に関連するものとなる。また、過去の災害について歴史研究をみると、糸原和子の『日本災害史』がもっともまとまったものの他、社会事業史学会の『社会事業史研究』50 号における特集論文 5 点であった。

しかし、大規模災害をきっかけに数多くの出版物が出版されるようになった。この多くは、望ましい復興政策のあり方や被災地や被災者の現状を問題提起しており、被災者の救護や生活支援、災害対策の充実や災害復興における社会的な協力関係の重要性を提起するものである^(註2)。このうち本章にとって意義深い視点を提起する論考として、田中 (2009) と吉川 (2009)、徳田による阪神・淡路大震災の「忘れられた被災者」への論考 (徳田 2008)、および岡田 (2015) がある。田中と吉川は自らの編んだ著作で、それぞれ災害弱者・避難者の生活問題を扱う。また徳田は阪神・淡路大震災における県外避難者や震災障害者の存在を、岡田は東日本大震災の被災地における取材をもとに、被災者の中でも自ら罹災証明を求めにくい状況におかれた津波被災者の直面する問題を問題提起している。これらに共通する視点は、相互作用の中でアウトサイダーにして／されてしまう被災者の中の問題状況だといえ、前章の考察と重なる。

(2) 災害および被災者の範囲

1) 災害

日本で起こる様々な災害は、近年増加している。英語でいう disaster は日常的な不幸も含む広い意味を持っており、自然災害 (natural disaster) だけでなく、飢饉や火災など社会生活と密接にかかわるものや、重大な航空機・鉄道などの事故、発電所の事故や鉄道橋梁・道路やトンネル崩壊など人工物に関わる事故も含む。このため、たとえばラファエルのように被災者への影響に関する研究は、これらを包含する形で catastrophe を用いて災害をとらえている^(註3)。ここでは、日本社会で社会的援護を

要する状態として認知され、社会的援護の制度整備や援護に関わる取り組みも行われている自然災害に絞る。そして、自然災害による被災者およびかれらに対する社会的援護との関係を考察する。したがって以下では、自然災害を「災害」と記すこととしたい。

2) 被災者

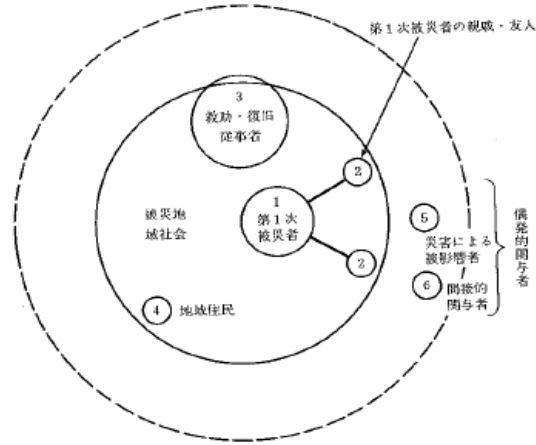
また災害の被害を受けた人びとを「被災者」と呼ぶ。ここで注意しておきたいのは、たとえば東日本大震災（2011（平成23）年3月11日）での震度記録は日本全国で記録されている^(註4)ように、単に災害の影響を受けた人びととするだけでは不十分で、最も被害の大きかった地域や隣接地域が被災地であり、被災者とは自身が生命の危険に晒され、家族や住居・職場・友人知人など身近な社会関係にダメージを被ったりした人を指すことが多い。だが、たとえば台風や近隣の土砂災害で送電されなくなって停電を経験した者・集合住宅や居住地域の上下水道が一時的に使えなくなった者を含めることもできる^(註5)。自宅が停電したため近隣に開設された避難所を利用する場合もあるし、たとえ災害に直接遭わなかったとしても災害で勤務先がダメージを被り、生業や収入に被害を受けた人びともいる。

どこまでを被災者にとらえるべきなのか。ドゥダシクによる研究では、一次被災者、近接被災者、周辺被災者、進入被災者と分類している（Dudasik, S. 1980, 表5-1）。彼の論考は地震を中心にした研究であるため、被害の地理的な広がり和社会関係・救護活動に携わった者を含んだものである。また、ラファエルは、テイラー（Taylor, A. J. W. 1980）の分類を整理し、直接被災した者を第1次被災者、その関係者や救護活動に携わった者を第2次被災者、そしてその家族、と、関係の強弱で同心円に被災者を図式化して示している（Raphael 1986=1995: 340-345, 図5-1）。彼女の研究は災害に遭うことによる精神医学的な影響への考察であるため、物理的・地理的なものではないが、社会心理的な関連の広がりを示し、かつおよび時間経過を含んでいると考えられる。

表5-1 ドゥダシクによる分類

Primary victims	災害の被害により何らかの損失を被った人びと
Context victims	災害の影響又は結果によって、直接・間接的に影響を受けた人びと
Peripheral victims	被災地と強い関係を持ち、それにより影響を受けた人びと
Entry victims	被災地に外部から集まってきた人びと

図5-1 ラファエルによる整理



出所：Raphael198-6=1995：344.

以上を踏まえ、本論では被災者をおおむね次のように考えることとしたい。まず、何らかの社会的援護の対象とされる範囲であることを条件に、実際に災害で自分や家族が負傷した場合や、常時医療や介護等を要する人がこのサービス利用ができなくなった人びとがあたるだろう。また、就業や学業に支障を受けた人びとも含められよう。ここには、通勤や通学・通園途上だった場合も該当する。さらにかれらの生活面への影響を考え、居住する住宅が損壊ないし損害を受けた人びとが想定される。以下、主に事例として示すのは、このような状況にあった人びとのうち、社会的援護が必要な状態にある人びととする。

3) 被災者に関する留意

なお本章では、災害の被害に対する社会的援護との関連に関心をおいている。このため、法制度にもとづく被災者の認定基準もみておく必要がある。とはいえ、以下の認定手続や認定基準から漏れる場合を本論の対象とするのではない。たとえば、災害の被害を受けた人が外国籍住民で言語的な不利益が考えられる場合や、知的障害・精神障害など判断能力に何らかの支援が必要な場合は、行政・市民的援護にもとづく通訳や、他の制度である権利擁護など補完する制度がある^(註6)。また、これらの人びとに対する社会的関心も寄せられるからである。したがって、何らかの援護を要する状態であるにもかかわらず自ら申請できないと認知される場合は、その訴えを代弁する手段や機会があることになる。

これ以外にも、何らかの援護を要する状態だが社会的援護と結びつかない存在として、大規模災害における被災地外への避難者の存在がある(高坂 1999, 荻野・田並 1999, 田並 2005, 徳田 2008, 山下・市村・佐藤 2013)。たとえば高坂は、阪神・淡路大震災で被災し市外・県外に避難した人びとを準市民と位置づけて、被災地となった自治体との関係及び待遇の違いを明示している。しかし、多くの研究では流出人口と扱われ、援護対象とされない。

(3) 被災者に対する社会的援護と実際

災害の被災者に対する社会的援護は、前節で本論がとる立場からみると、制度の対象とされる場合とそうでない場合がある。前者は第一義的に罹災証明書の交付を受けた者を指す。罹災証明書は、災害対策基本法90条の2にもとづき、災害の起こった地域に住む住民から申請のあった場合、市町村が「住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況」を調査・認定して交付されるものである。罹災証明書は、災害後における災害見舞金や義援金の給付、災害援護資金などの融資、税・社会保険料などの減免猶予、応急仮設住宅や住居の応急修理などの現物給付など、被災者の生活再建に必要な社会的援護を受けるために必要な手続となっている。

次に後者は、罹災証明書が交付されない程度だが、家屋の損傷や自分や家族が負傷を負った場合がある。こちらは、被災地の市町村が避難所を開設した場合の受入れ対象、市町村による災害ゴミの回収、被災地に災害ボランティアセンター^(註7)が開設された場合にボランティアからの援助を受けることなどが考えられる。社会的援護は法制度と共同体的援護および市民的援護から構成されるため、この関連からみると、これらの人びとも社会的援護との関係があるといえる。

(4) 被災者の認定

1) 認定の枠組

さて、災害による被害の認定は、内閣総理大臣官房審議室長通知「災害の被害認定基準について」(1968(昭和43)年)にもとづいて実施される。その運用については内閣府政策統括官(防災担当)が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を設け、かつ政令や通知で見直しを随時行い運用の弾力化が図られている^(註8)。これらは、被災した人の死亡や負傷と、住宅の損傷の程度にもとづいて認定することとなっている。

人身被害について「認定基準」によると、重傷は入院搬送を要する者あるいは治癒に1カ月以上かかる者、軽傷は治癒に要する期間が1カ月未満の者とされる。したがって、災害当初の負傷程度にもとづいて認定されるため、身体内部へのダメージ・精神面へのダメージは該当しないこととなる。

また住宅については、「運用指針」では損壊程度および損害程度を判定する。前者は「住家の損壊、焼失、流出した延床面積の床面積に占める割合」で、後者は「住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合」を判定し、その程度で全壊・大規模半壊・その他と分類される。したがって、現に居住している住宅等が対象で、20%未満の損壊や損害であるとみなされる場合は認定基準に達せず該当しないことになる。その結果、自力再建か新たな住居を自ら確保することが求められる。だが、生業の関係などで再建を急がねばならなかった被災者は、災害で失った住宅の住宅ローンと、再建した住宅の住宅ローンの二つを抱えることとなった^(註9)。

2) 認定の範囲と社会的援護の関係

現実には、災害対策として政府が呼びかけ、民間企業や学校・公共組織などが考えている対策や支援計画の中には、災害対策基本法での認定範囲である現地に住む上記の被災者に加え、災害が発生した地域で被災した通学・通勤途上の人びとも含まれ、帰宅困難者とカテゴライズされている。これは、多くのコンビニ・ガソリンスタンドが災害時に「災害時帰宅支援ステーション」として協力している他、市町村が開設し、小地域^(註10)の自主防災組織が運営する指定避難所でも受け入れ対応が呼びかけられている。すなわち、その場で災害を経験した人びと全てが救護の対象となるのである。その結果、指定避難所や大人数が身を寄せられる公共の場所において取り込まれる社会的援護では、基本的にいずれの人びとも対象とする普遍主義が期待されていることになる。

誰でも受け入れる災害直後では、被災地に住んでいるかどうか・直接負傷したかどうかに関わらず、誰もが救護の対象になる。しかし、その後平常の生活に復帰できるかどうか、災害を経験した人びとそれぞれで異なっており、被災によって生活に支障を来す状況は幅広い。すると、この社会的援護との関係から、被災者や帰宅困難者の要援護状態には制度的な線引きが存在しており、災害から生活再建を進める段階には、それらの線引きがラベリングとして機能することが予測される。

(5) 被災者を含む災害研究における幅広い視野の必要性

だが、災害に関する研究は広範囲にわたり、俯瞰的な視野を要する。このため、地質学や気象学・地震学・地球物理学などから、建築学・土木工学や都市計画・行政学・医学・看護学や社会福祉学など学問領域を超えた研究対象であると同時に、歴史や倫理学など災害が人びとの考えなどに及ぼした影響までを視野に入れてとらえなければならない。

むろんこれらの検討は、本論で扱える領域を超えている。しかし、われわれの生きる現代日本が、大きな災害を節目として現状を見直し、社会や経済システム・政治の

ありかた・生活様式のありようへ反省的視座を与えてきたことも事実である。近年では、1995（平成7）年1月17日に発生した阪神・淡路大震災をきっかけにした、京都大学防災研究所による研究プロジェクトが示した図は、われわれの社会の本質的な反省にむけた視野を広げるものと考えられる（図5-2）。前章のように、社会的排除が幅広い社会生活における関係を射程に入れて、その関係からの排除を扱う。これを、被災者へ適用するとき、京都大学防災研究所の提示する視野は十分にこれを満たすような、直接・間接に災害に関わる社会的な視野を提起すると考えられる。

その一つとして、災害の体験が時間経過に伴って及ぼす影響である。及川らは、防災意識と具体的な避難行動に及ぼす影響について数理シミュレーションにもとづく分析フレームとシナリオ分析をおこない、どのような条件の下でも防災に対する意識が低下することを明らかにしている（及川・片田・石井 2015）。具体的な避難行動でさえ時間経過による影響を免れえないため、大規模災害における援護活動のため被災地外からおこなわれる社会的援護は、なおさらこの影響が強いことが推測される。先に示したラファエルの図（図5-1）は、直接被害を受けた被災者との親密度だけでなく、時間的な広がりも含意していると述べたが、社会的援護の時間経過に伴う影響の低下に伴って、社会的無視・忘却が生起されることも推測されることとなる。

図5-2 災害支援を俯瞰するワークシート

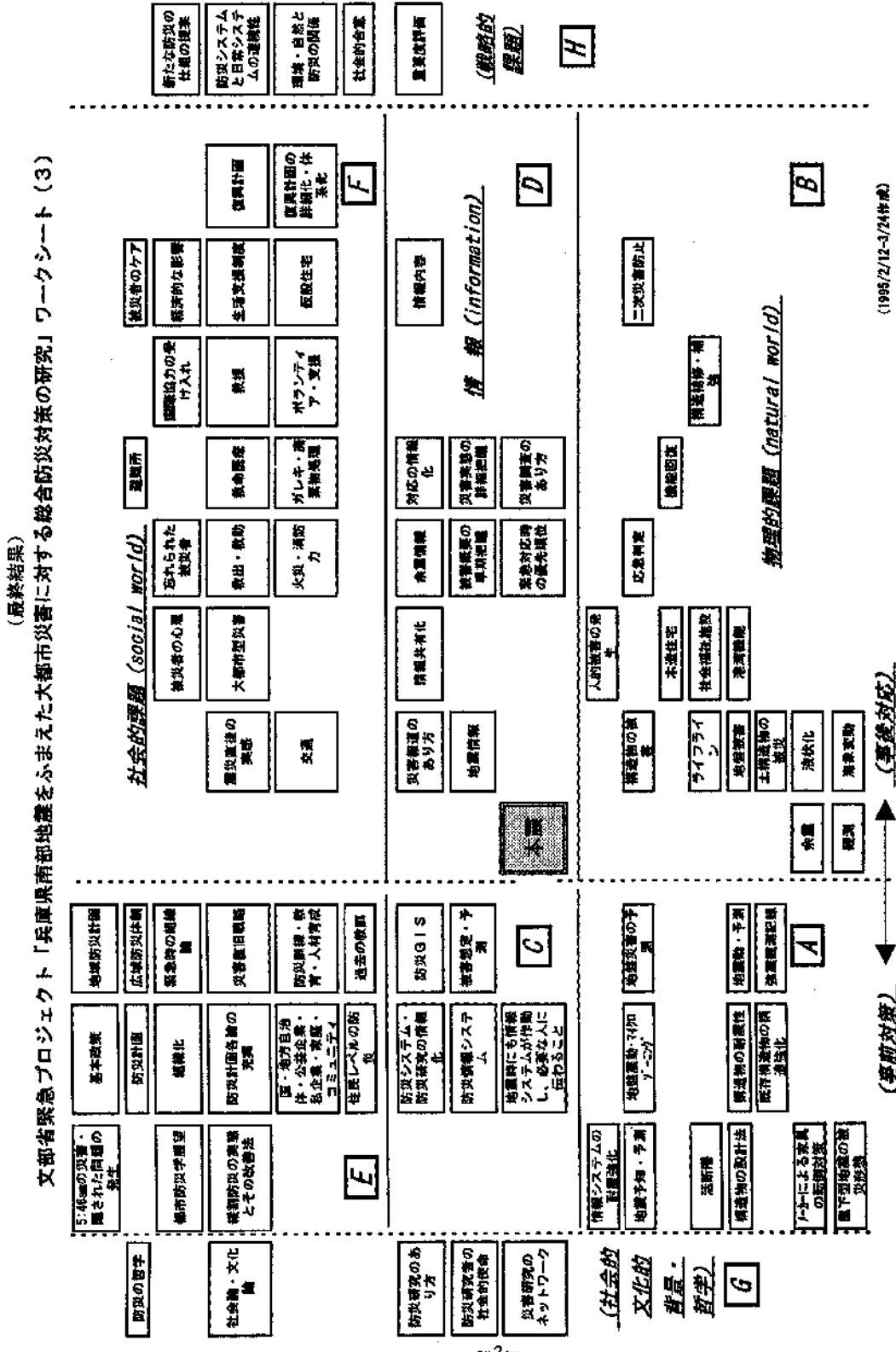


Fig. 1 Integrated research on countermeasures against urban disasters considering the 1995 Hyogoken-nanbu Earthquake (A worksheet developed through workshop discussions)

出所：京都大学防災研究所（研究代表者亀田弘行）（1995）より

3. 考察：被災者における社会的無視・忘却

(1) 被災後に生じる社会的排除と社会的援護

避難所における普遍主義的な対応と異なり、現実には被災者として認定される人びとが社会的援護における法的制度の対象となり、そのために共同体的援護および市民的援護が協力関係を築く。もちろん、認定されなかったとしても、災害ボランティアの活動では幅広い住民からのニーズにこたえる。だが、これらは災害からの復興対策が進むにつれ、それぞれの地区や、被災者ごとの生活状況によって徐々に多様な形での援護を要する状況に入っていく。

また、援護を要する状況も、自力で住宅を再建・確保できる人びとと、そうでない人でその後の復興住宅としての公営住宅の提供など関連する施策が必要となってくる。だが自力で再建確保できたものの、阪神・淡路大震災の被災者では住宅ローンを二重に負担して、多重債務という経済的困窮に陥るケースも増えた。私有財産である住宅の再建はあくまで当事者の自己責任であるという前提があるからである。しかし被災者の訴えなどにより、住宅再建の公的保障として1998(平成10)年に被災者住宅再建支援法が制定された。だが実際は、給付額では全壊した住宅を再建することはできない程度である^(註11)。この他、住宅を自力で確保できない被災者に対して、公営住宅の提供がおこなわれてきた。ところが、いったん復興住宅として公営住宅に入居してしまった結果、孤立など社会関係の維持やコミュニティの再建という困難な生活課題が生じる。これらは、公的制度によって「復旧」されたハコモノとしての居住環境において、再び社会関係を形成できるような援助が必要となる。阪神・淡路大震災では、神戸市の公営復興住宅を中心に、1998(平成10)年度からLSA(ライフサポートアドバイザー)が配置されて、安否確認や被災者から住民に戻った人びとの交流事業が実施されてきた。その後の災害では、NPOや社会福祉協議会などが同種の事業をおこなっており、居住に伴う要援護性が認識されていたといえる。

だが、当事者によってはこれらの事業による働きかけを受け入れない場合もあり、孤立死となるほか、親密な他者の喪失がきっかけに孤立・セルフネグレクトの状態に陥る場合もある^(註12)。また、当事者の側だけでなく、被災自治体が民間から借上げた応急仮設住宅では周囲の一般入居者との交流が乏しいために同様の状態が生じることもある。

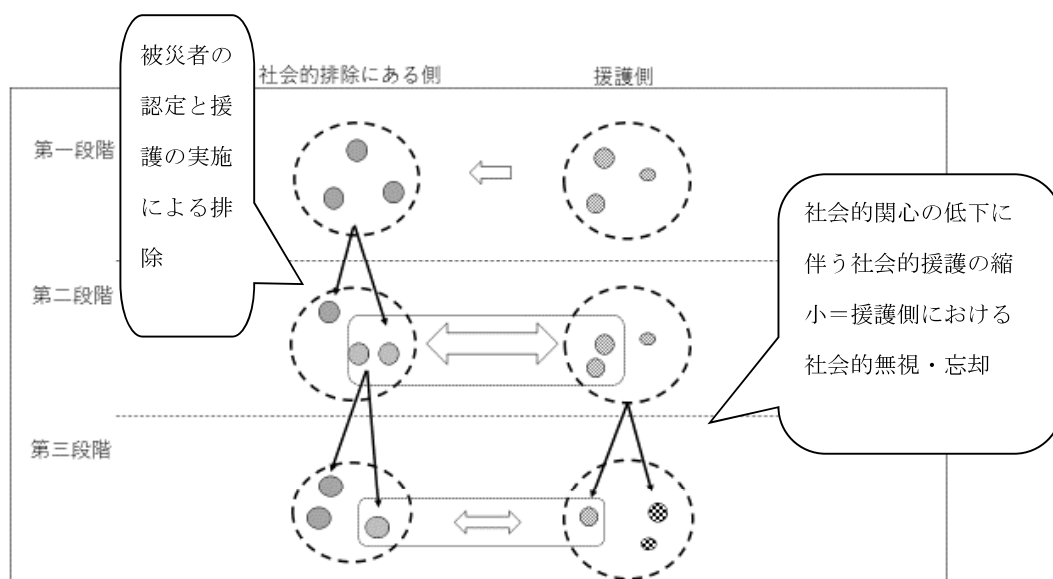
(2) 被災者における社会的無視・忘却

このように、被災者の体験過程において、人間として望ましい社会生活が失われたことによる様々な生活困難が生じる。ところが、被災者に対する社会的援護の現状は対象が限定され、かつそのあり方によっては社会的孤立を引き起こす場合もある。すなわち被災者に対する復興対策は、かれらを「元被災者」にして社会的包摂をするこ

とであり、社会的援護がその一部を担っているからである。

だが現実には、災害で受けたダメージを「回復」する過程すべてが要援護状態とみなされず、かつ個別的な事情とみなされて再び安定するための過程を経つつ現状に対処する過程を経験しながら社会的排除に陥る被災者が少なくない。そしてかれらの経験は、マスコミ報道と時間経過などが影響を及ぼす社会的関心によって社会的援護の関与も加わることによって社会的無視・忘却を経験しているのである。1章の図1-1を用いると、以下ようになる(図5-3)。第一段階は災害の発生に伴う被災者の窮状へ社会的関心の高まりから関心が向けられる。第二段階への移行は被災者の認定に伴って援護される側とされない側に分かれ、後者が社会的無視・忘却によって社会的排除に陥ることが考えられる。そして、災害復興が進む中で被災者への社会的関心も低下し、社会的援護もその規模を縮小することによって、継続しようとする援護者とそうでない側が生じる。すなわち4章で扱ったように、ラベリング理論によって社会的援護が分断されることになるのである。

図5-3 被災者における社会的無視・忘却



3

※図1-1より

これらがもたらす社会的無視・忘却については、次章で当事者のヒアリング調査によって明らかにし、以上を実証することとしたい。

小括

被災者の陥る社会的排除は、災害前の生活と被災によるダメージと経験の多様性によって、実に様々な態様をとっている。被災者が生活を営んでいた地域社会や居住という空間へのダメージと、肉親や子ども・恋人など身近な人の喪失、住居や家財・使い馴染んだ品物や思い出の品物の喪失、親しい友人や日常的に人と交わる機会と場所の喪失などが複合したダメージが、生活の日常性や家族関係・仕事や社会参加全般にわたる「欠如状態」をもたらすことになる。

また被災者は、災害によって社会的援護を要する状態に突然突き落とされる。かれらに対し、法的援護では被災状況に応じて認定をおこなうが、法制度に加え共同体的援護・市民的援護それぞれの特性によってはそれぞれ独自の取り組みをおこなう。これらを念頭に被災者の辿る経験をとらえることによって、社会的無視・忘却をとらえることができると考えられる。

註記

1) 序章2(1)を参照。

2) たとえば前者は、高寄(1999)、関西学院大学災害復興制度研究所編(2005)、浦野・大矢根・吉川編(2009)、室崎・富永・兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科編(2018)など、後者は倉田(1999)、西尾・大塚・古川編(2010)、Aldrich2012=石田・藤澤訳2015.などを参照。

3) 研究社英和辞典によると、財産や人命へ被害が及ぶものとの意味がある。語源はイタリア語の *disastrum* で、悪い星回りとこの意。類義語として、悲惨な結末をもたらす災害としての *catastrophe* や、それよりやや弱い意味で *calamity* がある。

4) 気象庁平成24年12月地震・火山月報付録5 (https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/gaikyo/monthly/201212/201212nen_furoku_5.pdf) を参照。

5) 最近だと北海道胆振東部地震(2018(平成30)年9月6日)による苫東火力発電所の停止によって、全道が停電するブラックアウトに陥った。

6) 外国人については多言語での情報発信が十分でないとの批判は多いが、少なくともAMラジオ放送においてNHK第2放送が多言語での情報発信をしている他、政府等による啓発リーフレットの発行、市民的援護として国際交流団体や個人による通訳ボランティア・臨時的なローカルFM局が行われてきた例がある。また、判断能力を補完する民法の成年後見制度や、地域包括支援センターにおける権利擁護事業・弁護士会や行政による人権相談の機会がある。また阪神・淡路大震災における外国人の被災とその支援や問題点については、外国人地震情報センター(1996)、森田(1998)、加賀美常美代・箕口雅博・瀬口郁子・奥田純子編著(1999)を参照。

7) 市町村の地域防災計画では、一定の災害発生時に住民の生活問題へ対応するため、市町村から設置要請を受けて市町村の社会福祉協議会が開設するボランティアセンター。

8) 本論が参考にした最新改正は、災害対策基本法が2012(平成24)年、運用指針は2018(平成30)年、および「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引」は2018(平成30)年で、いずれも内閣府防災担当のHPを参照。

9) 島本(2005)は阪神・淡路大震災の被災者の住宅問題を取り上げている。二重の住宅ローンに苦しむ被災者や、マンションの再建や大規模修繕のために費用が支払えない高齢入居世帯などがあって、修繕ができないままのマンションなどの問題を提起する。なお二重の住宅ローンの問題は、その後2011(平成23)年の東日本大震災などで政府による金融機関への協力要請などで返済免除などが実施されている。また阪神・淡路大震災で被災したマンションについて、区分所有者全員の合意を要しない形で法改正された結果、約20年後にようやく修繕に取り掛かることができるようになった事例がある(筆者の参与観察による)。

10) 主に小学校区を指している。したがって、町内会・自治会などの範囲とも重複する。

11) 註9を参照。

12) 6章で扱う0さん夫婦へのインタビュー調査がこれにあたる。

参考文献・論文・資料・ウェブサイト

・Aldrich, D. P.: BUILDING RESILIENCE, The University of Chicago Press, 2012 (=石田祐・藤澤由和訳: 災害復興におけるソーシャル・キャピタルの役割とは何か-地域再建とレジリエンスの構築-, ミネルヴァ書房, 2015.

・Baumann, Zygmund: COLLATERAL DAMAGE, Polity Press Ltd., (=伊藤茂訳: コラテラル・ダメージ-グローバル時代の巻き添え被害, 青土社, 2011.

・Dudasik, Stephan. Victimsation in natural disaster, Disaster Vol.4-No.3:329-338. Pergamon Press Ltd., United States

・外国人地震情報センター編: 阪神大震災と外国人-「多文化共生社会」の現状と可能性, 明石書店, 1996.

・早川和男: 居住福祉, 岩波書店[岩波新書], 1997.

・兵庫県震災復興研究センター編: 大震災と人間復興-生活再建への道程, 青木書店, 1996.

・加賀美常美代・箕口雅博・瀬口郁子・奥田純子編著: 阪神・淡路大震災における被災外国人学生の支援活動と心のケア, ナカニシヤ出版, 1999.

- ・関西学院大学 COE 災害復興制度研究会編：災害復興-阪神・淡路大震災から 10 年，関西学院大学出版会，2005.
- ・関西学院大学災害復興制度研究所編：被災地協働-第一回全国交流集会から，関西学院大学出版会，2005.
- ・北原糸子編：日本災害史，吉川弘文堂，2006.
- ・京都大学防災研究所（研究代表者亀田弘行），：文部省緊急プロジェクト「兵庫県南部地震をふまえた大都市災害に対する総合防災対策の研究」報告書，1995.
- ・倉田和四生：防災福祉コミュニティ-地域福祉と自主防災の統合，ミネルヴァ書房，1999.
- ・高坂健次：行政と政策スコープ-規範的社会学の課題，岩崎信彦・鶴飼孝造・浦野正樹・辻勝次・似貝田香門・野田隆・山本剛郎編：阪神・淡路大震災の社会学-避難生活の社会学，昭和堂，1999.，345-354.
- ・室崎益輝・富永良喜・兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科編：災害に立ち向かう人づくり-減災社会構築と被災地復興の礎，ミネルヴァ書房，2018.
- ・森田豊子：阪神・淡路大震災後の外国人相談窓口の変化，神戸大学大学院国際協力研究科，国際協力論集 5（3），1998.，127-145.
- ・及川康・片田敏孝・石井雄輔：時間経過に伴う住民の防災意識と防災対応行動の変遷過程に関する研究，土木学会論文集 F 6（安全問題）Vol. 7 No. 1, 2015.，58-72.
- ・岡田広行：被災弱者，岩波書店[岩波新書]，2015.
- ・荻野昌弘・田並尚恵：震災後の被災者の移動・移転-震災から 8 月まで，岩崎信彦・鶴飼孝造・浦野正樹・辻勝次・似貝田香門・野田隆・山本剛郎編：阪神・淡路大震災の社会学-避難生活の社会学，昭和堂，1999.，111-124.
- ・Raphael, B.: When Disaster Strikes, New York, Basic Books Inc., 1986 (=石丸正訳，災害の襲うとき-カタストロフィの精神医学-)，みすず書房，1988.)
- ・島本慈子：住宅喪失，筑摩書房[ちくま新書]，2005.
- ・高寄昇三：阪神大震災と生活復興，勁草書房，1999.
- ・田中淳：災害弱者問題，浦野正樹・大矢根淳・吉川忠寛編シリーズ災害と社会 2 復興コミュニティ論入門，弘文堂，2007.，136-141.
- ・田並尚恵：県外避難者の現在，関西学院大学 COE 災害復興制度研究会編：災害復興-阪神・淡路大震災から 10 年，2005.，241-257.
- ・樽川典子編：喪失と生存の社会学-大震災のライフ・ヒストリー，有信堂，2007.
- ・徳田剛：忘れられた被災者-県外・市街避難者と震災障害者，岩崎信彦・田中泰雄・林勲男・村井雅清編，災害と共に生きる文化と社会-<大震災>からの伝言，昭和堂，2008.，34-43.
- ・浦野正樹・大矢根淳・吉川忠寛編：シリーズ災害と社会 2 復興コミュニティ論入門，

弘文堂，2007.

・山下祐介・市村高志・佐藤彰彦：人間なき復興-原発避難と国民の「不理解」をめぐって，明石書店，2013.

・吉川忠寛：避難生活，浦野正樹・大矢根淳・吉川忠寛編シリーズ災害と社会 2 復興コミュニティ論入門，弘文堂，2007.，142-150.

6章 災害被災者における社会的無視・忘却の事例研究

1. 問題の所在

(1) 本章の問題意識

社会的無視・忘却によって社会的排除の状態が繰り返される事態は、現代日本社会において、いわゆる「社会的弱者」だけにみられるのではない。5章で、社会的無視・忘却の典型例として、自然災害の被災者が生活を再建する過程での経験があてはまることを検討した。それは、日常生活を平穩に送っていた一般市民が、被災によってダメージを受けたあと、さまざまな社会的援護を通して徐々に日常性を回復する過程を辿るととらえられるからである。被災者の多くは、災害直後の混乱から避難所にいる状況や、仮設住宅に入居するといったところだけが繰り返しマスメディアによって報道され、社会的関心を集める。だが現実には、災害で受けたダメージから「回復」する過程というステレオタイプにあてはまらない人びとの方が多い。むしろ、被災当初から援護が関わることのない場合や、罹災証明など被災の認定をめぐる問題や、自力での再建が求められる社会生活の基盤へのダメージに対処しつつ、うまくゆかず社会的排除に陥る被災者も少なくない。そしてかれらの経験は、マスコミ報道による社会的関心の影響を受けつつ、社会的援護の介在によって社会的無視・忘却を経験していることになると思われる。

さて被災者の陥る社会的排除は、災害前の生活と被災によるダメージと経験の多様性によって、実に様々な態様がある。社会生活の基盤へのダメージとは、被災者が生活を営んでいた地域社会や居住という空間へのダメージと、肉親や子ども・恋人など身近な人の喪失、住居や家財・使い馴染んだ品物や思い出の品物の喪失、親しい友人や日常的に人と交わる機会と場所の喪失などが複合したダメージなどがある。これらは、生活の日常性や家族関係・仕事や社会参加全般にわたるもので、そのダメージが社会参加における「欠如状態」としてかれらが社会的排除に陥る要因となっているのである。

前章で明らかにしたことは、第一に社会的援護が災害を経験した直後とその後被災者が生活再建をすすめる過程で異なっていくということであった。被災者への社会的援護は、災害の発生した当初は分け隔てなく実施されるが、その後の過程で、被災地となった市町村在住者を対象に、家屋の損壊程度と身体の負傷程度にもとづいて被災者と認定された住民におこなわれる。その認定にもれた被災者は災害被害によるダメージや損失が看過されることになるのであった。

第二に、被災者における社会的無視・忘却について明らかにしたことは、被災によって社会的排除に陥るのは、社会的援護との関連によるということであった。これにより社会的無視を経験する。そして、災害支援への社会的関心が低下し社会的援護が

縮小することを契機として、被災者における社会的無視・忘却が生じるとともに、援護側でも援護を継続する側と関わらない側に分断され、両者もまた社会的無視・忘却を経験するのであった。

近年は被害をもたらす自然災害の増加に伴って、被災した地域の広がりや被災者も増す状況である。したがって、様々な立場から多様なたすけあい、たとえば地域での防災活動の組織化と訓練や災害ボランティアへの呼びかけの他義援金の募集などが、日々呼びかけられ強調されるようになってきている。これは、国や自治体の援護だけでなく援護の諸活動のあり方へ影響を及ぼしている。また、マスメディアによる災害関連の報道も大きく関連しており、一つの大きな災害や大規模な被害地域だけに焦点がおかれる報道手法が、多様で幅広い被災の状況をトリミングする。その結果、その他の被災地や過去の災害を受けた地域への支援は取り上げられなくなり、関心が寄せられないため災害ボランティアも集まらず、義援金も寄せられなくないという事態が起こる。これらに、社会的無視・忘却が見出せるのである。

(2) 本章の目的と方法

社会的排除がすすんでいる現代の日本社会では、それに伴って取り組まれる限界のある社会的援護の故に、社会的無視・忘却が拡大していることになる。このうち、近年増加する自然災害が、同様に被災者を増やすことになっている。そのため、社会的無視・忘却が被災者へ及ぼす影響について考えることは意義がある。以下では、被災者における社会的無視・忘却をインタビュー調査からとりあげ、事例研究をおこなうこととしたい。また、インタビューに協力して頂いた被災者の経験を説明するため、必要な範囲に絞られらの経験した災害の概要に言及する。具体的には、1995（平成7）年1月17日におこった、阪神・淡路大震災であり、その対策過程も概要を説明しておく。

なお、インタビュー調査はそれぞれの被災者に対して、これまで筆者から個別に支援を申し出たことがきっかけで関係を築き、支援の中で経験を聞いてきた形で実施してきた。本論で扱うにあたり、それぞれに連絡をとり、書面（電子メールやSNSを含む）もしくは口頭で研究目的を説明し、記述内容の確認を受けた上、同意を得た。なお、インタビューを行った当時の被災者のうち連絡のとれなかった人や了解を得られなかった人の分はここで用いない。なお既に死亡した人については、遺族の同意を得ている。

2. 災害の概要と復興施策および被災者対策の沿革

(1) 災害の概要

阪神・淡路大震災の概要と対策の沿革を概観し、この災害による被災者へのインタビュー調査の基礎的理解とする。なおこの概要は、内閣府・消防庁および兵庫県のウェブサイトとともに、神戸新聞社（2000）をもとに執筆している。

1997（平成7）年1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源とする最大震度7の地震が京阪神市区に大きな被害をもたらした。震源と推定された淡路島北部では野島断層が露出し、本災害が断層破壊による直下型地震であることがわかった。最大深度は当初神戸市・洲本市で震度6と発表されたが、神戸市須磨区鷹取から芦屋市・西宮市・宝塚市に連なる「震災の帯」の被害状況の調査を経て上方修正された。「震災の帯」を中心に、激甚災害の指定を受けた市町村は、兵庫県では神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三木市・明石市・洲本市および津名町・淡路町・北淡町・一宮町・東浦町・五色町・西淡町・三原町・緑町・南淡町^(註1)、大阪府では大阪市・豊中市・池田市・吹田市・箕面市である。この地域は阪神地区の経済・流通の中心のみならず日本経済を支える流通・交通の大動脈で、本災害が被害を及ぼしたのは、当時世界4位の貨物取扱量だった神戸港とその貿易取引に関わる産業や雇用であった。また被災した地域は交通の要衝であり、東海道・山陽新幹線はじめJR・阪神・阪急など鉄道、中国・山陽・名神自動車道・阪神高速道路などに橋脚・線路設備などの損壊が生じ、その後の復旧や生活再建などに甚大な影響を及ぼした。同時に、都市インフラである水道・電気・ガスなどを麻痺させ、都市生活の利便性が一瞬にして奪われた。

人的被害は、当時戦後最悪となった。地震発生から3時間後以降ようやく被害状況が明らかになり始め、100人単位で増加した。原因は、冬の早朝の災害発生であったこと、倒壊した家屋の下敷きとなった圧死が約半数を占め、市町村の家屋倒壊数と比例する。倒壊した家屋建物が道路を塞いだこと、一部の地域では地震後発生した火災により、救出できなかったことも理由である。最終的な人的被害は、死者6434人・行方不明3人・負傷者43792人である。その後の震災関連死は2018年現在919人である。また建物の全壊10.5万・半壊14.4万戸、経済被害は9兆6千億円にのぼったとされる^(註2)。

本災害は、戦後自然災害の中で、経済発展した大都市が被害を受けた点、および、人口の高齢化が進む日本社会で起こり、死者の多くを高齢者が占めたという点に特徴がある。またこの被害は、高齢者の居住環境の劣悪性や、社会的孤立にあった生活状況や社会関係などを反映していた^(註3)。

(2) 被災者支援と生活再建

また本災害は、一時 10 万人以上の被災者が避難生活をし、その後大規模な仮設住宅が建設され、3 年以上にわたり解消されなかった。災害救助法による救護がこれほど長期間にわたることは制定時想定されておらず、はじめて経験された事態であった。そして、この長期間の避難生活により、高齢者を中心に自殺者や孤立死が生じた。また、アルコール依存に陥る者や、震災によって障害者となった被災者が数多く現れたことも大きな特色である。これは同時に、本災害において社会的援護の対象となる状況が一気に顕在化したといえる。ところが、被災者の入居した仮設住宅などへ市町村の保健福祉サービスが行き届かなかった。そのため、さまざまな民間のボランティア組織が活動を始めるようになった^(註4)。

これらのように本災害は、被災者に対する長期間の影響が及ぶことの示された災害でもあった。仮設住宅とその後復興住宅における孤独死^(註5)は、新たに「震災関連死」という概念を加えることとなった。これには被災者が営んできた地域生活との断絶や生活再建のための環境・条件など、様々な要因がある^(註6)。また、震災によって障害者となった者については、新聞報道などをきっかけに 2012 (平成 24) 年に兵庫県による実態調査がおこなわれた。

また、2016 (平成 28) 年に神戸市と西宮市は復興住宅の借上期間が満了したとして退去に応じない入居被災者への民事訴訟を起こした^(註7)。この裁判は現在も継続している。また、この災害をきっかけに始められた市民活動が、メンバーの高齢化で活動を終結したり団体が解散したりすることも増えてきた。つまり本災害は、20 年以上を経た現在もなお、被災者の生活再建と元被災者への支援の継続性が問われている災害といえる。

(3) 震災後の問題：復興住宅の整備

借上復興住宅の仕組みは、阪神・淡路大震災の被災者のうち、住宅を自力で確保できない人びとへ住宅を整備する仕組みとして採り入れられた方法である。従来、被災した自治体が公営住宅を建設する形であったものが、住宅都市公団や民間の賃貸住宅オーナーへ建物あるいは部屋単位で自治体が借り上げて被災者を入居させることによって、早期に必要な被災者の住宅を提供する仕組みである。同震災後の 1996 (平成 8) 年に公営住宅法が改正されて法制化されたが、同震災では早期から、仮設住宅の建設用地の確保も困難であったため、法改正をまたずに取り組み、被災者への入居募集が始められ、被災者への住宅提供が進んだ。なお、公営住宅法での借上復興住宅については、国による財政補助が当初の 5 年間に 4 分の 3、その後は 3 分の 2 続けられている。これにより、同震災による被災者はいなくなり、生活再建がおこなわれたことで復興施策がいったん終結した。また、これにより整備された復興借上住宅は、神戸

市で10,697戸、直接建設分は6,729戸、買い取り1棟230戸、借り上げ120棟3,738戸となった（神戸市住宅都市局住宅部2014、図6-1）。

（4）借上復興住宅に入居した「元被災者」に対する民事訴訟

ここでこの裁判について概要を確認しておく。次に、借上復興住宅から入居者を退去するよう求めることになったのは、神戸市と西宮市で借り上げ期限が自治体と震災復興住宅のオーナーの借り上げ契約では20年間とあることを理由とし、かつ公営住宅の適正化という財政負担を理由としたものであった。契約期限が切れ始める2015（平成27）年の前から、事前に同法32条1項「公営住宅の借り上げの期限が満了するとき」に事業主体（この場合は市町村）が入居者に明け渡しを請求することができるとされた規程にもとづいて、該当する元被災者へ市職員が訪問し、退去の通知が始められていった。しかし高齢化の進む元被災者も多く、入居を継続する要件に、神戸市は（1）85歳以上、（2）要介護度3以上、（3）重度障害、の条件を定め、これに該当しない入居者への退去を求める通知が出された。退去通知をうけた元被災者のうち、この入居継続要件に該当しない人びとが弁護士に継続入居を求め相談をするようになり、2016（平成28）年に神戸市と西宮市がそれぞれ退去を求める訴訟を始めることとなった。

なお、阪神・淡路大震災で借上復興住宅の制度を使った他の自治体、兵庫県、宝塚市、伊丹市は、元被災者に退去を求めることはせず、宝塚市と伊丹市は無条件に継続入居を、兵庫県は審査会を経て原則継続入居という方針を表明した（市川・兵庫県震災復興研究センター2017：35ほか）このため、同じ借上復興住宅でも扱いに違いがあり、それは高齢化した「元被災者」による相互交流が途絶えつつある中で、大きな分断と今後の在宅生活の課題を生じさせている。

借上復興住宅弁護団の事務局長を務める吉田維一弁護士へ行っているヒアリング調査によると、同弁護団が担当する裁判は、神戸市で8世帯9名、西宮市で7世帯10名が被告とされ、公営住宅法の通知や退去期限が明示されているかどうかによってそれぞれ異なるが、4パターンあるという。

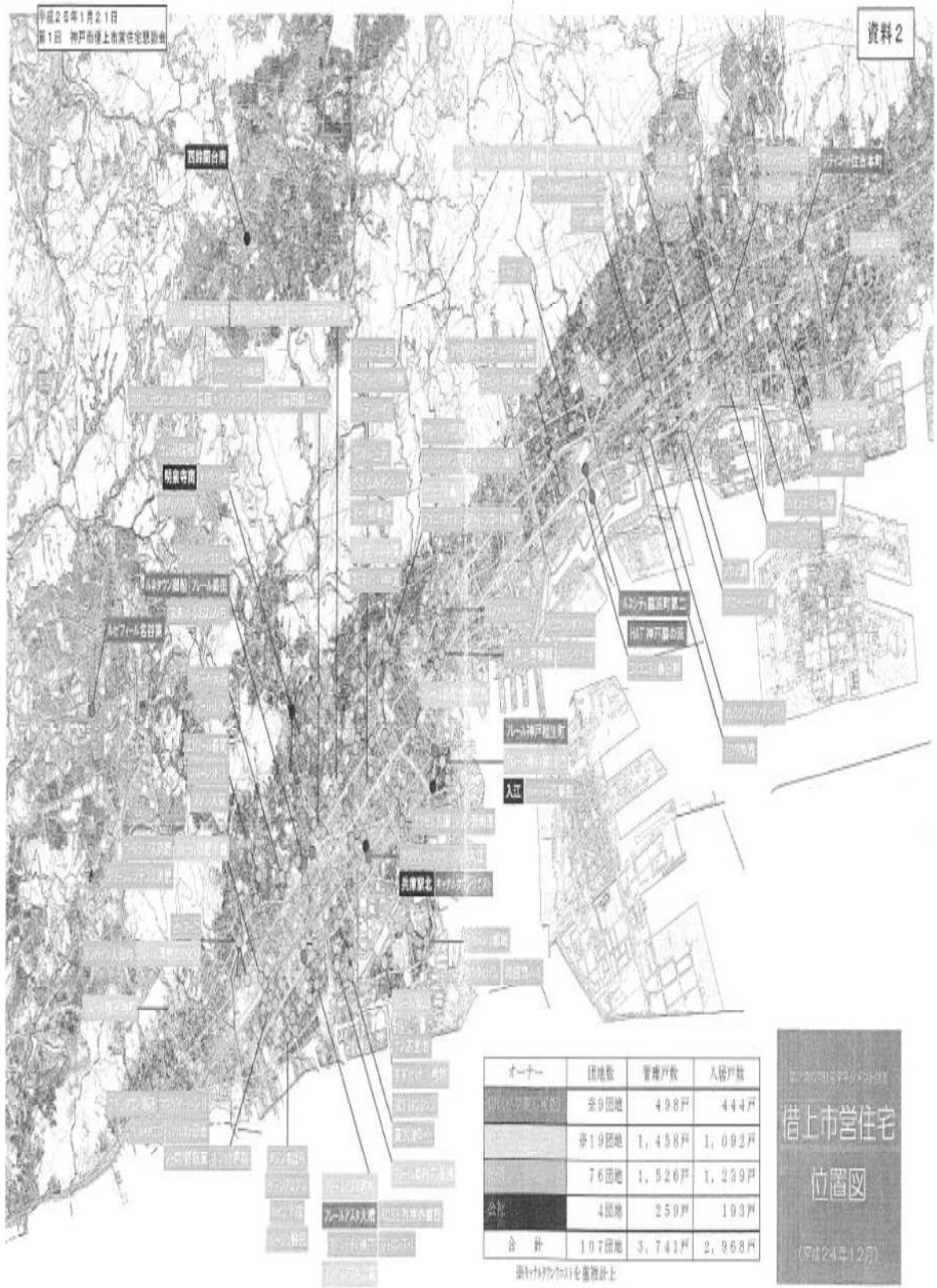
第一は、改正された公営住宅法の施行後で、許可書に入居期限の記載のないものである。第二は、改正された公営住宅法の施行前で、許可書に入居期限の記載のないものである。これらは、入居者に不利益な遡及的な行政の対応が焦点になっているという。

第三は、改正された公営住宅法の施行後で、許可書に入居期限の記載のあるものである。Nさんはこれにあたる。

第四は、改正された公営住宅法の施行後で、許可書に入居期限の記載はあるが、入居者が親から子へ承継された際に何等の説明も受けていないものである。

弁護士によると、それぞれのパターンによって論点の違いはあるが、いずれも行政による退去が恣意的であり、被災者の居住の権利を損なう点で一致しているという。

図6-1 神戸市の借上復興住宅



出所：神戸市借上げ市営住宅懇談会，2013.

3. 被災者における社会的無視・忘却の事例研究

(1) 元被災者へのヒアリング調査①

1) Nさんのケース

Nさん(80歳, 女性)は, 神戸市で生まれ, その後結婚して手芸・縫製や服飾デザインの仕事をしていた。夫と離婚後母子家庭となり, Nさんは転居して喫茶店の経営など仕事を続けてきたが, 自宅ビルを地上げなどで失っていた矢先, 阪神・淡路大震災に遭った。当時自宅だったマンションは大きく損壊したため, 被災当初は近隣の住民とともに避難所となった小学校に身を寄せ, その後市内の仮設住宅を転々とした。

その中で経済的にも困っている時, 友人からも勧められて当時在住の区役所から生活保護を受けることができた。彼女を担当した当時のケースワーカーは, 仮設住宅から恒久住宅への転居先として, 別の区に神戸市がUR(住宅都市公団, 現都市再生機構)と契約した借上復興住宅への入居申し込みを勧め, 無事当選できた。

転居した借上復興住宅で当選通知書を受け取り, Nさんが入居許可書を受け取ったとき, 許可書の下には入居の期限を記入する欄があった。借りるまでの募集要項にも, 当選通知書にも入居期限が書いていなかったため, 入居期限は空欄のままNさんは署名と捺印をした。

後日郵送されてきた入居許可書の控えには, 自分とは違う筆跡で入居期限が書き込まれていたが, Nさんは気にせずに保管していた。

2) Nさんへのヒアリング

Nさんへのヒアリングは, 本人の弁護を担当する弁護士の紹介で訪問し, Nさんの自宅で行った。趣旨を説明し, 同意を得た上で進め, 自由に本人が感じていることや思っていることを話してもらう形をとった。

「私ね, そんな説明聞いてないの。周りの勧めと福祉事務所の職員さん(担当ケースワーカー)はそんなこと何も言わなかったしね。ああ, いい部屋に入れたな, 死ぬまでずっとここで暮らせるんやなあと思ったんですよ」

Nさんが入居する復興借上住宅は, JRの駅周辺を震災後再開発してURが建てた集合住宅群である。外見的に, どれが復興借上住宅かは分からない。通りを挟んで, Nさんの部屋から見える向かい側は, 兵庫県が復興借上住宅としているものであった。そのため, 向かい側の棟に生活する同じ借上げ入居者となぜ待遇が違うのかという思いを持ちつつ, それは表に出さないのだという。

「人を悪く言うのはいやなんです」

「いやあなことを思うと、しんどくなるでしょ。だから、そういうことは考えないようになっているんです。娘からも、なるようになるって言われるんですよ」

「私ね、神戸に生まれてずっと暮らしてきたから、神戸のことが好きなんです。そやけど、今回のこと（退去を求める裁判）が起こってから、テレビで神戸市長が映ると消すの。なんかいやあな思いになるからね…」

Nさんは手続上の同意を理由に第一審では敗訴し、控訴した第二審も敗訴した（註8）が、死ぬまでここに住みたいと考えており、裁判のことはしんどくなるからと思いつけないようにしているという。

また、既に下肢機能が低下し、壁などにつかまって移動する生活をしている。室内も椅子の背凭れた壁面の手すり棒を使い、室内用の歩行器も使っている。いろいろとご自分で工夫した結果、以前認定を受けた要介護度は3だったが、要支援2になった。

「私、これ（要介護度が要支援2となったこと）が納得できないの。だって体の様子は前と変わらないし、前よりもしんどくなっているのに…」

（2）被告とされた借上復興住宅の入居者への影響

Nさんが直面しているのは、借上復興住宅から退去を求められている裁判である。Nさんは現在80歳で、要介護認定を受けて、週2度ホームヘルパーのサービスを利用しており、何より借上復興住宅の入居者として、援護を要する状態として認知されている。また裁判の支持者たちが関わることで、本人は、何らの社会的援護を要するが援護のない状態といえないように映る。だが、司法による問題解決や介護サービスを通して、現在「元被災者」であるNさんは、裁判の結果如何では被災者に戻ってしまうのである。

Nさんは、裁判のことを考えないようにしているという。しかし、ホームヘルパーや支援者・家族が訪ねてくれなかったら、気が沈むのだという。一方で、昔から得意だった手芸をやって、また生計を立てようかと、前向きな事も口にする。

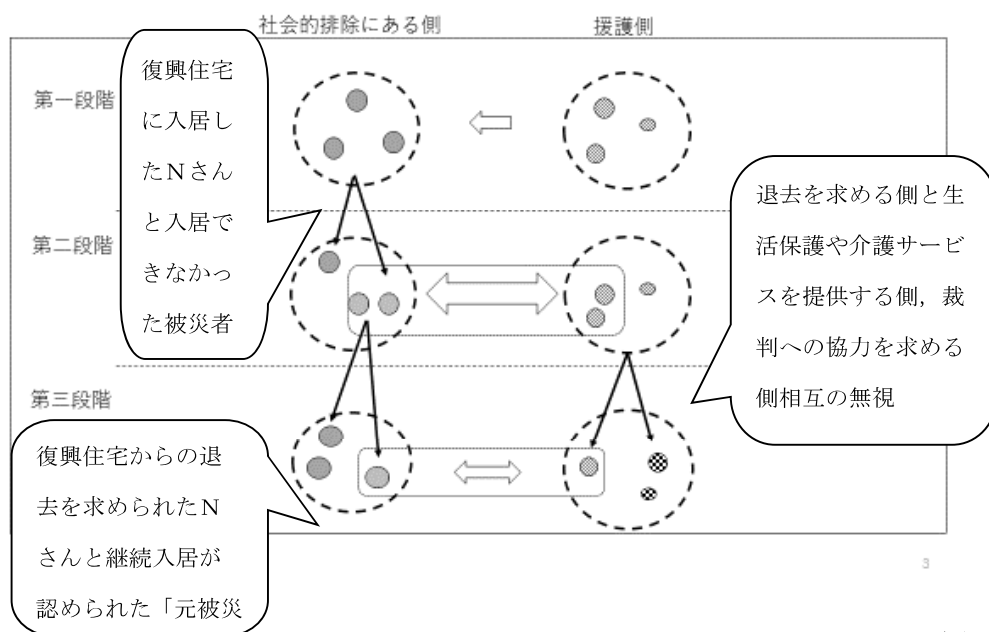
Nさんはじめ退去を迫られる入居者における社会的排除とは、制度による排除として、このような「被災者へ引き戻す」という形として確かめられる。同時に、復興住宅に入居した「元被災者」の孤立防止の活動をしてきた市民的援護は訴訟後途絶えたという。Nさんの生活上必要な生活保護や介護サービスは継続し、裁判を支援する市民的援護はあらたに関わるようになったが、これは、さまざまな立場の社会的援護のうちでも生じる社会的無視の例といえることができる。

被告とされた人びとの事案の違いはあるが、現在も裁判がそれぞれ進んでおり、今

後どのような司法判断が出るか注意深くみなければならない。だが、Nさんのケースで述べたとおり、これらいずれの裁判に対しても、入居した「元被災者」が「被災者」に戻されるという認識は乏しく、地元の神戸新聞や裁判を支持するチャンネル以外にマスコミなど世論に取り上げられることも少ない。ここに、二十数年を経た阪神・淡路大震災の「元被災者」がおかれた状況への関心が寄せられないという、社会的無視が広がっているといえる。

Nさんの体験を、1章図1-1にもとづいて確認すると以下のようなになる(図6-2)。第一段階から第二段階への移行は、Nさんの場合応急仮設住宅から借上復興住宅へ入居することによって社会的援護に包摂され、元被災者へと移行した。Nさんが入居した借上復興住宅は駅前に新たに整備されたバリアフリー仕様で、近くにはスーパーもあるなど、高齢になっていたNさんにとって暮らしやすく、社会的包摂を果たせたといえることができる。だが、神戸市から退去の文書が渡され、リハビリの結果退去を免除される身体条件でなくなったNさんは退去を求め神戸市が起こした民事訴訟によって被告になってしまった。これは、第三段階における社会的排除にある側の変化であると同時に、本来援護側だった神戸市はNさんに生活保護による保護を行っており、同じ行政でも部署によって分断が生じ、かつ市民のボランティアなどの支持も得られず、法律相談で知り合った弁護士や弁護士が組織した支援グループによってのみ援護を受けるという状態となっている。すなわち、社会的援護でも生活保護や高齢者向けサービスで関わる援護者は、退去を求める部局から無視されていることになる。

図6-2 Nさんにおける社会的無視・忘却



※図1-1より

(3) 元被災者へのヒアリング調査②

1) Oさん夫婦のケース

Oさん夫婦は、就職を機に神戸で住むようになった夫Tさん(被災当時47歳)と、きょうだいから勧められ同郷の出身の妻Kさん(被災当時45歳)で、市内の県営住宅に暮らしていた。夫のTさんは建築関係の家具製作を仲間とともに小さな会社を作って営んでいた。子どもはできないまま夫婦二人で生活し、近県に住む夫の親戚と交流はあったが、専業主婦のKさんは「田舎育ちで目がまわる」と都会暮らしは苦手で、近所に仲の良い同郷出身の主婦仲間との関係がある程度だった。震災当時は夫婦ともに自室内で被災、家具の転倒や窓ガラスも割れ玄関扉も壁も歪んだため、いったん避難所に身を寄せた。しかし、劣悪な環境でもあり、郊外にあったTさんの会社の作業場や、仮設住宅を使いながら、仕事仲間たちの家族たちと励まし合いながら暮らすこととなった。その間、自家用車で片道1時間かけながら元住んでいた地域に買い物や交流を夫婦で続けるが、遠方の仮設住宅へ入居して連絡がとれない人が増えて、Kさんは交流が乏しくなっていた。

4年後、罹災証明を受けて再建された県営住宅に再び入居し、生活再建を果たせたと思っていた。だがKさんは言葉数も減り、出かけることも減った。夫のTさんも様子を案じながら、生活再建のために経済的なゆとりがなくなったため仕事に追われる日々が続く。災害から15年後にKさんは胸部にしこりを見つけ、違和感を抱くようになる。Tさんは「医者にみてもらえ、不調があるんやったらちゃんとみてもらわないと」と受診を勧めた。しかし、周囲と交流することもなく自室で1日過ごす当時のKさんは、受診することがなかった。数年後肩や腕も動かせなくなったKさんをTさんが医者へ連れていった時、既にガンが全身に転移して治療できない状態だった。その後Kさんは死亡し、高齢期を迎えたTさんは仕事を続けながら一人で暮らしている。

2) Oさん夫婦へのヒアリング調査

Oさん夫婦へのヒアリング調査は、震災直後から断続的におこなわれた。このため記録には日時が不明確なものもあるが、災害直後から、現在に至り、継続的に行っている。筆者はKさん存命中に夫婦に対して研究目的を説明し、同意を得て会話内容をメモ化してきた。その一部からを用い、Oさん夫婦の状況を主にヒアリング調査で語ってくれた夫のTさんの言葉から引き出したい。

①震災2年後(1997(平成9)年7月)

この時は、多くの人が集まる宴会であり、TさんとKさんも参加していたが、震災

以前と変わらない様子であった。短い会話しか交わせなかったが、夫妻の安堵した様子がみてとれる。だがTさんが他の参加者と会話して二人が離れると、Kさんは所在なげで、夫のTさんの方に視線が向いていた。

筆者「お久しぶりです、その後大丈夫ですか？」

Kさん「ええ、何とか…落ち着きました」

Tさん「無事でしたよ（少しおどけた様子で）、でもやっと県営（住宅）の方にも入れて、仕事も何とかやってるで」

筆者「何よりです、でもくれぐれも体調に気を付けてくださいね」

②震災7年後（(2002（平成14）年2月頃）

災害後から生活に落ち着きを取り戻せた時期であるが、Kさんが震災で受けた社会関係へのダメージを引きずっていることが窺える。筆者が初めてTさんの入居している新しい県営住宅を訪問した時である。Kさんと会い挨拶の言葉を交わしても、以前のような笑顔がなく、ややこわばった表情であった。Tさんは相変わらず言葉は少ないが、自分の状況が落ち着いてきたことを表現している。夫であるTさんは、自分の趣味をもち仕事に出るなど社会との接点が多い生活をしてきた。反面、Kさんは専業主婦として自分の務めを果たそうとしてはいるものの、友人の喪失体験などが自分の社会参加に影響を及ぼし始めている。

筆者「前と同じように元いたところに戻ってこれてよかったね、」

Tさん「やっとな、ま、いろいろ（ややこしいことは）あったけどな」

筆者「でも、趣味（スキー）も行けるようになったのは何よりやと思うよ。震災で道具も車も全部だめになったんでしょ？」

Tさん「そうや。車は仕事に要るからすぐ買ったやろ。けど、スキー板も靴も、ついこないだやっと思えたんや」

筆者「おばさん（Kさん）も元気なの？」

Tさん「あちこち引越したり、知り合いを亡くしたりして沈んでいたけど、元の県営に戻れるようになって、ちょっとは元気になったかな」

筆者「そやけど、お知り合いが亡くなったのっておばさんにはショックやったん違うのかな」

Tさん「そうやろなあ…、なんせKは社交的やないからなあ、結構長いこと昔の友だちのところも墓参りに行ったりしてたなあ…（以下沈黙）」

③Kさんの死後（2014（平成26）年10月）

Kさんが死去した報せがあり、弔問のためTさんの自宅を訪問した時である。既に

満中陰の法要も済ませ、真新しい祭壇に遺影と位牌が祀られ、ささやかな料理と水が供えてあった。高齢期に入っていたTさんは、言葉少なだがKさんの状況を振り返りながら、夫婦関係の中での出来事を反芻していた。また自分の境遇を肯定的にとらえ直そうとしていた。

Tさん「Kは本当に気持ちを口に出さない、ほんとうは怖かったと思う。でも実家もとうにみなおらんようになったし、まわりの友達もいなくなって、相談できるもんがおらんかったんやろな。」

筆者「でも、Tさんも大丈夫なのか、心配するよ」

Tさん「わしか、わしはまだ元気やで。仕事も続けているし、たまにはな、ジャズも聞きに出かけるんや」

筆者「へえ、そんな趣味もあったんや。ほな昔からKさんと一緒に出掛けてたん？」

Tさん「まあ一人で行く方が多かったな。Kは、ほら、なんせ出かけるの好きやなかったからな」

筆者「でも、亡くなっちゃうと、一緒に行つといたらよかったと思うこともある？」

Tさん「そやな…いつも留守番ばかりさせてたからな」

Oさん夫婦は、市内でも被害の大きかった地域に住んでいた。二人は話さなかったが、当時同じ県営住宅に死者はなかったものの、近所の老朽化したアパート等では建物の下敷きになり死亡した人も多かった地区である。そのため、相当の苦労をしながらも、二人で過ごして再建された県営住宅に戻って生活を再建できた。職業もあり収入が途絶えることはなく、年齢的にも社会的援護の対象となることはなかったが、Kさんは地区の保健福祉ネットワークからもれた状態であった。そして、Kさんの死後Tさんも高齢者となり、体を使う仕事も多いため長く続けることも難しい。だが、Tさんのきょうだいも半数は死去するなど、郷里の親族も世代交代が進んでいる。

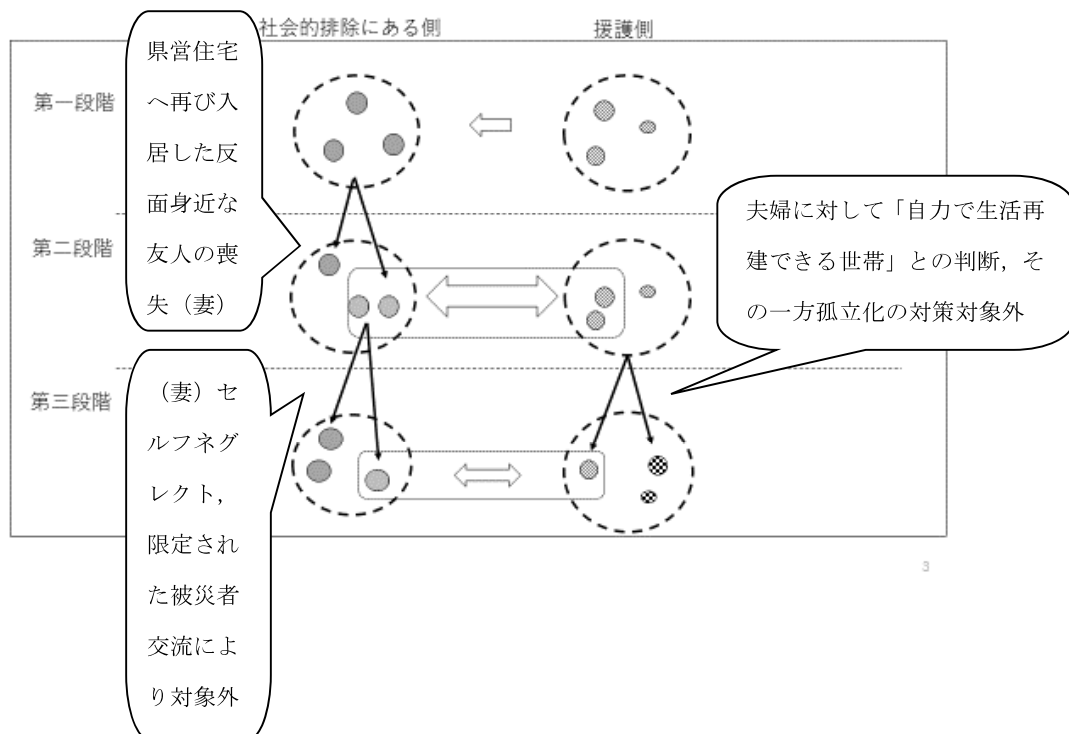
また、Tさんは自身の健康に留意しつつも自信があると事あるごとに強調し、これまでも健康診断などはあまり受けていなかった。また保健医療など地域包括ケアとのつながりも見当たらなかった。このため、今後Tさん自身に何かあった時、かれの面倒をみる知人や親族が周囲に乏しくインフォーマルネットワークも脆弱であるという状況である。

被災者としてOさん夫婦は比較的早く仮設住宅に移り、その後自力で生活再建に移った。また元の公営住宅に戻ることができた。だが震災後、妻のKさんはPTSDも窺える状態で、もし診断を受けていれば震災での障害者にあたっていたかもしれない。もともと近隣との交流も乏しいOさん夫婦は、单身となった夫のTさんも高齢期になり、健康状態も考えれば、典型的な単身高齢世帯として、社会的孤立に陥る懸念もあ

る。Oさん夫婦の状況を1章図1-1で示すと以下の通りとなる（図6-3）。

まず、第一段階では災害直後から、夫婦の年齢上自力で生活再建できると判断されたことが推測される。避難生活から再建された県営住宅に戻ることで、第二段階における社会的包摂のなされた状態になったことになるのだが、居住の安定が回復しても、妻のKさんは親しい友人の喪失体験からのダメージを誰にも表明できないセルフネグレクトの状態におかれていたと考えられる。しかし元々口数の少なかった妻が何も話さないため夫もそれが深刻な状態か分からないままだったといえる。この意味で、夫婦の中で生じているのは、生活のごく一部分への援護がなされたものの、社会関係の喪失などによるダメージとその影響として、社会的援護の対象とされない状態が生じたといえる。第二段階から第三段階に移行するのは、妻が重篤な病気による不調を自覚しながらも、夫と過ごす以外他者と関わる機会を失っていたために、近隣関係以外の社会的援護は気づかないままだったということである。したがって、本来アフターケアがなされていたであろう時期にも、自身が社会的排除にあると気づかず、また自ら表明できなかった。被災者向け施策など社会的援護が対象とみなさなかったととらえることができる。

図6-3 Oさん夫婦における社会的無視・忘却



※図1-1より

小括

(1) 災害復興後、「被災者」に戻されることによる社会的無視・忘却

災害による被災者への支援は社会的関心が大きい。災害当初の救護においては、市町村な公的制度だけでなく共同体的援護によって、住民相互の協力関係や避難所の運営がおこなわれ、仮設住宅の入居と生活保障が図られる。また市民的援護として、災害ボランティアなどの活動がおこなわれる。

しかし、災害応急対策によって救護期を乗り切ったあとは、被災自治体による復興施策に移り、被災者が自ら生活再建に取り組み始めることとなる。しかし、経済的に困窮していたり、高齢者や障害のある被災者の場合は、自力での生活再建が難しいため、平常時の公的扶助制度をはじめとする社会的援護によって、生活再建がおこなわれる。借上復興住宅はその公的扶助の一つの方法であり、住宅を公的に保障する目的にもとづいている。居住福祉を提唱した早川和男によると「居住は福祉の基盤」であり、居住が安定することによって、育児や就労など社会参加が円滑に営めるようになると主張する（早川 1997）。

Nさんのように、借上復興住宅から退去を求められた元被災者は、制度の改変あるいはその執行ルール・方針の変更によって現在被告という立場に立たされることとなった。規範的には、制度による排除とみなすこともできるし、またラベリング理論からみれば、執行ルールの恣意的な運用によってアウトサイダーとされたといえる。

だが、この訴訟の被告とされた元被災者たちは、自力で生活を再建できない状態におかれた被災者であった。ここで再び借上復興住宅から退去しなければならなくなったことで、かれらは再び被災者に戻されたといえるのである。しかもこうやって再び被災者扱いされたとしても、既に過去の、対策の終わった災害に対する社会的関心は寄せられない。このため、訴訟を応援する人びとや関係者以外の支援が得られにくい。また再び社会的援護を要する状態におかれたとしても、社会的援護の内部における社会的無視の故に、共同体的な援護や市民的援護は得られない状態が生じているといえる。

(2) 今後の影響やその展望

近年多発する災害では、その規模の大小を問わず被災者が発生している。また、地震と豪雨災害、地震と大雪など複合化した災害も多くみられるようになり、被災者をとりまく状況や被災地の復興は厳しい状況に置かれることが増えた。現実に残るのは、自力で生活再建しなければならない被災者の、生活に困窮した状態である。

ここに焦点をおくとき、認定の有無を問わず被災した人の生活再建には、社会的な支援や社会的援護が必要であることを再確認できる。したがって、この過程で生活困難に陥るなど一定の社会的排除は考えられる。だが災害が相次いで起こることで、前

に起こった災害やその被災者が忘れ去られるような、マスコミの報道や社会的関心の変化がたいへん早く進んでいる。このため、災害によって援護を要する状況が改善されないばかりでなく、次なる災害の発生、以前の災害の復旧や生活再建ができていない被災者において、社会的無視・忘却が典型的に現れるのではないかと考えられる。

東日本大震災と福島第一原発事故災害（2011（平成23）年3月）による被災者は、まだ仮設住宅に住む人も多く、放射線被害を避け全国に避難した自主避難者も数多い。福島県の一部の市町村では2018（平成30）年6月に、県外のみなし仮設住宅に入居する避難者に対する支援の打ち切りを表明している。みなし仮設住宅の原形は、阪神・淡路大震災における借上復興住宅である。したがって、Oさん夫婦やNさんのような元被災者の状況とは、東日本大震災の被災者が今後経験するかもしれない事態を先取りしていることでもあると考えられよう。

本論の着眼点を着想する機会を与えてくれたのは、これら元被災者から聞き取った話である。第一義的に、かれらのおかれ状況が忘れ去られるという状況は、単なる記憶の問題ではない。それにより被災者のための活動をおこなおうとする災害ボランティアや、募金を呼びかける機会も相対的に減っているという実質的に縮小していく市民的援護という課題でもある。

註記

1) この町名は震災発生当時のものである。

2) 兵庫県ホームページ「阪神・淡路大震災の被害確定について（平成18年5月19日消防庁）」(https://web.pref.hyogo.lg.jp/pa20/pa20_000000015.html, 2016年5月9日取得)を参照。

3) その後居住と福祉の関連が重視されることにつながった。早川（1997）ほかを参照。

4) たとえば、のちにNPO法人阪神高齢者障害者支援ネットワークとなる団体は、当時宝塚市民病院に勤務していた看護師の黒田裕子氏（故人）が訪問看護活動を始めたことが最初だった。また、被災地の障害者支援を行っていた団体は、のちにジャーナリストの筑紫哲也氏（故人）らの支援を得て、NPO法人夢かぜ基金となる。

5) 震災関連死は、行政による認定ではあるが災害弔慰金の対象とならない等、法的待遇などで直接の死亡者と差がある。これについては日本弁護士連合会（2013）を参照。

6) 当時の新聞等マスコミ報道による。額田（1990）も神戸におけるその現実を「孤独死」と表現している。なお現在は「孤立死」という表現が用いられることが多い。

7) 新聞報道では、西宮市と神戸市が提訴し、5月から神戸市の分の裁判が始まっ

た。毎日新聞 2016 年 1 月 15 日「阪神大震災 復興住宅，退去求め提訴へ 期限後の拒否の 3 世帯 神戸市」，産経新聞 web 版 2016 年 3 月 22 日「復興住宅の 7 世帯の退去求め提訴へ 兵庫・西宮議会が議案可決」(www.sankei.com/west/news/160322/wst1603220090-n1.html, 2016 年 5 月 9 日取得)。

8) 本論文執筆現在，Nさんの訴訟は係争中である。

参考文献・論文・資料・ウェブサイト

- ・古川隆司： 阪神・淡路大震災における社会福祉実践の役割，社会事業史学会，社会事業史研究 50, 103-112. 2016.
- ・早川和男：居住福祉，岩波書店[岩波新書]，1997.
- ・兵庫県震災復興研究センター編：大震災と人間復興-生活再建への道程，青木書店，1996.
- ・市川英恵著，兵庫県震災復興研究センター編：22 歳が見た，聞いた，考えた「被災者のニーズ」と「居住の権利」-借り上げ復興住宅・問題，クリエイツかもがわ，2017.
- ・神戸市ウェブサイト「借上市営住宅における市の取り組み」(URL: www.city.kobe.lg.jp)
- ・神戸市借上市営住宅懇談会 (URL: <http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/house/information/publichouse/kariagekondankai.html>)
- ・神戸市住宅都市局住宅部： 阪神・淡路大震災における災害公営住宅の取組，2014.
- ・神戸新聞社編：大震災 問わずにいられない-神戸新聞報道記録 1995-99，神戸新聞総合出版センター，2000.
- ・神戸新聞社，神戸新聞 NEXT「データで見る阪神・淡路大震災」(URL: www.kobe-np.co.jp/rentoku/sinsai/graph/sp/p1.shtml)
- ・京都大学防災研究所（研究代表者亀田弘行）：文部省緊急プロジェクト「兵庫県南部地震をふまえた大都市災害に対する総合防災対策の研究」報告書，1995
- ・岡田広行：被災弱者，岩波書店[岩波新書]，2015.
- ・兵庫県ホームページ「阪神・淡路大震災の被害確定について（平成 18 年 5 月 19 日消防庁）」(https://web.pref.hyogo.lg.jp/pa20/pa20_000000015.html, 2016 年 5 月 9 日取得)。
- ・日本弁護士連合会（2013）「災害関連死の審査に関する意見書」(www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130918.pdf)
- ・西尾祐吾・大塚保信・古川隆司編著：災害福祉とは何か，ミネルヴァ書房，2010.
- ・額田 勲：孤独死-被災地神戸で考える人間の復興，岩波書店，1990.

・塩崎賢明：復興〈災害〉—阪神・淡路大震災と東日本大震災，岩波書店[岩波新書]，2014.

結 論

1. 本論の結論

(1) 本論の概要

本論は、社会的援護による「社会的無視・忘却」に関する考察である。まず1章と2章で社会的排除の状況にあり、社会的援護を必要とする人びとが、包摂の意図とは反して社会的援護が社会的無視・忘却を生み出すことによって社会的排除の状況に再び戻ってしまう状況を明らかにしてきた。また先行研究への批判を通して、社会的排除の深刻化によって、当事者が普遍主義を謳う社会的援護によって選別という矛盾によって、社会的無視・忘却が生じることを明らかにした。このメカニズムを3章では社会的排除の状況にある人びとの側の変化からとらえ、当事者が社会的援護による社会的無視によって社会的排除に陥ることが、人格的な否定につながることを説明した。また、当事者の側から社会的無視・忘却をとらえるだけでなく、4章でおこなった無視・忘却する側のメカニズムの解明により、社会的援護がその内部で「社会的援護を要するにふさわしい」と判断し選別することが、社会的援護の中でも援護する側とそれを無視する側を生むことを示した。

5章では、社会的無視・忘却が自然災害の被災者とかれらへの社会的援護において典型的に考えられることを確認した。6章で阪神・淡路大震災の被災者における社会的無視・忘却について、インタビュー調査にもとづいて事例研究をおこなった。本論で考察した社会的無視・忘却は、不平等の拡大する現代の日本社会において、不利益な状況におかれた側を理解するための考え方を示したと考える。

(2) 本論の結論：社会的無視・忘却における社会的援護

本論の問いは、社会的排除にある人びとへ社会的援護がおこなわれるのに、社会的排除が解消されないことへの疑問からであった。本論は、これを制度や政策ではなく社会的援護をおこなう側と社会的排除にある側の相互作用として考察した。その結果、これらの中で、社会的無視・忘却が生じるために生じる社会的排除が再生産され深刻化することを提起した。

社会的無視とは、社会的排除にある人びとへ社会的援護がおこなわれても再びかれらが社会的排除に陥ったとき、社会的援護につながらない事態を生み出す現象である。これは関心の変化と、社会的援護の理念と現実の矛盾、すなわち包摂的排除によって導き出される。またこれは援護する集団の内部でも生じ、その援護を続ける側を別の援護に移る側は無視する形で生じる。そして、社会的忘却とは社会的無視におかれ社会的排除が深刻化して、当事者の存在が忘れられる状態である。本論はこれを、単なる制度の限界と解釈せず、援護する側が同時に排除する側であるという問題、また社

会的無視・忘却が社会的援護など社会の公共性への信頼に対する課題と考えた。そして、社会的排除にある人びとの状況を理解し考えるために社会的援護をなす側との相互作用から考察できることを示し、両者の相互作用がもつ意義を明らかにしたと考える。

序論で示した事例からこれを確かめたい。母親の介護生活が行き詰まった末に母親を殺してしまった男性が、殺人で執行猶予付有罪となり、その後再び孤立に陥って、誰にも苦境を知られることなく自ら命を絶ったという事例であった。この男性が文字通り、社会的排除の状況を再び経験した末に命を落としたという結末は、社会的排除を解消すべき社会的援護の制度や活動が関わらなかった故だけではない。また、社会的援護はこの男性を助け、再び社会に包摂する手段や機会がなかったわけではない。ただ、殺人事件をなしてしまうまでこの男性が窮状に追い込まれていたことに地域社会での援護は関心を払わず、かれの住む地域の行政や事業者は裁判後の社会復帰を支える営みも知らず、何ら関わらなかった。これらの現実が、社会的援護の制度・活動が社会的排除と地続きであることを示した。すなわち、母親を介護する間でさえこの男性の窮状に関係者が誰も気づかなかったという事実は、社会的援護以前に社会的関心を相互に払えない社会関係の欠如という社会的排除にあった。また事件の裁判後、これを解消する働きかけの機会があったのに地域社会と行政は、刑事事件となったケースは関われないという先入観によって再び無視し、男性は忘れられた存在になっていたのであった。

以上を振り返ることで、私たちは、社会的無視・忘却における社会的援護が、「社会的援護を要する状態にある」人びとの社会的排除を解消し社会的包摂を試みつつも、その目的を果たさないことを確かめることができる。同時に、社会的援護が関心を払わず対象として認識しないことが、当事者が命を自ら断つほどに追い込むように社会的排除の深刻化を理解できる。もう一つは、この事例のような人びとが増加している中、当事者が将来陥る状況と、社会的援護への悲観的な評価を現わしていると考えられる。これが、社会的無視・忘却における社会的援護の実情といえる。

(3) 本論の結論による社会的排除の研究への貢献

社会的無視・忘却を提示することによって本論は、社会的排除に関する問題性を掘り下げることと、先行研究の課題を発見することに寄与したと考える。これは、第一に、社会的排除という概念がもともと政策的意図から提唱されたことの故に、社会的排除を解消し社会に包摂する試みが政策的にならざるを得なかった影響を補うものである。第二に、従来の貧困よりも多面的な問題状況を包含する概念となった反面、その状況をとらえる中に社会的排除の状況にある人びとの経験すること、すなわち「当事者からみた社会的排除」を看過してしまう傾向があったことである。これはスピッ

カーの貧困研究でも指摘されたことであった（Spicker2007=2008: 26-33.）が、ケーススタディが類型化でとどまりがちのように、社会的排除の研究にも制約がある。また、これは筆者自身の反省でもあるが、特定の対人的な援助や社会的援護に関する実務という立場に立つと、それぞれ援助で関わる人びとを既定の枠組で定型的に対処し、当事者の個別性よりも目の前の問題解決に発想が縛られて感覚が鈍化する。けれどもそれは、社会的無視・忘却を経験する当事者の被っている人格的な影響に気付かないことを正当化するものではない。

以上から導かれる反省的視野は、社会的無視・忘却が制度と人びとの関係に着目した社会的相互作用、バーガーとルックマンの日常世界の認識やベッカーのラベリング理論を通してなされた考察の結果である。これは同時に、社会的排除を考える上で不可欠なものとして加えられるべき新たな視点だと考える。

（４）本論の結論による社会的援護への貢献

社会的排除に対して、現在の社会福祉は政策的に社会的包摂が目指され様々な社会的援護を充実させようとする。本論は、その実践活動や研究・教育に対して以下の異議申立をおこなったことになる。

第一は、社会福祉の実践活動や研究にとって成立期から現在まで、理念と現実の乖離は大きな課題であるはずだ。故に、社会的排除に向き合いその改善と包摂を図ろうとするなら、社会的無視・忘却が示したその自己矛盾という現実を、研究と実践活動両面で無視すべきではない。具体的には、社会的排除にある人びとを再び包摂する社会的援護自体が、社会的無視による当事者の尊厳を脅かす状況にどう向き合うべきか。また、社会的援護が期待されないという本論の示した見通しに対し、社会的援護自体への期待という公共性への信頼をどう捉え、向き合うか。いずれもきわめて実践的課題を提示したと思われる。第二に、社会的排除にある人びとや社会的排除への対応・対策とは、本論の結論を通して市民社会が成立する根本的な営みという意義があることも示した。したがって、社会的援護にとって、自らの基盤である市民社会とアイデンティティに関わる意義を有していることを再認識する手掛かりを示した。

2. 本論の限界と今後の課題

(1) 本論の限界

第一に、社会的無視・忘却の概念を提起したが、これが現代日本のみで生じる現象なのか、また事例研究で扱った災害の被災者以外の対象にもいえることなのか。これは社会的無視・忘却を考察する掘り下げ方と範囲に関するさらなる課題と考える。

第二に、社会的課題を考えていくとき、筆者は自らが社会的援護に関わる一人であることから、社会的援護に対する価値と希望的な見通しを否定できない。したがって、考察を進める中でもこの視点を相対化しつづることが困難であった。したがって本論では、バウマンの著作『廃棄された生』に対する考察をおこなわなかった。岩田(2008)の記述にもある通り、社会的排除が社会空間からの隠蔽や閉鎖を視野に収めており、バウマンのこの著作が重要な文献だと理解している。だがその内容は、社会的援護の限界に対して展望を考える営みさえもあきらめさせるような力強さを有していたからだ。もう一つの理由は、バウマンの立脚点であるモダニティにおける社会変動において、社会的援護そのものを否定しかねないと考えたからである。

第三の限界は、バウマンの著作のように社会的な人間存在が見失われてしまうことまでを視野に入れた考察を行わなかったことである。たとえばエスポジトは、ペルソナと人格の分離がすすむ後期近代社会における人格の形式化がおこっていると主張する(Esposito2007=岡田監修・佐藤・長友訳 2011:6-15)。本論でも社会的排除の状況におかれた当事者が被る対象化や物象化などと表現したが、人格としてもペルソナとしても、存在を確かめられないような状況におかれる人びとがあるというのは、社会の認識として観念的な指摘にとどめた。ディストピアとしての未来を思い描くことは可能だが、それでは本論で扱った社会的排除にあり社会的無視・忘却を経験している人びとの立場にたった展望を考えることができないと考えたからである。

(2) 今後の課題

本論に対する今後の課題として、上に加え、第一は、社会参加や社会関係における欠如など社会的排除がもたらす人間的な影響と社会認識の検討である。これはまず、リスク社会といわれる状況の拡大による変化、社会的不平等の広がりに伴う社会変動が、今後どのように広がっていくか未知数である。第二は後者に関わっており、たとえば内海が、グローバル化が進む社会概念について「他社会との相互作用に開かれた異種混濁的な空間(ハイブリディティ)としての社会」とよぶような、社会概念を再考する必要性である(内海 2018:165)。実のところ、社会的無視・忘却によって検討した、社会的排除が行き着くところは、社会全体の変化をとらえた一部ではあっても全体ではないからである。

いま一つは、社会的援護と公共性の関係である。社会変動がさらなる進行と影響は、

社会的援護そのものや、本論で用いた援護の制度や活動の構成にも変化を及ぼすに違いない。加えて、公共性との関係も更に変化するだろう。関連して述べるなら、たとえば、社会的援護のあり方への影響とは、社会的援護の構成する社会システム自体の変化としてとらえられる。

一例をあげよう。筆者の知る社会福祉法人は、例年バザーを開催してきたが昨年限りで中止することとなった。このバザーでは近隣の住民から提供を受けた物品や、職員たちによる手作りのケーキなどが販売され、その売上げでこの法人の運営する保育所や高齢者むけ事業が充実されてきた。しかし、販売するための物品が集まらなくなり、今年で最後にすることにしたのであるという。その背景にあるのは、個人によるフリーマーケットや、リサイクルショップや買い取りショップへの売却といったリサイクル市場の拡大があるのだが、これは経済社会の構造変化が従来の社会的援護に及んだ結果生じた変容の一例と考えられる。

また、グローバル化に伴う日本社会の変化も考えられる。福祉・医療分野の外国人労働者を含め、現代日本は来日外国人や定住する外国籍住民が増加して、社会の構成員も変わっている。従来、人びとの多様な性や生き方を尊重し、社会的援護における普遍主義という原理が一定の支持と社会的な必要性があった。だが、その一方で、見えない形での差別や、ヘイトクライム・ヘイトスピーチといった多文化に対する嫌悪も、実社会での言論・行動のみならずインターネットの中で広く散見されることは、社会的援護のあり方を変えるだろう。そして社会的援護は、これらをうけて、今後如何なる公共性を示すのだろうか。これに付随する着眼点として、現代社会においては対人交流や人間関係に対する価値が、世代によっても、また人びとを媒介するメディアの多様化によっても、大きく変わっている点が指摘できる。たとえばインターネットなどを介したコミュニケーションの変化がもたらす社会関係や、今後の更なるIoTの普及とシンギュラリティが予見させる社会認識の変化があるだろう。

いずれにせよ、私たちが直面している現状のとらえ方がまず前提にあるのであって、これらに対して、本論の考察は関心という時間的な変化にも注目し、理解する重要性を提起した。結果を急ぎがちな、近視眼的に問題「解決」を重視することは、問題状況を偏ったとらえ方で理解しかねない。以上の課題に対しても、本論で試みた考察の視点を重視し、今後も考察を続けていくこととしたい。

参考文献・論文・資料・ウェブサイト

・Agamben, Giorgio: HOMO SACER il potere sovrano e la nuda vita, Ciulio Einaudi Editore S.p.A, Tronto, 1995 (=高桑和巳訳, ホモ・サケル-主権権力と剥き出しの生, 以文社, 2003)

- ・ Baumann, Zygmunt :Wasted Lives: Modernity and its Outcasts, Polity Press, 2004.
(=中島道男訳, 廃棄された生-モダニティとその追放者-, 昭和堂, 2007.)
- ・ Esposito, Roberto: TERZA PERSONA Politica della vita e filosofia dell' "impersonalre" , GIULON EINAUDI EDITORE Sp. A. , 2007. (=岡田温司監修, 佐藤真理恵・長友文史訳: 三人称の哲学 生の政治と非人称の思想, 講談社[講談社メチエ], 2011.)
- ・ 内海博文: 社会のハイブリティティに関する理論的研究, 北野雄士編: 変化を生きながら変化を創る-新しい社会変動論への試み-, ミネルヴァ書房, 160-174. , 2018.

謝 辞

本論をまとめるにあたり、坂井素思先生、森岡清志先生、奈良由美子先生からご指導を頂いた。また北川由紀彦先生と影山摩子弥先生によるご指導を頂いた。そして博士課程を通して、放送大学大学院社会経営科学プログラムの先生方はじめ諸先生からのご指導と、博士課程の学友からさまざまな刺激を頂き、叱咤激励を受けた。とりわけ、主任指導教員の坂井先生には粘り強くご指導と励ましを頂いた。以上のおかげで、本論をまとめることができた。

また、私を本論の主題に導いて下さり、動機を与えて下さったのは、これまで出会ってきた諸先生・諸先輩のご指導があったからである。とくに、故加藤忍先生に支えて頂いたおかげである。記して深く謝意を申しあげたい。

本論の研究テーマは、これまでの調査や研究を通して出会った数多くの当事者のおかげである。この人たちから、窮状に陥ることや社会的な孤立の現状について学ぶ機会を与えられた。ここから与えられた多くの気づきが本論の種となっている。また、数多くの先達の思索から学ぶことにより、私は試行錯誤しつつも、本論に取り組む意義を確かめることができた。

最後に、気づきが本論の研究テーマとして、少しずつ形になり、何度も組み立てては直し、書き直してはまとめる過程は、大切な妻恭子の支えがなければ取り組めなかった。ここに記して謝意を表したい。